

広島市

地域コミュニティ活性化ビジョン

(案)



令和 4 年 1 月



広島市

目 次

第1章 地域コミュニティの現状と課題	P1
1 地域コミュニティの基本認識	P1
2 町内会・自治会等実態調査の実施	P1
3 調査結果から見た地域コミュニティの現状・課題	P2
(1) 地域特性	P2
(2) 団体運営	P3
(3) 活動内容	P4
(4) 活動の担い手	P5
(5) 行政からの支援	P6
第2章 地域コミュニティにおける活動事例	P7
1 地域コミュニティにおける活動事例一覧	P7
課題1 団体運営	P9
課題2 活動の担い手	P13
課題3 地域特性	P25
課題4 活動内容	P33
課題5 行政との関係性	P46
第3章 地域コミュニティ活性化の方向性	P51
第4章 これからの地域コミュニティ	P52
1 地域コミュニティの新たな協力体制	P54
(1) 仕組み	P54
(2) ねらい	P54
(3) 役割	P55
(4) 活動拠点	P56
(5) 活動財源	P56
(6) 活動内容	P56
2 地域課題の情報提供・支援活動の提言	P56
3 新たな協力体制の設立までの流れ	P57

目 次

第5章 行政等からの支援	P58
1 支援体制の構築	P58
2 能動的に地域課題を把握・分析	P58
3 柔軟な活動支援	P58
(1) ヒトの支援	P58
(2) モノの支援	P59
(3) カネの支援	P60
(4) デジタル化(情報)の支援	P62
第6章 地域コミュニティと行政との関係	P63
1 市民・行政協働型の公共サービス	P63
2 自助・共助・公助の一体的な機能発揮	P63
第7章 理想とする地域コミュニティの姿(イメージ)	P64
参考資料	P65
1 主な支援制度一覧	P68
2 広島市地域コミュニティ活性化ビジョンの策定経過	P107
3 地域コミュニティ活性化に関する懇談会 委員名簿	P108
4 地域コミュニティ活性化に関する懇談会で挙げられた主な視点	P109

第1章 地域コミュニティの現状と課題

1 地域コミュニティの基本認識

町内会・自治会をはじめとする地域コミュニティは、「公」(国・自治体等の組織)と「私」(個人)の中間に位置する集団です。

そこに属する人には、居住や意識の面で共通点があり、伝統的に、①生活に関する課題(冠婚葬祭、福祉、教育、防災等)の解決・相互扶助 ②伝統文化等(祭り、伝承、景観等)の維持 ③交流の場の提供 ④地域全体の課題への調整といった役割を果たし、地域共生社会の形成や、まちのにぎわいづくり、さらには、災害時における協力・連携などにも大きく寄与しています。

しかしながら、少子高齢化や単身世帯の増加などの家族単位の縮小、労働環境や生活環境の変化といった様々な社会的要因の変化が、地域コミュニティへの参画意欲を減少・喪失させています。

本市の町内会・自治会の加入率は年々減少して6割を下回り、老人クラブの加入率(60歳以上の人は約1割、子ども会の加入率(小学校児童)は約3割となるなど、地域を支える人材の不足や地域コミュニティの活力低下が懸念されています。

【広島市全体の町内会・自治会加入率の推移】

	昭和57年度 (1982年度)	平成12年度 (2000年度)	平成22年度 (2010年度)	令和2年度 (2020年度)
町内会・自治会	86.0%	75.4%	65.6%	56.0%

*加入率:加入世帯数/住民基本台帳登録世帯数

2 町内会・自治会等実態調査の実施

本市の地域コミュニティに関する課題分析や活性化策の検討のため調査を実施しました。

団体アンケート	標本数	回収状況
ア 町内会・自治会	1,918	1,457(76.0%)
イ 地域団体(概ね小学校区の範囲で統括的な役割を担う団体) 例:地区社会福祉協議会、連合町内会・自治会	217	195(89.9%)
団体役員ヒアリング	標本数	回収状況
ウ ア又はイの会長で長年地域で活動されている方など	17	—
エ 5年以内に解散した町内会・自治会の元役員の方	3	—

市民アンケート	標本数	回収状況
オ 町内会・自治会がある地域に居住する18歳以上の市民	6,000 (無作為抽出)	2,515(41.9%)
カ 町内会・自治会がない地域に居住する18歳以上の市民	1,000 (無作為抽出)	439(43.9%)

*調査時期:令和2年(2020年)8月~令和3年(2021年)3月

第1章 地域コミュニティの現状と課題

3 調査結果から見た地域コミュニティの現状・課題

(1) 地域特性

◆ 町内会・自治会は町丁目単位などで結成されますが、規模は様々で、加入世帯は少ないところで10世帯未満、多いところでは1,000世帯を超えるものもあります。

平均すると小学校区に約14の町内会・自治会がありますが、5未満の学区もあれば、50に及ぶ学区もあります。

各町内会・自治会に共通する問題の解決や連絡調整等のため、小学校区などの範囲に連合町内会・自治会が結成されているところが多い状況です。

◆ 地区社会福祉協議会は概ね小学校区ごとに設置され、学区内の町内会・自治会や各種団体等を構成員とし、連携して学区内の福祉課題等の解決に取り組んでいます。しかしながら、各種団体の結成状況は一様ではなく、連合町内会・自治会との関係性にも違いがあり、地区社会福祉協議会の組織運営は地域によって異なっています。

【概ね小学校区を活動範囲とする各種団体の組織数(主なもの)】

	地区社会福祉協議会	学区自主防災会連合会	地区老人クラブ連合会	学区子ども会育成協議会	学区体育協会	単位女性会	単位地域活動連絡協議会	小学校区数(参考)
組織数	140	146	109	104	136	48	66	141

*市の関係課が把握している組織数(令和3年(2021年)12月現在)

◆ 地域コミュニティの組織の実態は多様で、かつ、その形成過程には地域ごとの歴史や経緯があります。アンケートの回答にも、他地区のやり方をあてはめてもうまくいかないといった意見がありました。

◆ 住民の年齢構成や人口の増減、住宅状況等も地域コミュニティに影響を及ぼしています。市街地では、マンション建設などによって地域への帰属意識が低い住民が増加し、町内会・自治会への加入が進まないといった問題が生じ、中山間地・島しょ部では、町内会・自治会の加入率は高いですが、人口減少と高齢化によって地域コミュニティの存続が脅かされかねない状況です。また、戸建住宅や様々な集合住宅が混在する地域では、既存の地域コミュニティと新たな住民との関係づくりが難しいといった課題があります。

一つの行政区内でも、地域ごとに課題が異なることに留意する必要があります。

【地域の住宅状況(町内会・自治会アンケート)】

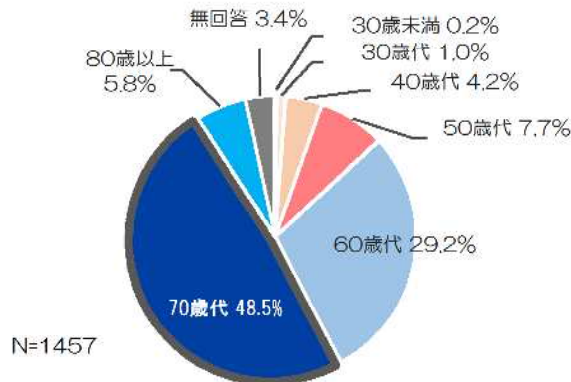
地域の住宅状況	行政区								合計	
	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	(件)	(%)
戸建住宅が多い	16	77	44	34	105	294	100	146	816	56.0%
集合住宅(複数人が居住)が多い	39	21	17	20	24	17	9	19	166	11.4%
集合住宅(単身者が居住)が多い	10	3	2	6	3	2	2	-	28	1.9%
戸建住宅や様々な集合住宅が混在	43	56	52	59	76	24	27	56	393	27.0%
店舗・オフィス・工場等が多く、住民より事業者が多い	16	-	3	1	-	-	1	-	21	1.4%
その他	1	2	-	-	1	7	1	5	17	1.2%
無回答	3	-	-	3	3	4	2	1	16	1.1%
合計	128	159	118	123	212	348	142	227	1,457	100.0%

第1章 地域コミュニティの現状と課題

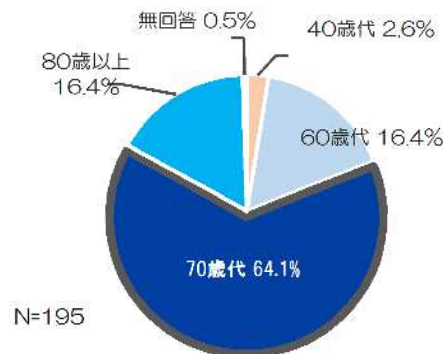
(2) 団体運営

◆ 役員が高齢化している。

【会長の年齢(町内会・自治会アンケート)】

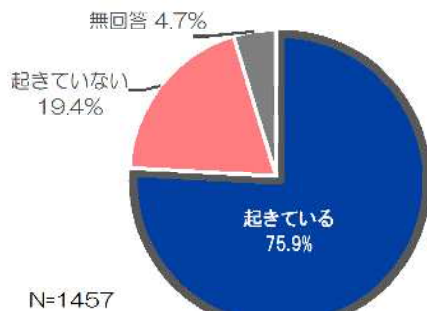


【会長の年齢(地域団体アンケート)】

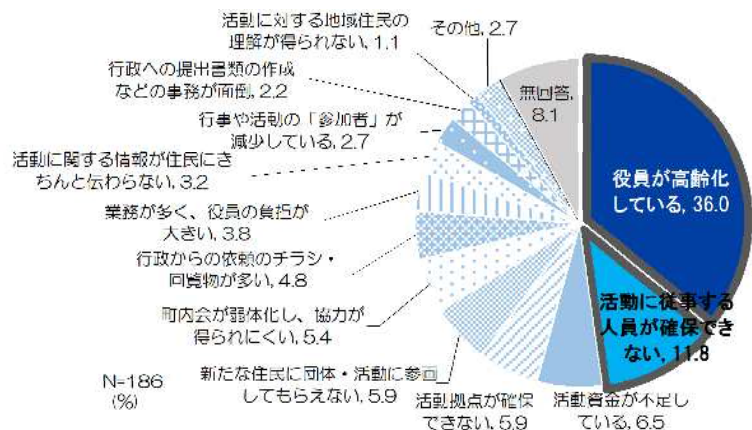


◆ 役員の担い手(後継者)や活動に従事する人員が不足している。

【役員の担い手不足(町内会・自治会アンケート)】



【運営上最も困っていること(地域団体アンケート)】



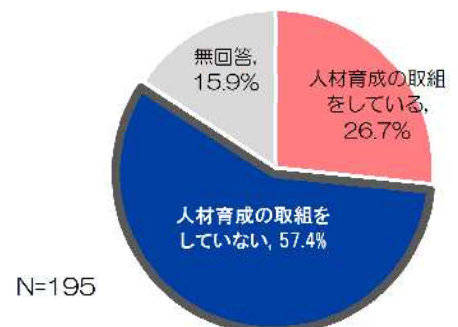
◆ 特定の人が複数の団体の役員を兼務している。

- ・ 町内会・自治会長は1人当たり平均4.7役を兼務し、概ね6割の人が「自主防災会・学区自主防災会連合会」「地区社会福祉協議会」「連合町内会・自治会」の役員も務めています。
- ・ 地区社会福祉協議会会長や連合町内会・自治会長は、学校協力者会議や公民館運営委員会の委員なども務める人が多く、1人当たり平均6.8役を兼務しています。

◆ 人材育成の取組は進んでいない。

- ・ 若い人に役員を経験してもらう、研修会に参加してもらう、小・中学校PTAから毎年新たな人材が組織内に入る仕組みを作ったなどの取組がありますが、人材育成に取り組んでいない団体が多い状況です。

【人材育成の取組(地域団体アンケート)】



◆ 団体間の連携・協力に課題がある。

【アンケート自由意見、ヒアリング調査】

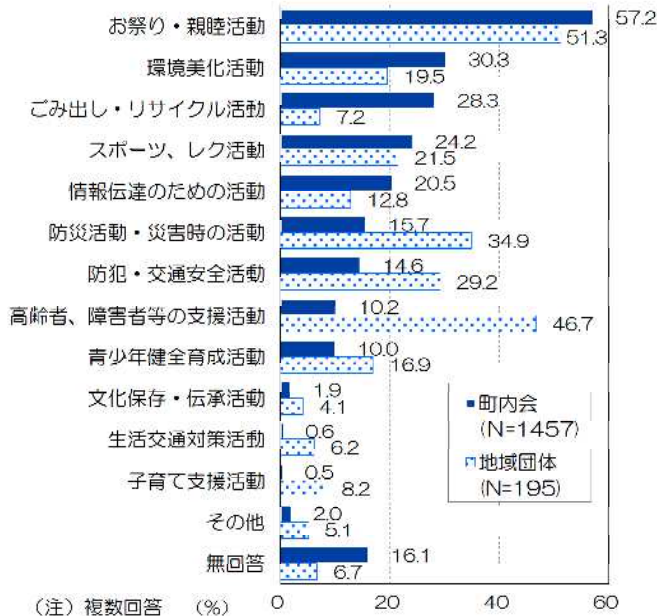
- ・ 複数の団体で同じような活動が行われている。
- ・ 行事は各団体から人員を出して実施する。集約化して人、物、金を集中したほうが良い。
- ・ 地域団体が縦割りでは町が一つにまとまらない。

第1章 地域コミュニティの現状と課題

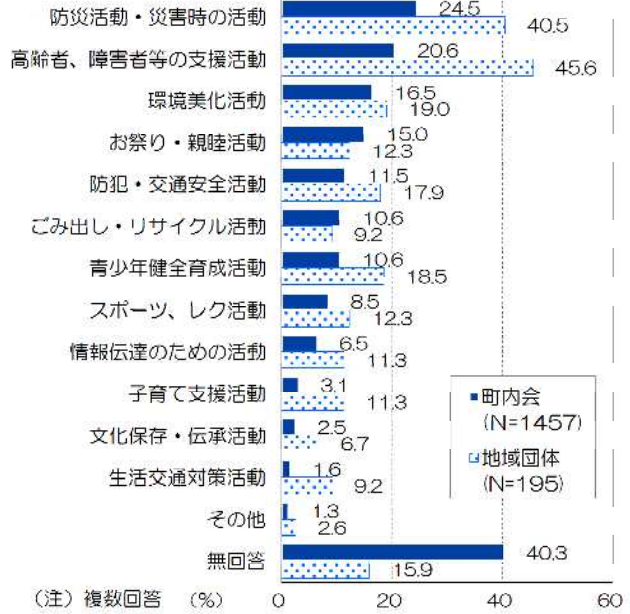
(3) 活動内容

◆ 防災や高齢者等の支援を充実させたい。

【現在、力を入れている活動】



【今後、充実させたい活動】



- ・ 町内会のある地域の市民が今後参加してもよい活動は、「防災活動」が最多となっています。
- ・ 町内会がない地域の市民の生活上の不便・不安は、「災害時の助け合いの準備ができていない」が最多となっています。
- ・ 防災など目的がはっきりした活動への期待が高まっています。

◆ 活動拠点の運営に課題がある。

- ・ 地区社会福祉協議会の約8割、連合町内会・自治会の約7割が活動拠点を有しています。
- ・ 活動拠点に専任担当者が常駐することで人が集まりやすくなり、活動の活性化が見込めるという意見がある一方、維持管理費用が高く負担が大きい、管理運営や利用調整を行う人の確保が困難といった声があります。

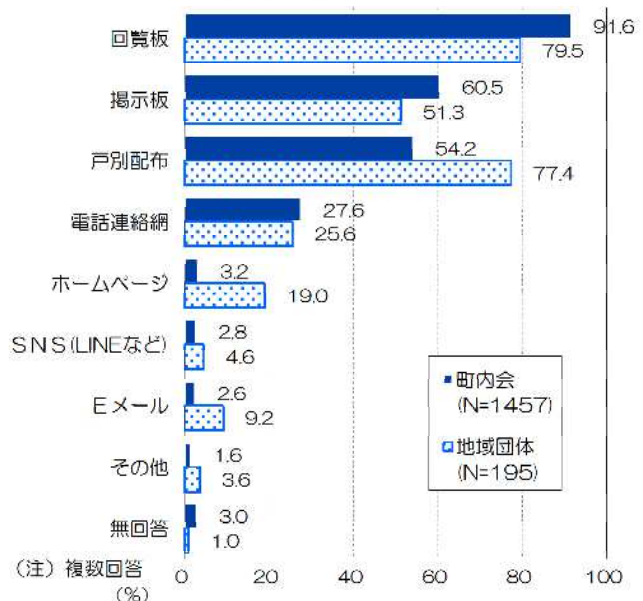
◆ 補助金が使いにくい。

【アンケート自由意見、ヒアリング調査】

- ・ 補助金の使い道が限定的で、地域活動に使いにくい。
- ・ 補助金の手続きが煩雑である。

◆ ホームページやSNSなどの使用は進んでいない。

【広報及び情報伝達の状況】



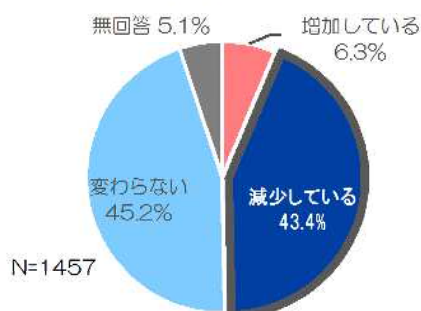
町内会、地域団体のいずれも、課題としては「回覧板が回るのが遅い」が最多となっています。

第1章 地域コミュニティの現状と課題

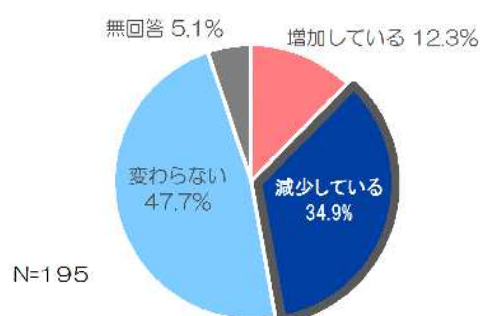
(4) 活動の担い手

◆ 活動への参加者が減少している。

【活動への参加者数(町内会・自治会アンケート)】

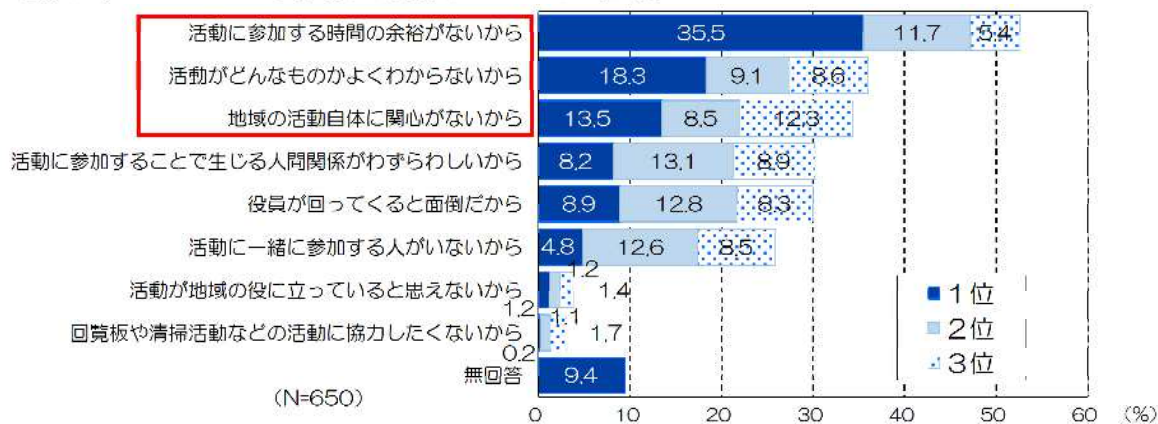


【活動への参加者数(地域団体アンケート)】



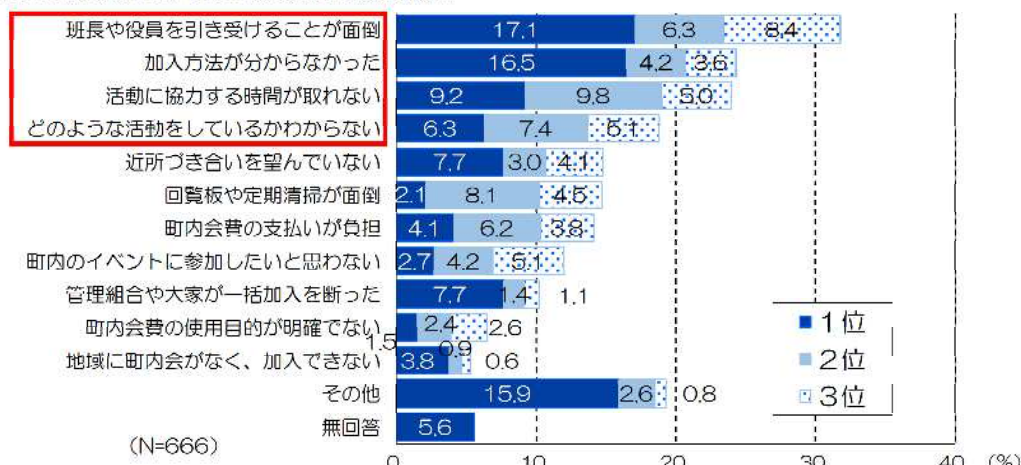
◆ 地域活動に参加しない理由は、「参加する時間の余裕がない」が最多で、次いで、「活動内容がわからない」、「活動自体に関心がない」などとなっている。

【活動に参加していない理由(町内会・自治会がある地域の市民)】



◆ 町内会・自治会への加入の働きかけが難しい。

【加入しなかった理由(町内会・自治会がある地域の市民)】



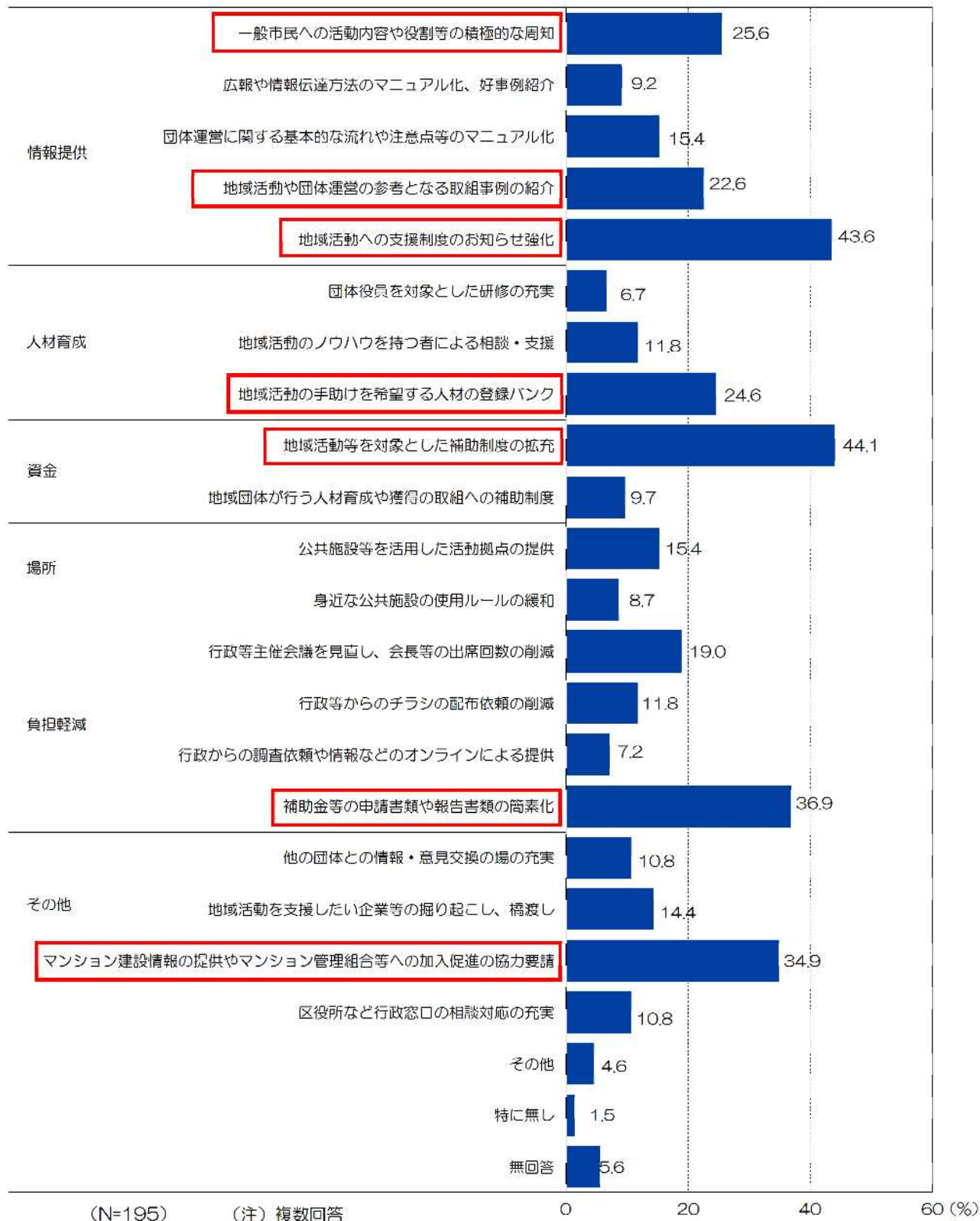
- ・ 地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会の多くは、地元の学校や事業者、ボランティア団体やNPO等から、地域行事への参加などの協力を得ていますが、今後は地域の一員として組織への加入を希望するといった連携の強化を求める声があります。
- ・ 地域とのつながりが大切と考える人の割合は高く、町内会のある地域が約7割、町内会がない地域でも約6割となっており、そうした人材との関係づくりが必要です。

第1章 地域コミュニティの現状と課題

(5) 行政からの支援

- ◆ 行政に期待する支援は、地域活動への補助制度の拡充や地域活動に役立つ情報の提供、一般市民向けの啓発や加入促進への協力、行政書類の負担軽減や人材育成・確保に関するものなど、様々である。

【活動の活性化に役立つと思う行政の支援(地域団体アンケート)】



第2章 地域コミュニティにおける活動事例

1 地域コミュニティにおける活動事例一覧

課題区分	事例名
1 団体運営	～団体間の連携体制の強化に向けて～ ① 「横串」の地域団体の連携体制
	～持続可能な組織の形成に向けて～ ② 地域の将来を見据えた組織の形成
	～町内会役員の負担軽減に向けて～ ③ 町内会の活動を支援する組織の創設
	～自律的な地域運営に向けて～ ④ 地域活動協議会を核とした地域運営
2 活動の担い手	～多様な世代の地域活動への参画に向けて～ ① 多様な世代が活躍できるまちづくり
	～現役世代の地域活動への参画に向けて～ ② 交流イベントをきっかけとした現役世代の担い手の確保
	～子育て世代の地域活動への参画に向けて～ ③ 子育て世代が活躍できるまちづくり
	～企業の地域活動への参画に向けて～ ④ 記念イベントを契機とした地元企業の地域活動への参画
	～郷土愛の醸成と将来のまちづくり人材の育成に向けて～ ⑤ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
	⑥ 地域ぐるみで子どもたちの夢や目標を応援
	～町内会の加入促進に向けて～ ⑦ 地区社協による町内会等の紹介冊子の作成
	～地域住民の生活支援に向けて～ ⑧ 町内会を基本とした日常生活のサポート
	～マンションが多い地区における町内会の活性化に向けて～ ⑨ マンション中心の町内会でのまちづくり
	～多様な主体の地域活動への参画に向けて～ ⑩ 住民有志が創るまちづくりプロジェクト
	⑪ 地域活動に関心を持ってもらうために
	～時間や場所に縛られず、幅広い世代が参加しやすい活動～ ⑫ 犬の散歩を通じた顔の見える地域づくり
3 地域特性	～マンション住民と近隣住民との交流に向けて～ ① マンションの公開空地での交流イベント
	～住宅団地の特性を生かしたにぎわいづくり～ ② 自宅の開放から始まるにぎわいづくり
	～中山間地におけるコミュニティの持続に向けて～ ③ 地域活性化に向けた作戦会議
	～中山間地の集落の再生に向けて～ ④ 自らの手で整備する地区の魅力づくり
	～若者の視点を生かした地域資源の掘り起こし～ ⑤ 休耕田を活用した地域の魅力づくり
	～地域の新たな魅力づくりにに向けて～ ⑥ ふるさとの特長を生かしたワインづくり

課題区分	事例名
3 地域特性	～島しょ部におけるコミュニティの持続に向けて～ ⑦ 地域の将来像を考える活性化ビジョンづくり ～空き家の活用による地域コミュニティの再生～ ⑧ 空き家を活用した地域の活性化の仕組みづくり
4 活動内容	～活動拠点の確保に向けて～ ① 誰でも気軽に利用できる拠点づくり ～福祉の視点に根差した拠点づくり～ ② 空き家を活用した交流拠点づくり ～活動拠点の専従スタッフの確保に向けて～ ③ 子育て中のお母さんを拠点のスタッフに ～住民主体の持続可能な取組に向けて～ ④ 魅力ある地域資源を活用した自主財源の確保 ⑤ 街区公園を使った自主財源の確保 ～全住民を対象とした活動の充実に向けて～ ⑥ 防災を中心とした活動への転換 ～地域ぐるみの子どもたちの育成に向けて～ ⑦ 地域団体の連携による校庭を活用した子ども向けの映画鑑賞会の開催 ～地域住民の連帯意識の醸成や住民同士の交流促進に向けて～ ⑧ ラジオ体操を通じた地域の絆づくり ～ウィズコロナにおける新しい地域活動スタイル～ ⑨ オンラインを活用した地域の絆づくり ～地域における迅速な情報伝達に向けて～ ⑩ 地域における幅広い世代への情報伝達 ～地域におけるICT化の推進に向けて～ ⑪ ICT導入による地域活動の活性化 ～地域・行政協働による効率的な情報の受発信に向けて～ ⑫ 地域と行政で取り組む情報の受発信の改善 ～地域の主体的なまちづくりに向けて～ ⑬ 地域総括補助金の活用によるまちづくりの推進
5 行政との関係性	～市有財産を活用した拠点の確保に向けて～ ① 住民主体の活動拠点づくり ② JR旧駅舎を活用した交流拠点づくり ～地域と行政の連携・協働に向けて～ ③ 地域と行政の連携・協働によるまちづくり ④ 地域と行政の協働による課題解決 ⑤ 地域団体とテーマ型の活動団体をつなぐ

課題1 団体運営

～団体間の連携体制の強化に向けて～

「横串」の地域団体の連携体制

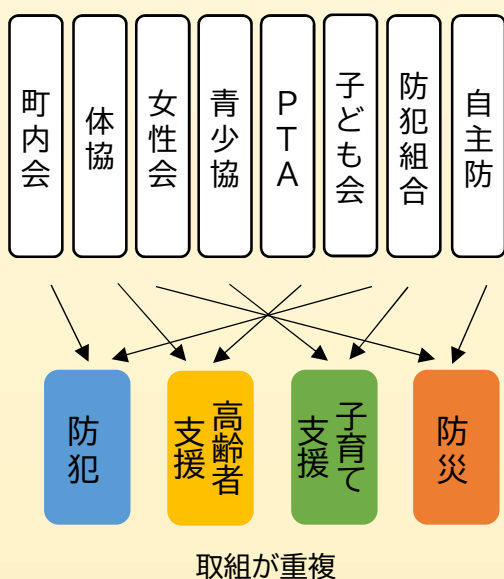
【1 現状・課題】

- ある団地では、役員が高齢化し、後継者が不足しています。
- 活動の担い手が不足する一方、各種地域団体が縦割りでそれぞれ活動し、取組が重複するなど、団体間の連携・協力の課題があります。

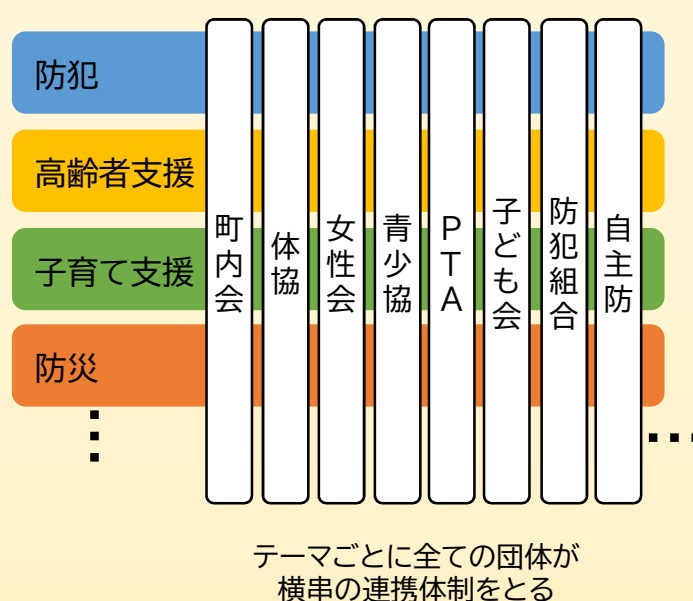
【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地区社協に参加する全ての地域団体から委員を出して横串の組織を作り、防災、高齢者支援などまちづくりのテーマごとに課題の解決策を検討しています。
- 解決策の実施は地区社協の役員会で決定し、縦の各種地域団体が実行します。

▼これまでの縦割り組織のイメージ



▼横串組織のイメージ



【3 行政等からの支援】

- 地区社協の「福祉のまちづくりプラン」の策定作業の中で、市社協からプランの目標達成には各種地域団体が連携する方式が有効との助言を行いました。

【4 これまでの成果】

- 重複していた取組を合同で実施するなど、団体間の連携強化と活動の効率化が図られています。
- 横串組織を課題の解決策の検討に特化した組織とすることにより、委員の負担が軽減され、若い人材が参加しやすくなったため、幅広い世代が自由な発想で意見交換を行うことができています。
- 各種地域団体の活動の活性化にもつながっています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、次代を担う人材の発掘のために、地区社協に参加する各種地域団体の副会長や事務局員の増員を進めています。
- 公助の取組として行政等では、引き続き地区社協の話し合いの場などに参加し、支援していきます。また、活動の充実に当たり、地域からの求めに応じて補助金等※の活用などを提案します。

※ “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金、区の魅力と活力向上推進事業補助金、市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 解決策の検討は横串組織、実施の決定は役員会、実行は縦の各種地域団体、と役割分担をすることで、参加者の負担が軽減され、子育て世代などの参画や後継者確保につながります。

課題1 団体運営

～持続可能な組織の形成に向けて～

地域の将来を見据えた組織の形成

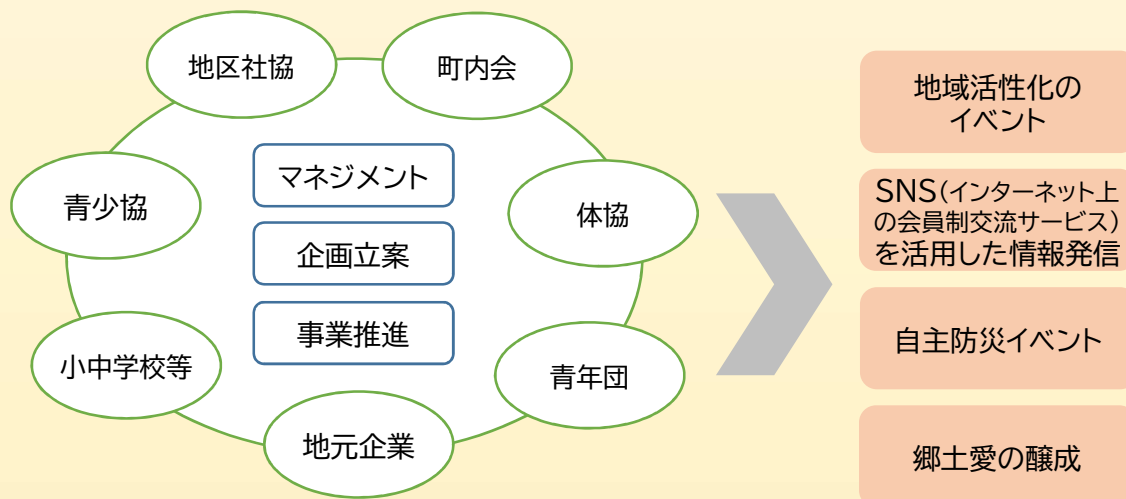
【1 現状・課題】

- ある地域では、各種地域団体の役員の高齢化が進み、団体の活動の継続が危ぶまれ、活動に従事する人員も不足しています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地区の誕生150周年を祝う記念イベントを企画するため、地区社協が中心となり、小学校区内の町内会、地元企業（金融機関、郵便局等）、小中学校、青年団などで構成する組織を立ち上げました。
- この組織はマネジメント部門、地域の課題解決の企画立案部門、事業推進部門の3つで構成されています。
- 記念イベントを通じて参画団体の連携が深まり、地域の様々な課題や変化する社会情勢に対応できる組織となることを目指しています。

▼連携組織のイメージ



【3 行政等からの支援】

- 記念イベントの実施に当たり、市の区の魅力と活力向上推進事業補助金※1を交付しました。

※1 【補助対象】 3人以上で構成される団体

【補助限度額】 初年度：100万円、2年度：70万円、3年度：35万円

【4 これまでの成果】

- これまで各町内会や団体が抱えていた課題を、地域全体で共有し、解決策を検討しています。
- 地域を盛り上げるイベントなどを企画する趣旨に賛同し、新たに地元企業が賛助するなど組織が広がりを見せています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、地域の防災士会の協力を得て、巨大地震のシミュレーションやハイブリッド車による電気供給、避難所での新型コロナウイルス感染症予防などを学ぶイベントを企画するなど、地域全体の主要課題である防災活動にも取り組もうとしています。
- 公助の取組として行政等では、地域からの求めに応じて、取組への助言や補助金等※2の活用などの提案を行います。

※2 “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金、区の魅力と活力向上推進事業補助金、市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 既存の地域団体や町内会の枠組みにとらわれず、地域の将来像を見据えながら取組を進めることが大切です。

課題1 団体運営

～町内会役員の負担軽減に向けて～

町内会の活動を支援する組織の創設

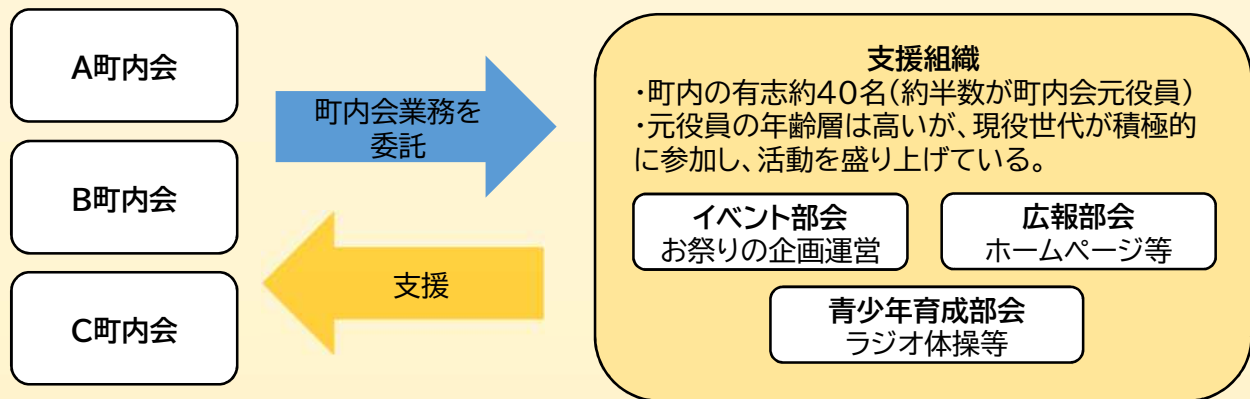
【1 現状・課題】

- ある団地では、地域のお祭りの運営を担っていた子ども会が解散し、町内会が運営を行うことになりましたが、町内会の役員は、毎年交代制で人材育成も進んでおらず、お祭りの運営ノウハウの継承もできていません。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 町内会役員を経験した有志がお祭りの企画運営を引き受け、その活動が発展し、町内会活動の支援を目的とした組織を立ち上げました。
- 町内会からお祭り、広報活動、子ども会の支援などを受託し、町内会行事のサポートを行っています。
- 受託業務の経費は町内会の予算が充てられています。

▼町内会と支援組織との関係



▼お祭りの様子



▼オープンカフェの様子



【3 行政等からの支援】

- 地域の自主・自律的な取組です。

【4 これまでの成果】

- 意欲がある人が活動の担い手となっているため、行事が盛り上がり、町内会からの受託業務だけでなく、有価資源回収によって収入を確保し、オープンカフェなどのイベント活動も行っています。
- イベントの中で、不動産、家財整理、リフォームの相談などを行い、住民の様々なニーズに応えています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として支援組織では、団地住民の高齢化に対応した取組などにも取り組もうとしています。
- 公助の取組として行政等では、更なる発展的な活動を支援するため、地域からの求めに応じて補助金※の活用などを提案します。

※ 区の魅力と活力向上推進事業補助金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 町内会の役員の負担を軽減するには、町内会の業務を委託するなど、外部の力を活用することも効果的です。
- ◎ 負担軽減だけでなく、地域活性化のきっかけとなることが期待できます。

課題1 団体運営

～自律的な地域運営に向けて～

地域活動協議会を核とした地域運営

他都市事例

【1 現状・課題】

- ある市では、各種地域団体がばらばらに活動することが多く、活動の重なりや偏りが生じ、団体の担い手不足につながっています。
- 同一行政区内であっても、高齢化が進行する地区、児童数が増大する地区など、地区ごとの課題が多様化する中で、それぞれの地域の実情に応じ、自らの地域のことは自ら決めるという地域運営の仕組みが必要となっています。

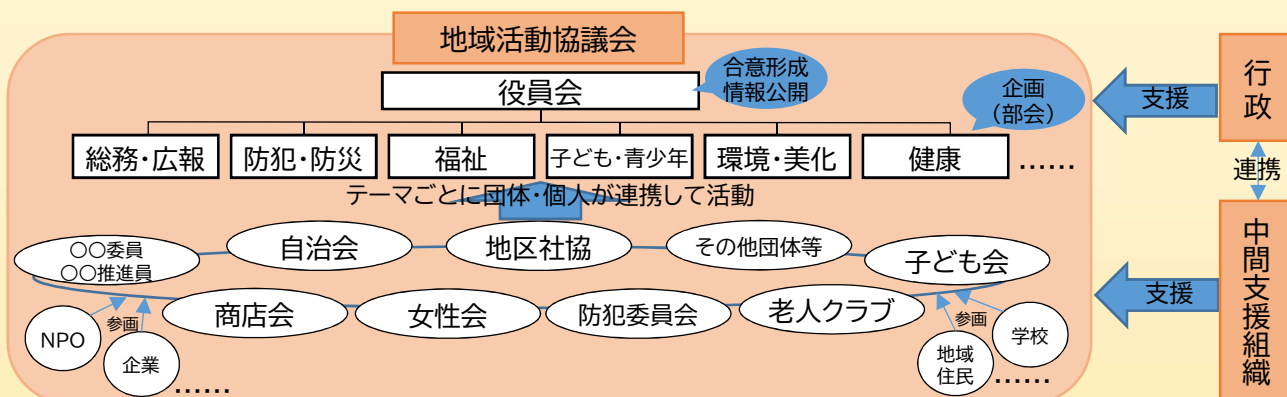
【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 市内の全域で、概ね小学校区を単位として、地区社協などの地域団体をはじめ、NPO、企業等の多様な団体・個人が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組む地域活動協議会の設立が進んでいます。
- 地域活動協議会の役員会では、事業計画の作成、合意形成、情報公開などを行います。事業計画に基づき、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなどのテーマごとの部会で、各種団体等が連携して企画・活動を行っています。
- 運営上の重要な事項は役員会で議決されています。

【3 行政等からの支援】

- 市が定める要件(まちづくり全般を活動対象とすること、会計の透明性など)を満たす組織を地域活動協議会として認定しています。
認定した組織に対し、協働のパートナーとして行政と区ごとの中間支援組織(社協、民間事業者等)が積極的に支援を行っています。

▼地域活動協議会と行政等からの支援のイメージ



【4 これまでの成果】

- わがまちの将来を見据えて、将来ビジョンや課題を多様な主体で共有することができるようになりました。
- 地域活動協議会を作ることによって地域団体相互の日程や活動内容の調整が可能となりました。
- 縦割りに地域団体や住民の委員をつくる従来のやり方では一部の委員に役職が集中していましたが、地域活動協議会で様々な活動主体が連携することによって、役員の負担が軽減され、新たな担い手の発掘にもつながっています。
- 民民主義で開かれた組織運営と会計の透明性が確保された組織を形成したことで、町内会未加入者からも地域活動に対する関心や信頼感を得られ、若い世代やマンション住民など新たな人材の参加につながっています。

この取組のポイント

- ◎ 広島市内では既に概ね小学校区を単位とした連携の仕組みはありますが、自律した地域運営を行うためには、地域が地域課題や将来ビジョンを共有し、既存の地域団体のみならず、地元企業やNPOなど多様な主体が地域運営に参画する仕組みを整えることが重要です。
- ◎ 多様な主体が参画する組織の継続的な運営を支援する仕組みが必要です。

課題2 活動の担い手

～多様な世代の地域活動への参画に向けて～

多様な世代が活躍できるまちづくり

【1 現状・課題】

- ある地域では、少子高齢化や人口減少社会の中でも、将来にわたって暮らしやすく、多様な世代が共感できる地域をつくるため、世代間の交流が必要と考えています。
- 地域の公民館主催のワークショップに参加した住民グループがまちづくりに取り組もうとしています。
- 地域の中学校では、生徒たちが将来のまちを考え、課題解決に向けた行動力を養う学習を進めています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 中学生が中心となって、利用者が減少している街区公園でイベントを企画・実施し、子どもだけでなく大人、高齢者も楽しめる遊び場をつくるアイデアをまとめました。
- 公民館で活動する住民グループや地域団体の大人が中学生の思いに共感し、アイデアの実現をサポートしました。
- イベントでは、中学生は、保護者や親子連れがくつろげるよう、飲み物やおやつを提供するカフェを運営したり、小学生などの遊び相手になります。シニア世代は、手芸や紙芝居を披露したり、皿回しなどの遊びや工作の指導者となり活躍しています。

▼イベントの打ち合わせの様子



▼イベントの様子



【3 行政等からの支援】

- 中学校から相談を受けた公民館が、ワークショップの開催などによって大人と中学生の連携を支援しました。
- 公民館が事務局となって地域活動への助成金※1や、学校や公民館による地域と連携した取組への助成金※2に応募し、活動資金を確保しました。

※1 (公財)ひろしまこども夢財団の広島県こども夢基金活動助成事業

【助成対象】 子どもに夢を与え、体験を促す活動を企画・実施する団体等

【助成限度額】 10万円

市社協のひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成事業

【助成対象】 市域の福祉向上を目指して活動する非営利活動団体

【助成限度額】 30万円

※2 環境省の持続可能な地域づくりを担う人材育成事業、広島県公民館連合会の公民館等活性化モデル事業

【4 これまでの成果】

- 年4回開催されるこのイベントは、参加者が毎回300人を超えるなど地域に浸透し、高校生になったOB・OGも手伝うなど、多世代参加の地域づくりが進んでいます。
- 中学生が地域団体の主催行事を手伝うなど、イベント以外にも連携が広がっています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、遊び場づくりの担い手となる地域の大人の協力者の発掘や育成、活動資金の確保に取り組もうとしています。
- 公助の取組として行政等では、区役所が中心となって公民館などと情報共有を進め、地域団体と公民館で活動する住民グループとの連携や若い世代との交流、活動資金の確保に向けた助言などに取り組めます。

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 多様な世代や主体と連携することにより、住民の地域活動への共感、支援の輪が広がっていきます。

課題2 活動の担い手

～現役世代の地域活動への参画に向けて～

交流イベントをきっかけとした現役世代の担い手の確保

【1 現状・課題】

- ある地域では、現役世代の担い手の確保が課題となっています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 毎年1回、地域の全団体が協力して、地域の伝統、文化、行事などを披露し、遊びの中で子どもたちに伝承するイベントを開催しています。
- 子どもが参加すれば親世代も参加する、遊びを通して子どもと高齢者のつながりが生まれる、といった思いから、ふれあいをメインテーマとして開催しています。
- 町内会、地区社協、PTA、子ども会、女性会、老人クラブ、体協、商店街などで実行委員会を立ち上げ、各種団体等の特性を生かしたアイデアを出し合い、イベントを企画しています。

▼実行委員会の会議



▼イベントの様子



【3 行政等からの支援】

- 地域の自主・自律的な取組です。

【4 これまでの成果】

- 地域を挙げて実施するこのイベントは30年近く続いており、地域内の多世代の住民が交流できる機会となっています。
- イベントの実施メンバーが固定化しないよう、後継者の確保・育成を意識していますが、まずは行事の参加者に積極的に声をかけ、顔見知りになることから始めています。また、イベントの準備を手伝ってくれる人には、買出しなど簡単なことから依頼しています。
- イベントの準備を手伝ってくれた人がその友人にも声を掛けてくれるなど、地域活動の担い手の輪が徐々に広がっています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、若者や現役世代の意見やアイデアを積極的に取り入れてイベントの魅力を高め、新たな担い手の確保につなげたいと考えています。
- 公助の取組として行政等では、コロナ禍においてこうした交流イベントが実施できない状況が生じていることから、地域からの求めに応じて、イベントに代わる行事の企画などへの助言や補助金等※の活用などの提案を行います。

※ “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金、区の魅力と活力向上推進事業補助金、市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 「遊び」など参加しやすいテーマを設定し、人と人とのつながりや多世代の交流に楽しさを感じられるような場を創るとともに、現役世代への働きかけ方も工夫し、徐々に地域活動に関心を持ってもらうことが大切です。

課題2 活動の担い手

～子育て世代の地域活動への参画に向けて～

子育て世代が活躍できるまちづくり

【1 現状・課題】

- ある地域では、無理なく町内会を運営するため、既に町内会で活躍されている高齢の方に加え、活動の担い手を子育て世代まで拡大したいと考えています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 子育て世代に、町内会イベントは楽しいという体験をしてもらうため、記念品贈呈やゲームなど楽しみ満載の新1年生を祝う会や、手軽な飲み会・育児相談を含む子育て女子会を開催するなど、活動仲間の拡大を図っています。
- 子どものためならがんばれるという親の目線から、子どもが喜ぶ企画(夏祭りにダンスを導入、クリスマス会の開催など)に注力するとともに、下校の早い木曜日午後や夏休みに、民生委員児童委員と連携し、集会所を開放するなど、子育て世代を助ける企画にも取り組んでいます。



【3 行政等からの支援】

- 市の”まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金※を交付し、活動内容の充実を支援しました。

※【補助対象】 町内会・自治会、子ども会、地区社協

【補助限度額】 初年度:10万円、2年度:8万円、3年度:6万円、4年度:4万円、5年度:2万円
(取組内容等によって限度額は異なります。)

【4 これまでの成果】

- 子育て世代の活動仲間が増えたことで、地域猫活動や多世代交流ものづくり楽校の開催といった新しい取組が生まれています。まちの活性化によって、若い子育て世代の居住者も増加しています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、地元企業にも担い手として協力してもらうよう働き掛けたいと考えています。
- 公助の取組として行政等では、担い手確保に向けた企業への働きかけや、従業員の地域活動への参加を促進する企業、地域活動に協力する企業へのインセンティブ付与等、担い手確保につながる方策について検討します。

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 企業やその従業員は本業が優先となるため、参加しやすいよう可能な限り活動の日時等について配慮するとともに、協力実績を町内会だより等で広報するなど、企業にとってもメリットが見い出せるような環境づくりが必要です。
- ◎ 地域の農業従事者や商工会等に働き掛けることも担い手確保には効果的です。

課題2 活動の担い手

～企業の地域活動への参画に向けて～

記念イベントを契機とした地元企業の地域活動への参画

【1 現状・課題】

- ある地域では、各種地域団体の役員の高齢化が進み、地域活動の担い手が不足しています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地区の誕生150周年を迎えるに当たり、地区社協、各町内会、地元企業（金融機関、郵便局等）、小中学校、青年団などが参画する組織を新たに作り、記念イベントを企画・実施するとともに、地域の将来を考え、長期的な視点で課題解決策の企画立案に取り組んでいます。

▼記念事業（シンボルツリーの鉢替え）



各家庭でシンボルツリーを育て、その過程をSNS（インターネット上の会員制交流サービス）で共有しています。

▼記念事業（公園のイルミネーション）



【3 行政等からの支援】

- 記念イベントの実施に当たり、市の区の魅力と活力向上推進事業補助金※1を交付しました。

※1 【補助対象】 3人以上で構成される団体

【補助限度額】 初年度：100万円、2年度：70万円、3年度：35万円

【4 これまでの成果】

- 記念イベントで地域全体を盛り上げる事業を企画・実行する中で、町内の企業からも趣旨に賛同が得られ、協賛金のみならず、事業運営に自社のスタッフを携わらせてほしいとの申出があるなど、地元企業との連携が進んでいます。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、地元企業を含む多様な主体が様々なアイデアを出し合い、一過性でなく、地域全体で心のつながりが深まる行事を積極的に取り入れようとしています。
- 公助の取組として行政等では、企業やその従業員のさらなる参画を促すため、地域からの求めに応じて、新たな取組に対する補助金等※2の活用などを提案します。

※2 区の魅力と活力向上推進事業補助金、市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 地域の課題やまちづくりビジョンを明確にし、共有することにより、企業と日頃から協力し合える関係を構築しやすくなります。

課題2 活動の担い手

～郷土愛の醸成と将来のまちづくり人材の育成に向けて～

学校・家庭・地域の連携・協働の推進

【1 現状・課題】

- ある地域では、少子高齢化により、地域活動の担い手不足が懸念されています。
- 子どもたちが地域への誇りと愛着を持ち、将来のまちづくりをけん引する存在になっていくよう取組を進める必要があります。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地域の方々を学習支援者として、中学生を対象とした放課後や夏季休業中の学習会を実施しています。
- 地域の中学生在が家庭・地域と協働して花を育て、育てた花を地域の保育園、幼稚園、児童館などの施設へ配布しています。
- 地域の中学生在が、公民館祭りなどの地域行事でのボランティア活動に積極的に参加しています。

▼学習会



▼ボランティア活動



【3 行政等からの支援】

- 市のまちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業※の指定を受けた中学校の学校協力者会議(PTAや地域団体の代表等で構成)等のコーディネーターが中心となり、学校・家庭・地域が連携・協働して「家庭・地域による教育支援活動」や「学校による地域貢献活動」を実施しています。

※〔1校当たりの活動費〕90万円

〔実施校〕全63中学校のうち56校

【4 これまでの成果】

- 学習支援者である地域の方々と関わり合うことで、子どもの社会性が育まれるとともに、地域の方との良好な人間関係が築かれています。
- 地域貢献活動を通じて、子どもたちが地域の方から感謝の言葉や手紙をいただき、地域の一員であるという自覚を持つとともに、地域に貢献しているという充実感を得ることができています。
- 地域行事に子どもたちが積極的に参加することで、地域の活性化につながっています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、引き続き中学校や家庭と連携し、学習会での支援を行うとともに、子どもたちが地域行事等へ参加できるよう積極的に受入れを行います。
- 公助の取組として行政等では、まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業の実施校を拡大し、学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。

他地区で展開する際のポイント

- ◎ まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトへの積極的な参画によって、将来の担い手の育成や地域の活性化にもつながります。

課題2 活動の担い手

～郷土愛の醸成と将来のまちづくり人材の育成に向けて～

地域ぐるみで子どもたちの夢や目標を応援

【1 現状・課題】

- ある地域では、少子高齢化や若い世代の他地域への流出により、地域活動の担い手不足が懸念されています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地域に住んでいる中学2年生を対象とした行事を毎年開催し、子どもたちが発表する夢や目標を地域のみんなで聴き、応援します。
- 行事には地域の町内会・自治会長、学校関係者、行政、保護者も参加し、地域や家庭が一緒になって自己形成していく上で重要な時期にある子どもたちの成長を祝い、自立への支援を行っています。
- 地区の各種地域団体等で構成する協議会が主催し、区長の祝辞や警察署の防犯講演、県警音楽隊による演奏会など、行政とも連携して行事を盛り上げています。

▼行事の様子



【3 行政等からの支援】

- 行事を後援し、区長が来賓として出席し祝辞を述べるなど、積極的に行事に関わっています。
- 市の区の魅力と活力向上推進事業補助金※1を交付し、子どもたちへの記念品の贈呈や行事開催の広報などが行われました。

※1 〔補助対象〕 3人以上で構成される団体

〔補助限度額〕 初年度:100万円、2年度:70万円、3年度:35万円

【4 これまでの成果】

- 子どもたちが自らの生き方や役割を認識し、将来の目標を考える契機や、地域や家族との絆を深めるきっかけになっています。
- 地域で育った若い世代が災害発生時など有事の際に力を発揮しています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、コロナ禍にあっても行事を全て中止するのではなく、学校での記念品贈呈などできることを行い、行事が途切れないように取り組んでいます。今後も行事を継続するため、子どもたちの発表の様子を動画で配信するなど、コロナ禍でも開催できる方法の検討を行います。
- 公助の取組として行政等では、行事の継続を支援するため、地域からの求めに応じて、開催方法などへの助言や補助金等※2の活用などの提案を行います。

※2 区の魅力と活力向上推進事業補助金、市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 地域ぐるみで子どもたちをお祝いすることで、郷土愛の醸成を図ることができます。
- ◎ 親世代にも地域とのつながりを感じられる行事にすることで、若い世代の担い手の確保が期待できます。

課題2 活動の担い手

～町内会の加入促進に向けて～

地区社協による町内会等の紹介冊子の作成

[1 現状・課題]

- ある地域では、様々な要因があって町内会加入率が年々低下しています。
- 町内会は加入促進の必要性を感じているものの、負担に感じています。
- こうした状況にあって、町内会未加入者を対象とした活動に町内会費を使うことは難しい状況です。

[2 地域におけるこれまでの取組内容]

- 地区社協が中心となって、町内会等の活動を紹介する冊子を作成し、町内会未加入世帯を含む地域の全戸へ配付しました。
- 冊子は、①高齢者、②若い人、③子どもたち、④困っている人、⑤自分たち(防災等)というカテゴリ分けがされており、地域の全世代に役立つ内容としました。
- 町内会や社協の活動の紹介だけでなく、各種団体の活動、公民館のサークル活動、児童館などの施設や防災マップなど、地域住民に得になる情報を幅広く載せています。

▼町内会等の紹介冊子



自宅から避難場所への経路を記入してもらうなど、住民への防災の意識付けを工夫しています。

[3 行政等からの支援]

- 地域の自主・自律的な取組です。

[4 これまでの成果]

- 地域の各種団体等への取材を時間をかけて丁寧に行うことで、地域の連携強化につながりました。
- 町内会の未加入世帯には冊子の配付に併せて町内会の入会案内を配っており、冊子が話のきっかけとなるので、町内会加入の勧誘が行いやすくなりました。

[5 今後の更なる活性化のための取組の方向性]

- 共助の取組として地域では、他地区でも同様の取組を展開できるよう、要請があればノウハウを提供したいと考えています。
- 公助の取組として行政等では、こうした活動が広がっていくよう、市・区役所の関係部署や市・区社協が積極的に周知に努めます。

また、団体間の協力体制づくりを支援するため、地域からの求めに応じて助成金等※の活用などを提案します。

※ 市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金、「まるごと元気」地域コミュニティ活性化補助金

▼町内会の入会案内

町内会 入会のご案内	
町内会に入って 楽しく暮らしましょう！	
町内会・自治会では団覧版・プリントや掲示板などで、町内行事や行政からの最新情報を定期的にお知らせするとともに、生活での困りごとやご要望などのご相談にのっています。	
特典（入会のメリット）	入会に必要なこと
- ご近所の案内 - 生活での困りごと（子育て、介護など）の相談 - 災害対策、防災・交通安全、健康情報などの情報の提供	- 地域の人の交流・ふれあいの場づくり、もてなし活動がより豊かになる - 食費 月額 200円 ※年分又は1年分をまとめて集めています。おみなさんから集めた食費は、町内会の行事や活動などに役立てられています。
入会のお申し込み・お問い合わせ 自治会 会長 TEL: 082-XXXX-XXXX	
町内会 入会申し込み	
お名前:	電話:
ご住所:	丁目

② 他地区で展開する際のポイント

- ◎ 地域でどのような活動が行われているのかわからないため、町内会に加入しないという人もいます。町内会などの活動や役割を「見える化」し、住民の地域活動に対する不安を解消したり、関心を高めていくことが大切です。
- ◎ 町内会だけに加入促進活動を任せるのではなく、地区社協が協力して地域ぐるみの活動とすることで、町内会役員の負担軽減や地域の連携強化へとつながっていきます。

課題2 活動の担い手

～地域住民の生活支援に向けて～

町内会を基本とした日常生活のサポート

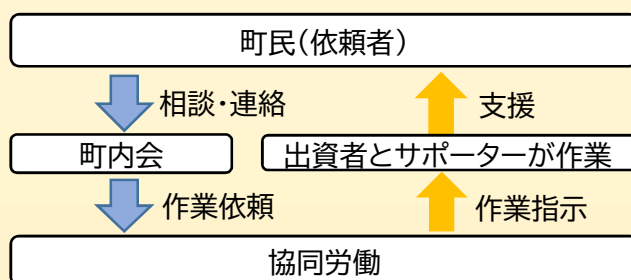
【1 現状・課題】

- ある団地では、65歳以上が3割を超え、高齢者支援等が必要ですが、活動の担い手がおらず地域活動に限界を感じています。
- 地域の人々が絆を深め「住んで良かった、住み続けたい」まちづくりを進めるためお互いに困ったことを助ける仕組み作りを目標としました。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 話し合いの中で、市が推奨している協同労働※1の仕組みに着目し、地区社協、町内会をはじめ学区内の全団体が支援母体になって協同労働団体を新たに設立しました。
- 協同労働団体では、網戸の修復や包丁研ぎなど日常生活の困りごとのサポートを行っています。
- 支援は町内会を通じて行われる仕組みとなっています。
- 高齢化による移動困難者の増加の現状やニーズを踏まえ、新たに病院や買い物に付き添う移動支援サービスを開始しています。

※1 みんなが自らできる範囲で出資し、みんなが対等な立場でアイデアを出し合って人と地域に役立つ仕事に取り組む仕組み。
地域課題の解決を全てボランティアとして行うのではなく、活動に従事した人が一定の収入を得ることができる。



▼網戸の修復



▼包丁研ぎ



【3 行政等からの支援】

- 市の協同労働モデル事業※2や県共同募金会の地域テーマ募金※3による支援を行いました。

※2 ① コーディネーターの派遣

経験豊富なコーディネーターが事業の立上げに向けた勉強会の開催や補助申請書類の作成支援などを行うとともに、立上げ後も継続して助言します。

② 補助金の交付

3年以上継続が見込める事業の立上げ経費に対する補助金を交付します。

【補助対象団体】 構成員が4人以上かつ半数以上が60歳以上の団体

【補助限度額】 100万円(補助率1/2)

【補助対象経費】 事務所開設費、物品購入費、広報宣伝費、人件費等

※3 地域の住民団体等が、区社協と協働し、地域の様々な課題を解決するプロジェクトに対し、1月～3月期に地域で集めた募金額に応じて共同募金会が配分金を加算する仕組み(上限300万円/年度、最大3年度)。

【4 これまでの成果】

- 協同労働の仕組みで一定の収入を得て支援活動に参加する人数は、設立当時と比べ約2倍に増え、地域活動の担い手の確保につながっています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、日常生活サポートを行う中で依頼者の生活状況などを見て、必要に応じて地域包括支援センター等へ情報提供し、必要な支援につなげていくなど、住民がいきいきと生活するための取組を行います。
- 公助の取組として行政等では、協同労働団体が継続的かつ安定的に運営できるよう、引き続き地域からの求めに応じてコーディネーターの派遣などを行います。

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 困りごとのある人が町内会に相談する仕組みとすることで、町内会が住民の状況を把握しやすくなり、住民同士の絆が深まっています。

課題2 活動の担い手

～マンションが多い地区における町内会の活性化に向けて～

マンション中心の町内会でのまちづくり

【1 現状・課題】

- ある地域では、マンションが立ち並び、住民は多いもののマンション間の交流が少なく、町内会の加入率も低い状況です。
- 行事内容もマンネリ化し、いつも同じ参加者となっています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 町内会役員が中心となって全戸にアンケートし、支援してほしいことと支援できること、地域にあったらいいと思うものなどを調査しました。
- アンケート結果を踏まえ、住民ニーズにあった活動を町内会の会員だけでなく、町内会未加入の住民も含めた皆で楽しみながら実施できるよう、市が推奨している協同労働※1の仕組みを取り入れることにしました。
- 「居場所づくり」、「困りごと支援」、「にぎわいづくり」、「環境保全」の4分野の活動を行う団体を新たに設立し、活動に関心がある人や役立つスキルを持つ人と協力して、まちづくりに取り組んでいます。

※1 みんなが自らできる範囲で出資し、みんなが対等な立場でアイデアを出し合って人と地域に役立つ仕事に取り組む仕組み。
地域課題の解決を全てボランティアとして行うのではなく、活動に従事した人が一定の収入を得ることができる。



【3 行政等からの支援】

- 市の協同労働モデル事業※2により支援しました。
- ※2 ① コーディネーターの派遣
経験豊富なコーディネーターが事業の立上げに向けた勉強会の開催や補助申請書類の作成支援などを行うとともに、立上げ後も継続して助言します。
- ② 補助金の交付
3年以上継続が見込める事業の立上げ経費に対する補助金を交付します。
〔補助対象団体〕 構成員が4人以上かつ半数以上が60歳以上の団体
〔補助限度額〕 100万円(補助率1/2)
〔補助対象経費〕 事務所開設費、物品購入費、広報宣伝費、人件費等

【4 これまでの成果】

- 町内会と協同労働団体が連携することによって、町内会の新規加入や町内会活動の協力が増えるなど、徐々に町内会が活性化しています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、現役世代の参画促進による担い手の確保や、竹林整備で生じた竹チップの活用などによる自律運営を目指しています。
- 公助の取組として行政等では、令和2年度に成立した労働者協同組合法の内容(3人以上の構成員、年齢要件なし等)を踏まえ、協同労働の仕組みの周知と新規団体の立上げに取り組めます。また、既存の協同労働団体が継続的かつ安定的に運営できるよう、他地区の成功事例のノウハウ提供などを積極的に行います。

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 住民の困りごとや住民ニーズを把握するには、全戸アンケートなどが有効です。
- ◎ 町内会だけでは全ての地域課題解決に取り組むには限界があり、補完する形で協同労働の仕組みを活用すれば、負担感よりもやりがいを感じられる活動につながります。

課題2 活動の担い手

～多様な主体の地域活動への参画に向けて～

地域活動に関心を持ってもらうために

他都市事例

【1 現状・課題】

- ある市では、地域活動の参加者が固定化、高年齢化しています。
- 特定の分野で活動する団体やグループと連携したい、また、住民の中には、地域活動にどうやって参加したらよいか分からないという人がいます。
- 地域団体では、そうしたグループとの連携を進めたい、また、新たな担い手を発掘したいと考えています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 住民や地域団体の活動者が行政主催のまちづくりミーティングに参加し、市内の様々なまちづくり団体や、まちづくり講座に参加している人などと活動内容を発表しました。
- また、グループごとの話し合いやパネルディスカッションを通じて、活動を始めたきっかけやメンバー集めの方法、他団体との連携内容、住民に参加してもらうための工夫などについて情報交換しました。

▼ミーティングの様子



【3 行政等からの支援】

- 多くの人が興味を持てるよう、防災、高齢者サロン、子どもの学習支援など様々なテーマでまちづくりミーティングを開催しました。
- 学生や子育て世代などが参加するゼミ形式の講座も主催し、公園のゴミが気になる、子ども食堂の活動にボランティアとして参加してみたいなど、自らの関心事から暮らしにまつわる地域の機能を学び、体験する機会をつくりました。また、受講生がまちづくりミーティングに参加し、実践報告をしました。
- NPO法人の協力を得て、まちづくりのミーティングやゼミを企画し、地域や世代を超えて、参加者同士が学び合える場となるよう取り組んでいます。

【4 これまでの成果】

- 地域団体で活動している人は、まちづくりミーティングで様々なアイデアや世代間の考え方に触れ、より多くの人に地域に興味を持ってもらうヒントが得られました。
- まちづくりミーティングの参加者から地域団体の活動に参加する人が出てきています。

この取組のポイント

- ◎ 地域団体同士の情報共有や、地域団体が多様な主体とつながる場づくりが重要です。
- ◎ 地域団体同士だけでなく、関心のあるテーマで活動したい人とも、お互いのできることとできないことを共有し、それぞれの特徴や良さを生かした活動をどのように進めたらよいか話し合える場が重要です。
- ◎ 地域活動に関心はあるが、活動していない人を巻き込む仕掛けが必要です。

課題2 活動の担い手

～時間や場所に縛られず、幅広い世代が参加しやすい活動～

犬の散歩を通じた顔の見える地域づくり

【1 現状・課題】

- ある地域では、時間や場所に縛られず、できる時にできる範囲で、幅広い世代に参加してもらえる新しい形の地域活動を考えています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地区社協の女性を中心となったグループが、地域には犬を飼う住民が多いことに着目し、犬の散歩をする時に子どもの見守り活動を行う「わんわんパトロール」を発案しました。
- 地域内の約80か所の掲示板に活動を紹介するポスターを掲示し、会員を募集しました。
- 子どもたちにも見守りをしている大人であることが一目でわかるよう、「わんわんパトロール」のロゴを作成するとともに、会員にはお散歩バッグなどのグッズなどを配布して、連帯感を育みました。
- 散歩の途中で交流できる場として、公園でカフェを開いたり、犬とともに楽しめるゲームなどを企画したお祭りを開催するなど、地域での顔見知りを増やしなが、災害時などにも声を掛け合える環境づくりを進めています。

▼見守りの様子



▼グッズ



【3 行政等からの支援】

- 市の「まるごと元気」地域コミュニティ活性化補助金※1を交付し、グッズ作成やイベントの実施を支援しました。

※1〔補助対象〕 町内会・自治会、子ども会、地区社協

〔補助限度額〕 初年度：10万円、2年度：8万円、3年度：6万円、4年度：4万円、5年度：2万円
(取組内容等によって限度額は異なります。)

【4 これまでの成果】

- 時間や場所に縛られず、参加者に負担が少ない活動であることから、約20名で始めた活動は約2年で、わんわんパトロール会員約60名と、犬は飼っていないものの散歩中に見守りを行う会員約40名による活動へと広がり、幅広い世代の地域活動への参加を促進することができました。
- 会員同士では声の掛け合う雰囲気ができ、子どもたちも犬を通じて、大人と親しく会話しており、顔の見える地域づくりが進んでいます。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、会員の散歩ルートを確認し、子どもの見守りが手薄になっている場所を把握するなど、更なる発展的な取組を検討しています。
- 公助の取組として行政等では、地域からの求めに応じて、取組への助言や補助金等※2の活用などの提案を行います。

※2 “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金、区の魅力と活力向上推進事業補助金、市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 買い物、通勤・通学などをしながら防犯や見守りを行う「ながら活動」を取り入れることで、これまで地域に関わっていなかった人も、ゆるやかに地域活動に関わることができ、参加者の裾野を広げることができます。

課題3 地域特性

～マンション住民と近隣住民との交流に向けて～

マンションの公開空地での交流イベント

【1 現状・課題】

- あるマンションでは、築年数を経るにつれ住民の入れ替わりが進んでおり、住民同士の交流や、マンション自治会活動を担う若い世代などの掘り起こしが課題となっています。
- このマンションは所有者等の承諾を得て、浸水時緊急退避施設※1として市から指定されており、地域への認知度を上げるため、マンションの近隣住民と交流する機会を増やしていくことも必要です。

※1 津波や洪水、高潮等の際に、避難場所等への避難の途中で切迫した浸水の危険にさらされた場合に、近隣住民等が緊急・一時的に退避することができる施設

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- マンション自治会が毎年マンション住民向けに行っている恒例行事の規模を拡大し、マンション敷地内の公開空地で、近隣住民も参加できる交流イベントを開催しました。
- イベントでは、被爆詩朗読、カラオケ大会、お笑い、落語、バルーンアートなど住民の様々な特技などを披露し、親・子・孫の3世代が楽しめる内容としました。また、飲食の販売コーナーを設け、リラックスした雰囲気の中で交流しました。
- イベントの一環として、近隣住民にマンションへの出入りの方法や避難スペースについて説明しました。

▼イベントの様子



【3 行政等からの支援】

- 交流イベントの実施に当たり、市の区の魅力と活力向上推進事業補助金※2を交付しました。

※2 〔補助対象〕 3人以上で構成される団体

〔補助限度額〕 初年度：100万円、2年度：70万円、3年度：35万円

【4 これまでの成果】

- 3世代が楽しめるよう工夫したことで、若い世代のイベントへの参加が増えました。
- マンションの恒例行事を地域に開放したことで、マンションの住民同士だけでなく、近隣住民とのコミュニケーションや、顔見知りの関係が広がり、地域に連帯意識が生まれました。
- 地域の思いに共感した地元のスーパーなどがイベントに協賛してくれるなど、地元企業とも良好な関係を築くことができました。
- 交流イベントの開催により、マンションが浸水時緊急退避施設であることを近隣住民に周知することができました。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、こうした交流イベントを継続して開催することを検討しています。
- 公助の取組として行政等では、地域からの求めに応じて、行事の企画などへの助言や補助金等※3の活用などの提案を行います。

※3 “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金、区の魅力と活力向上推進事業補助金

※ 他地区で展開する際のポイント

- ◎ マンションでは住民同士の交流や近隣住民との関係が希薄になりがちです。幅広い世代が楽しく集えるイベントを開催したり、住民の関心が高い防災活動を取り入れることで、マンションと近隣の地域との交流が深まることが期待できます。

課題3 地域特性

～住宅団地の特性を生かしたにぎわいづくり～

自宅の開放から始まるにぎわいづくり

【1 現状・課題】

- 住宅団地では、住民の高齢化や人口減少、空き家などの問題により、にぎわいの低下、住民同士の関係性の希薄化等の課題があります。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- ある住宅団地は、区画、街並み・景観など良好な環境を有しており、景観を生かして自宅の庭を開放する人や、自宅の室内を開放し陶芸や彫金を展示する人がいました。
- 住民の有志が、この取組を人が交流するきっかけとなる場や、自分たちの生きがいや趣味として取り組んできた創作活動や文化・芸術活動の成果を発表する場にしたいと考え、実行委員会を立ち上げ、自宅を開放したアート展を企画・開催しました。
- 今では、団地の世代の女性を中心に多くの住民が出展し、毎年5月の3日間、自宅での絵画や陶芸、手作りアクセサリーの展示や、花やハーブを植えた庭の開放、団地内の集会所でのコンサートなどを開催しています。
- 展示会の出展者から会費を徴収するほか、バザーの開催、さらには、団地内外の商店から協賛金を募っています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、展示会の開催が困難な状況においても、暮らしの中のアートや作品をフェイスブックなどで発信することにより、継続した活動となるように努めています。

▼アート展の様子



▼アート展のマップ



【3 行政等からの支援】

- 地域の自主・自律的な取組です。

【4 これまでの成果】

- テレビや新聞などに取り上げられ、団地内外から1,000人を超える人が訪れるイベントとなっています。
- 自宅を開放する人が増え、開催日が近づくと、近所の人も自宅の前を花で飾るなどの光景が見られるようになりました。また、イベントの開催に向けて住民が協力し合うことで、普段から声を掛け合う機会が増えました。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、更なるイベントの充実に向けて、出展者を増やすとともに、若い世代にも参加してもらいたいと考えています。
- 公助の取組として行政等では、イベントがより多くの住民の交流の機会となるよう、実行委員会の住民有志と地域団体や企業など、多様な主体との連携を支援するとともに、地域からの求めに応じて助成金※の活用などを提案します。

※ 市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金

☞ 他地区で展開する際のポイント

- ◎ 高齢化、人口減少、空き家等の課題を乗り越えて行う団地特有の良好な景観を生かした小さな取組が、団地全体のにぎわいの創出や住民の良好な関係性の構築につながります。

課題3 地域特性

～中山間地におけるコミュニティの持続に向けて～

地域活性化に向けた作戦会議

【1 現状・課題】

- 自然や文化、こだわりの食など、地域資源は豊富ですが、地域住民や事業者による活性化の取組が一体的・持続的なものになっていない状況です。
- 学校の存続が危ぶまれるなど、人口減少、少子高齢化により地域が衰退しています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地域に人を呼び込み、交流人口の増加を図る地域活性化プランを作成するため、話合いの場（地域活性化推進協議会）を設置しました。
- 地域内にある小学校と中学校の今後のあり方について、意見交換する会との連携を図りました。

【3 行政等からの支援】

- 協議会の設置に向けて、メンバー選考を調整しました。
- 協議会の開催に向けて、スケジュールを調整し、会場を借り上げました。
- 話合いを円滑に進めるため、コーディネーターを派遣しました。

地域活性化推進協議会

〈構成員〉 町内会長ほか地域団体代表者、民間事業者、小中学校
PTA役員、市関係部局 等 約30名
〈役 割〉 活性化プランの策定（エリアイメージと、エリアイメージに基づいた基本方針と具体的な取組の決定）
→ 協議会のメンバーを中心に、各作業部会で具体的な取組を進めています。

温泉×スポーツ 部会

スポーツ王国広島の湯治場を目指す取組

自然・文化×体験 部会

自然と文化を生かした非日常を味わう取組

食×こだわり 部会

地域の食材を生かしたこだわりの食を感じる取組

小学校・中学校に関する 意見交換会

〈構成員〉
地域住民、小中学校PTA
役員、小中学校長、民間
事業者 等 約30名

〈役割と協議〉
・小中学校の現状、教育
面の課題等に関する認識
を共有
・学校のあり方について
の意見交換

互いの議論を反映

【4 これまでの成果】

- 地域の特長を象徴的に表し、取組の方針を示すエリアイメージを決めることができました。
- エリアイメージに基づいて、地域資源ごとに作業部会を設置し、具体的な取組の実施に向けて検討を開始しました。
- 話合いを重ねる中で、これまで各々で行っていた活動の情報を共有し、連携する下地ができつつあります。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

≪スポーツ王国広島の湯治場の実現に向けて≫

- 共助の取組として協議会（部会）は、地域の特性を生かした体験プログラムの実施等により、スポーツ王国広島の湯治場の魅力を創出していきます。
- 公助の取組として行政等は、トップアスリートへの働きかけや、アスリート等が湯治場として利用しやすいよう小中学校校舎等の有効活用策を協議会と共に検討し、施設改修等の支援を行うとともに、取組のビジネス化に向けて事業者との連携を図ります。

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 地域の多様な年代の、多様な人が協議会に参加し、話し合うことで、担い手の裾野が広がります。
- ◎ また、様々なアイデアが出てきたり、考え方に触れることで、取組の可能性が広がり、議論が盛り上がり、そして楽しい場となっていくます。
- ◎ 地域の活性化は、議論の活発化にかかっています。

課題3 地域特性

～中山間地の集落の再生に向けて～

自らの手で整備する地区の魅力づくり

【1 現状・課題】

- ある地域では、かつては林業で栄え、30世帯80人以上が暮らしていましたが、過疎と高齢化が進んだ結果、3世帯3人まで減少し、空き家は廃屋となり、田畑は荒廃するなど、集落が消滅の危機を迎えていました。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- この地区の出身者30名以上が集まり、ふるさとを荒廃から守り、かつてのにぎわいを取り戻すための組織を立ち上げました。
- 地域外から人を呼び込めるよう、荒廃していた休耕田に、組織会員が自らの手でバーベキュー施設や子ども向け遊具、芝生広場、釣り堀、テントサイトなどを備えた交流広場を整備し、管理・運営も自ら行っています。
- 長い間、未利用市有地となっていた土地の活用に関する協定を区役所と締結し、会員が自ら重機に乗って少年野球やサッカーのできるスポーツ広場を整備した上で、地域住民と協力し維持管理を行っています。
- 会員の生家で空き家となっていた古民家4軒をDIY(自ら製作・修繕などを行うこと)で改修し、田舎暮らしを体験できる民泊(旅行者などによる民家での宿泊)の運営などを行っています。
- 地域の利便性の向上と災害時の避難経路の確保のため、地権者に了解を取った上で、狭く行き止まりだった地区内の道路に、周回できる回路を整備しました。

交流広場



整備作業・草刈り



民泊施設



地域周回通路



【3 行政等からの支援】

- 市の区の魅力と活力向上推進事業補助金※1を交付し、再生に向けた活動を支援しました。

※1 〔補助対象〕 3人以上で構成される団体

〔補助限度額〕 初年度：100万円、2年度：70万円、3年度：35万円

【4 これまでの成果】

- 市近郊から若いファミリー層を中心に、交流広場やスポーツ広場、民泊施設を利用してもらい、数千人もの来場者・宿泊者があるまでになりました。
- 閑散としていた地区に、子どもたちの声が響き、活気が戻ってきました。
- 若い世帯が移住してきて、施設の管理・運営も手伝ってくれるようになりました。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、持続的な地域の活性化に向けて、より多くの人たちに地区を訪れてもらうための新たな仕掛けを検討し、実行します。
- 公助の取組として行政等では、更なる取組を支援するため、地域からの求めに応じて補助金※2の活用などを提案します。

※2 区の魅力と活力向上推進事業補助金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ この事例では、建設業に携わる会員などが協力し合い、施設等の整備を行っています。地域が一体感を持ってまちづくりを進めるためには、地域の様々な人材のスキルを活用するという視点が重要です。

課題3 地域特性

～若者の視点を生かした地域資源の掘り起こし～

休耕田を活用した地域の魅力づくり

【1 現状・課題】

- ある地域では、高齢化や土砂災害の影響により、休耕田が増え、地域の活力が低下しています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地域の魅力を掘り起こし、中山間地域の地域課題に取り組む地域外団体と若者たちが、自然環境や地域の歴史、休耕田を地域資源として捉え、自治会や地元の酒造会社等と協力し、休耕田で再び米を育て、地域オリジナルの酒づくりへの挑戦を始めました。
- 田植えや収穫時に地域外から多くの若者を呼び、地元農家に教えてもらいながら作業を行ったり、収穫祭や草刈り体験などのイベントを行い、住民と若者の交流の場をつくっています。

▼田植えの様子



【3 行政等からの支援】

- 市の区の魅力と活力向上推進事業補助金※1を交付し、地域資源の掘り起こしを支援しました。

※1 〔補助対象〕 3人以上で構成される団体

〔補助限度額〕 初年度:100万円、2年度:70万円、3年度:35万円

【4 これまでの成果】

- 地域外の若者が定期的に集う機会を作ることで、地域住民と地域外の若者の関係づくりにつながっています。
- イベントなどに参加し地域の自然や取組に魅力を感じた若者が地域に移住しています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、今後も地域外の団体や若者などと協力して地域の魅力を発見・発信し、より多くの人を呼び込み地域を元気にしたいと考えています。
- 公助の取組として行政等では、地域団体やグループ等が連携して行う地域資源を活用したまちづくりを支援するため、地域からの求めに応じて補助金等※2の活用などを提案します。

※2 “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金、市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 行動力のある若者や外部人材を積極的に受け入れることが大切です。
- ◎ 地域の課題が若者などのやりたいことや得意なことと結びつくことで、楽しく課題解決が進んだり、地域の持続可能性が高まるきっかけとなります。

課題3 地域特性

～地域の新たな魅力づくりに向けて～

ふるさとの特長を生かしたワインづくり

【1 現状・課題】

- ある中山間地の地域では、平坦地の少ない土地には標高190m～500m付近まで、古くは室町時代から積み上げられた石垣による段々畑が続いています。
- しかし、若い世代の後継者がおらず、休耕地となっている畑も多くあり、地域の活力が低下しつつあります。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 平成20年に、ソムリエの資格を持つ青年がふるさとで栽培したブドウで造ったワインを広く皆さんに飲んでもらいたいという思いから帰郷し、休耕地となっていた畑でブドウの栽培を始めました。
- 休耕地の持ち主は、青年のワインづくりへの思いや地域を元気にしたいという気持ちに共感し、土地を貸しました。

▼ブドウ畑の様子



▼完成したワイン



【3 行政等からの支援】

- 地域の自主・自律的な取組です。

【4 これまでの成果】

- この土地ならではの味わいを表現するために、育つ環境によって味が変わりやすいブドウの品種を選び、試行錯誤を重ね、平成27年にワインの商品化に成功しました。
- ワインが有名になることで、ふるさとを元気にしたいという思いから、SNS(インターネット上の会員制交流サービス)などを活用して積極的に情報発信し、ブドウの収穫時期には、ワインづくりに興味を持つ人を広く募集し、ブドウの収穫を体験してもらうなど、地域の魅力を再発見してもらっています。
- ワインの味わいや生産者の思いに魅力を感じたファンが増えており、地域の情報誌などで取り上げられるなど、地域の魅力の一つとして認知されつつあります。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、こうした若い世代を応援することで、地域を元気にする取組を継続していきたいと考えています。
- 公助の取組として行政等では、こうした地域資源を積極的に広報するなど、取組の後押しをしていきます。

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 初めは地域を元気にしたいという一人の思いであっても、それを地域全体で応援していくことで、新たな地域の特産品が生まれ、地域に魅力を感じる地域外の人材との交流につながります。

課題3 地域特性

～島しょ部におけるコミュニティの持続に向けて～

地域の将来像を考える活性化ビジョンづくり

【1 現状・課題】

- 離島という環境の中で、人口減少、少子高齢化が著しく、このままでは地域自体の存続が危ぶまれる状況です。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 若手住民を中心に島の将来像を検討する話し合いの場(座談会)を設置しました。
- 地域住民、行政、関係者が地域の課題と目指す姿を共有し、持続可能なまちづくりに向けた地域の活性化ビジョンを作成しています。

座談会の概要

〈構成員〉 若手住民等 10名(イベント開催時の実働要員)

〈役 割〉 島の将来像とそれを実現するために必要な取組を検討

▼座談会での話し合い



【3 行政等からの支援】

- メンバー選考の調整など座談会の立上げ支援を行いました。
- 活性化ビジョンの作成のため、まちづくりのコンサルタントへの委託を行っています。

【4 これまでの成果】

- 地域住民を中心に話し合いを重ねる中で、地域の目指す姿を地域住民、行政、関係者で共有できました。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

≪暮らしの課題に対する取組≫

- 共助の取組として地域住民は、島内交通の実現可能性を探るため、ニーズや運行体制等を検討します。
- 公助の取組として行政等は、その検討結果に応じて国の制度※の活用も含め、支援します。

※ スマートアイランド推進実証調査

グリーンスローモビリティ(低速で公道を走ることができる電動車)を活用した島内交通の可能性について調査・検証

≪島の活性化に資する取組≫

- 共助の取組として地域は、再整備する島内の宿泊施設(公共施設)を活用し、住民が自らその運営に関わるための方法や体制について検討します。
- 公助の取組として行政等は、その実現に向けて指定管理者との調整を行っています。

≪将来を見据えた取組≫

- 隣接する島しょ部との連携について、地域住民と本市、近隣市町とともに周遊プログラム等を検討します。
- 空き家の利活用等に関する相談会を実施し、提供可能な空き家を掘り起こし、空き家バンク(空き家を利用したい人にその情報を紹介する制度)を活用して島ぐらしに関心のある人とのマッチングを図り、定住を促進します。

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 地域を担う若い世代が当事者意識を持てるかが重要です。若手住民を中心としたメンバーで議論をすることも一つの手法です。
- ◎ コンサルタントを活用するなど、議論を見える化することで共通認識を持つことが大切です。
- ◎ 議論の中で出てきた課題に対して、勉強会を実施するなど、できることはすぐに取り組み、地域の皆さんで進めている、進んでいるという感触を共有することが重要です。

課題3 地域特性

～空き家の活用による地域コミュニティの再生～

空き家を活用した地域の活性化の仕組みづくり

【1 現状・課題】

- 空き家が生じる要因は、相談先が分からない、住んでいた家を知らない人へ渡すことへの抵抗感、家財の処分や移転に対する負担感など様々ありますが、とりわけ中山間地域では、不動産価値が低いこと等もあって事業者が積極的に取り扱わないなどの理由から、空き家そのものが活用されず、放置されている状況にあり、地域の環境を悪化させるだけでなく、衰退を加速させかねません。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 中山間地域のある地区では、自治会連合会が空き家の所有者から収集した情報をもとに、地域団体が現地調査を行った上で、県の空き家バンク(空き家を利活用したい人にその情報を紹介する制度)を通じて情報を発信し、問い合わせのあった人を現地に案内しています。

【3 行政等からの支援】

- 区役所が窓口となって県(空き家バンク)と地域団体との連絡調整を行っています。

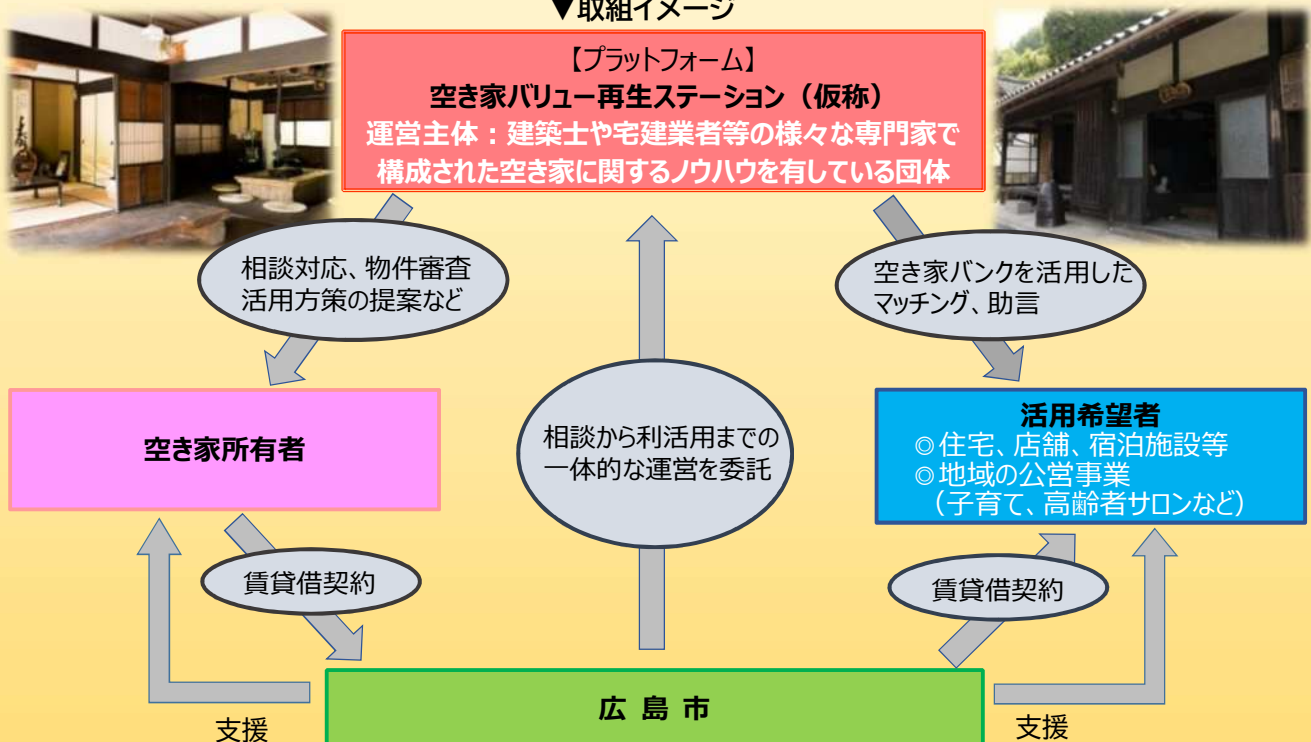
【4 これまでの成果】

- 平成28年度から令和3年度までの6年間で14件の成約につながりました。

【5 今後の取組】

- 空き家に関する様々な相談や利活用を一体的に行うプラットフォーム(物やサービスを利用する人と、提供者をつなぐ場のこと)を設置し、所有者が安心して空き家のことを相談し、任せられる取組体制を構築します。
- 市は空き家所有者から空き家を借り上げ、活用希望者に貸し付けるとともに、リフォーム(小修繕)・リノベーション(改築)に係る費用を補助します。
- 上記取組を通じて、中山間地域の空き家を新たな価値を付加して地域の魅力スポットとして再生し、あるいは中山間地域への定住を促進するための住居として有効活用することにより、空き家放置の解消と地域の活性化を図ります。

▼取組イメージ



他地区で展開する際のポイント

- ◎ 上記の仕組みをモデル的にいくつかの地域で実施し、より使いやすい仕組みにしていきます。
- ◎ 空き家を活用することで地域コミュニティの活性化につながる成功事例を増やしていきます。

課題4 活動内容

～活動拠点の確保に向けて～

誰でも気軽に利用できる拠点づくり

【1 現状・課題】

- ある地域では、一人暮らしの高齢者の引きこもりを防ぐため、サロン活動を続けていましたが、これを発展させ、誰でも気軽に立ち寄りおしゃべりができる居場所づくりを検討していました。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地区社協として地域内の学区会館の一室を借り上げ、月・火・金の10:00～12:00に、役員などが輪番で常駐して拠点を運営しています。
- 地区社協の拠点として、小会議、役員会等事務的な作業、パソコンを利用したの広報紙づくりや避難訓練などを行うとともに、高齢者の交流サロンや、地域包括支援センター職員による健康・介護等の相談、行政相談委員による困りごと相談なども実施しています。
- この拠点を地区社協の活動で使用する時間以外は、町内会など他の団体に利用できるようにしました。

▼活動拠点の様子



▼いきいきサロン



【3 行政等からの支援】

- 市社協が実施している地区社協活動拠点整備事業※1を活用して、拠点運営費の一部に充てています。

※1 〔助成額〕 1.5万円～5万円／年(拠点の開設日等の要件により異なります。)

【4 これまでの成果】

- 地区社協の拠点が、他団体の人が気軽に訪れる場となっており、雑談的に小会議が進んでいます。
- 頻繁に顔を合わせる中で、他団体との交流が増え、活動の担い手確保につながっています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、必要な備品などはスタッフや参加者が持ち寄るなど、継続的な拠点運営に取り組めます。
- 公助の取組として行政等では、活動拠点での取組の充実を支援するため、地域からの求めに応じて助成金※2の活用などを提案します。

※2 市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 確保した活動拠点を可能な範囲で他団体に開放することで、地域資源の有効活用に加え、地域の一体感の醸成につながります。

課題4 活動内容

～福祉の視点に根差した拠点づくり～

空き家を活用した交流拠点づくり

【1 現状・課題】

- ある地域では、まちの中心に近い利便性のよい場所に築100年を超える古民家(空き家)があり、所有者は伝統の建築物を残し、地域で活用してもらいたいと考えています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地域福祉のために活動する地域住民の有志で結成した一般社団法人と町内会などが中心となって、古民家の改修工事を行いました。
- 趣旨に賛同した住民ボランティアが増え、古民家を活用して子育て支援、認知症カフェ、居場所づくりなどを毎月行っています。
- 障害者福祉サービス事業所と協力し、古民家内に喫茶を開設し、障害者の就労支援を行っています。
- 地区社協の分室としての機能も持ち、困りごとの相談所を週2回開設しています。
- 古民家を新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場に活用し、地元の病院、高齢者介護施設、民生委員児童委員などと連携し、高齢者のワクチン接種を支援しています。

▼子育て支援活動



▼認知症カフェ



【3 行政等からの支援】

- 改修工事の実施に当たり、県共同募金会の地域テーマ募金※1により支援しました。また、市の認知症カフェ運営事業補助金※2や、その他補助金等※3を交付しました。
- ※1 地域の住民団体等が、区社協と協働し、地域の様々な課題を解決するプロジェクトに対し、1月～3月期に地域で集めた募金額に応じて共同募金会が配分金を加算する仕組み(上限300万円/年度、最大3年度)。
- ※2 【補助対象】 市内で認知症カフェを自主的に運営する団体または個人
【補助限度額】 補助対象経費の合計額から利用者負担金等の収入額を控除した額(ただし、毎月の開催回数や補助年数等に応じて限度額を設定)
- ※3 区の魅力と活力向上推進事業補助金、市文化財団のひと・まち広島未来づくりファンドHm(ふむふむ)助成金

【4 これまでの成果】

- 子ども、高齢者、障害者等、多世代・多様な人々の交流拠点として活用されています。
- 行政機関、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターなどの関係機関や専門職と連携することで、地域福祉を推進しています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、コロナ禍でも交流や情報交換ができる場として古民家の庭を活用した屋外サロンの整備を計画しています。
- 公助の取組として行政等では、更なる活動を支援するため、地域からの求めに応じて補助金等※4の活用などを提案します。
- ※4 “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金、市社協のひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成事業、市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 地域住民の多様なニーズに対応するため、町内会、地区社協をはじめ様々な地域団体と行政等が連携しながら、交流の場づくりを進めることが重要です。

課題4 活動内容

～活動拠点の専従スタッフの確保に向けて～

子育て中のお母さんを拠点のスタッフに

【1 現状・課題】

- ある地域では、誰でも気軽に来られて情報交換ができる活動拠点を地域内に作るため、常駐スタッフの配置を考えていましたが、人材の確保が難しい状況があります。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地区社協の役員が、子育てオープンスペースに参加しているお母さんや幼稚園に子どもを通わせているお母さんに声をかけ、地区社協の活動拠点の常駐スタッフとして、平日の午前中に有償で協力いただいています。

▼活動拠点の様子



【3 行政等からの支援】

- 市社協が地区社協助成金(運営費)※1や地区社協活動拠点活性化支援事業助成金(常駐スタッフの配置に係る経費)※2を交付しています。

※1〔助成限度額〕 10万円／年

※2〔助成限度額〕 48万円／年(最大3年間)

【4 これまでの成果】

- 常駐スタッフの交代がある時は、お母さん仲間の中から次の常駐スタッフを紹介してもらうなど、お母さん同士のつながりにより、常駐スタッフの継続した確保につながっています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、常駐スタッフを継続的に確保するため、自主財源の確保を検討しています。
- 公助の取組として行政等では、令和2年度から開始した市社協の地区社協活動拠点活性化支援事業助成金について、今後、対象地区を順次増やしていきます。

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 子育てオープンスペースを利用するお母さんなど地域活動の参加者を、拠点スタッフとして確保することが効果的です。
- ◎ 拠点スタッフのお母さんには、夏休みなどは子どもを拠点に連れてきて良いことにするなど、地域内で柔軟に考えていくことが重要です。

課題4 活動内容

～住民主体の持続可能な取組に向けて～

魅力ある地域資源を活用した自主財源の確保

【1 現状・課題】

- ある地域では、人口減少と高齢化が進み、地域力の低下が課題となっています。
- 地域特産品を活用して、にぎわいづくりや地域活動の財源確保、地域内の雇用創出に取り組みたいと考えています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 町内会や地区社協、NPO法人など、まちづくりに取り組む様々な団体で協議会をつくり、住民アンケートやワークショップを行って活性化ビジョンをつくりました。
- 行政等へ積極的に相談し、市や国等のあらゆる補助金等の情報を得て、地域特産品の物流センター等の建設資金を調達しました。
- クラウドファンディング(インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達すること)にも挑戦し、目標の2倍以上の金額を集めることができました。

▼特産品販売の様子



▼施設のイメージ図



【3 行政等からの支援】

- ビジョンづくりに当たり、市からまちづくりアドバイザーの派遣や補助金※1交付を行いました。
 - ※1【補助対象】住みよいまちづくりの推進のために活動している団体
 - 【補助限度額】10万円/年(最大3年間)
- 当初、物流センター建設に活用できる市の補助金がなかったため、国の助成金等※2について情報収集・提案し、資金獲得につなげました。
 - ※2 (一財)日本民間公益活動連携機構の休眠預金等活用事業による助成金、(公財)JKAの公益事業振興補助事業
- その後、市が物流センター建設費用に対する補助金を交付しましたが、新型コロナウイルス感染症による影響に打ち勝ち、地域の活性化を図ることを目的としたもので、募集は1回限りであったため、タイミングを逃さず応募してもらうよう積極的に情報提供や助言を行い、資金獲得につなげました。

【4 これまでの成果】

- 補助金等やクラウドファンディングで獲得した資金によって物流センターを建設し、働く場や集うことのできる場づくりが進んでいます。
- クラウドファンディングで不特定多数の方から支援を募ることにより、地域や特産品のPRにつながっています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、加工品の製造・販売や有名シェフ考案レシピのチラシ作成などによって、地域特産品のさらなるブランド化に取り組みます。また、物流センターを単に特産品のための施設でなく、将来的には住民のあらゆるニーズに応える地域拠点へと整備していきたいと考えています。
- 公助の取組として行政等では、にぎわいづくりや地域活動の財源確保を支援するため、地域からの求めに応じて補助金等※3の活用などを提案します。

※3 区の魅力と活力向上推進事業補助金、市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金

【他】他地区で展開する際のポイント

- ◎ 地域が補助金の活用を検討する場合には、その目的や内容を明確にすることで、行政等からの情報提供も受けやすくなります。

課題4 活動内容

～住民主体の持続可能な取組に向けて～

街区公園を使った自主財源の確保

【1 現状・課題】

- ある地域では、少子高齢化や人口減少社会の中でも、将来にわたって暮らしやすく、多様な世代が共生できる地域づくりのため、世代間の交流が必要と考えています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 世代間交流のため、中学生が中心となって検討した結果、既存の公園を舞台に新しい「子どもの遊び場」を創り出し、その取組を通じて大人たちと交流する「多世代型のまちづくりプロジェクト」が動き出しました。
- 中学生が中心となり、街区公園において「創り出す遊び」をテーマとした「冒険遊び場」を企画・実施しています。



冒険遊び場



【3 行政等からの支援】

- プロジェクトの拠点となっている公民館が事務局となって地域活動への助成金※¹や、学校や公民館による地域と連携した取組への助成金※²に応募し、イベントの開催や遊び場環境の充実のための備品等を購入しました。

※1 (公財)ひろしまこども夢財団の広島県こども夢基金活動助成事業
【助成対象】 子どもに夢を与え、体験を促す活動を企画・実施する団体等
【助成限度額】 10万円

市社協のひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成事業
【助成対象】 市域の福祉向上を目指して活動する非営利活動団体
【助成限度額】 30万円

※2 環境省の持続可能な地域づくりを担う人材育成事業、広島県公民館連合会の公民館等活性化モデル事業

【4 これまでの成果】

- メディア等にも取り上げられ、地元や参加者からの認知度、信頼度が高まり、高い評価を受けています。事業の継続に伴い、様々な地域団体との連携が広がっています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、活動資金の確保に向け、助成金や協賛金等に頼らない財政面での工夫を行っていきたいと考えています。
- 公助の取組として行政等では、自主財源の確保による持続可能な取組となるよう、市の公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業※³による規制緩和の適用に向けた支援をします。

※3 町内会や地区社協等が街区公園等で「にぎわいづくりイベント」を実施する場合、一定の条件により営利活動の実施や自動販売機の設置等を許可する事業

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 町内会・自治会等が街区公園等で「にぎわいづくりイベント」を検討している場合、市に相談すると、規制緩和により街区公園等で営利活動等ができる場合があります。

課題4 活動内容

～全住民を対象とした活動の充実に向けて～

防災を中心とした活動への転換

【1 現状・課題】

- ある自治会では、少子高齢化の影響もあり、季節イベントや交流活動を中心とした地域活動への参加者は年々減少しています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 多くの住民にとって関心が高い「防災」を中心とした活動への転換を図っています。
- 防災に対する住民の意識向上を図るため、防災に関する住民勉強会を重ね、防災マニュアルを作成しました。
- 防災マニュアルや防災マップ、避難時に使用する安否確認マグネットを作成し、自治会会員だけでなく、地域内の全世帯に配付しています。
- 従来の交流行事にも防災を意識したコンテンツを入れる工夫や、災害時に集まる場所の整備や防災マップの看板の整備を進めています。

▼防災マップ



▼安否確認マグネット



【3 行政等からの支援】

- 自治会未加入の世帯も防災活動に参加してもらえるよう、市の「まるごと元気」地域コミュニティ活性化補助金※1を交付し、住民勉強会の開催や防災マニュアルの作成・配付を支援しました。
 - ※1 【補助対象】 町内会・自治会、子ども会、地区社協
 - 【補助限度額】 初年度：10万円、2年度：8万円、3年度：6万円、4年度：4万円、5年度：2万円
(取組内容等によって限度額は異なります。)
- 市の防災まちづくり事業により、防災訓練に要する経費への補助※2や、防災マップ作成に当たってのアドバイザー派遣、地域の防災リーダー養成のための研修等を行いました。
 - ※2 【補助額】 訓練参加者1人当たり200円
 - 【補助対象経費】 防災用品の購入や炊き出し費用等

【4 これまでの成果】

- 防災活動に対して前向きな機運が生まれ、多くの住民が防災士資格を取得するなど、安全・安心なまちづくりが進んでいます。
- 住民同士の交流が進み、自治会、子ども会、シルバー世代のグループが協力して子どもたちを対象としたイベントを開催するなど、世代間交流にもつながっています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、更なる防災力の向上を目指し、今後も防災活動の充実を図っていきます。
- 公助の取組として行政等では、防災まちづくり活動を支援するため、地域からの求めに応じて、小学生向けの防災体験学習の実施や防災ライブカメラの設置費等に対する補助金※3の活用などを提案します。
 - ※3 【補助限度額】 初年度：30万円／台、2年度：4万円／台
 - 【補助率】 初年度：設置費及び維持管理費の10／10、2年度：維持管理費の1／2

※ 他地区で展開する際のポイント

- ◎ 自治会未加入の世帯は、会費を支払っていないため防災活動の対象外となりがちですが、市の補助金を活用することで、地域の全住民が参加可能な取組にすることができます。

課題4 活動内容

～地域ぐるみの子どもたちの育成に向けて～

地域団体の連携による校庭を活用した子ども向けの映画鑑賞会の開催

【1 現状・課題】

- ある地域では、新型コロナウイルス感染症の影響で、子どもたちが集まって楽しめる行事が開催できない状況が続いており、子どもたちの健全な育成に不安を感じています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 各種地域団体間で意見交換を行い、地区社協と町内会・自治会、小学校のPTA、民児協、子ども会、青少協が連携して、子ども同士が楽しみながらコミュニケーションを図れるよう、校庭での映画鑑賞会を開催することとしました。
- 小学校の協力を得て、星空の下、校舎の壁をスクリーンにした映画の上映が実現しました。
- おやじの会の有志の協力により、光るおもちゃなどの出店もあり、楽しいイベントになりました。

▼映画鑑賞会の様子



【3 行政等からの支援】

- 実施に当たり、市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金※を交付しました。
 - ※ 地区社協と各種地域団体が連携した地域課題の解決に向けた取組に対する助成金
 - 〔助成対象〕 地区社協
 - 〔取組の実施主体〕 地区社協を含む2つ以上の団体が役割分担を行いながら実施するものであれば、取組の実施主体は問いません(地区社協以外の団体が主催等する取組も可)。
 - 〔助成限度額〕 50万円(1地区社協当たり)
助成限度額50万円の範囲内で、複数の取組に申請することもできます。また、1つの取組を複数年(最大5か年)度にわたって実施する場合も申請することができます。

【4 これまでの成果】

- 地区社協や町内会・自治会、PTAなどの地域団体が協力し合ったことで、団体間の連携を深めることができたため、今後の各種地域活動にも積極的な協力が得られる関係づくりにつながりました。
- 地域と学校が、一緒に子どもたちを育むという思いをしっかりと共有しました。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、引き続き、子どもたちが楽しめる活動を企画していきたいと考えています。
- 公助の取組として行政等では、地域団体間の連携による魅力ある活動を支援するため、地域からの求めに応じて、引き続き、助成金の活用などを提案します。

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 未来を担う子どもたちの健全な育成に向けた取組は、子育てしやすい地域の雰囲気や子どもたちの郷土愛を醸成するとともに、将来の地域活動の担い手の育成につながります。

課題4 活動内容

～地域住民の連帯意識の醸成や住民同士の交流促進に向けて～

ラジオ体操を通じた地域の絆づくり

【1 現状・課題】

- ある地域では、住民が地域の公園で始めたラジオ体操が徐々に広がり、約50年前にラジオ体操の会が結成されました。
- この会では、ラジオ体操を健康づくりや住民同士の絆づくりに役立てています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 公園でのラジオ体操をほぼ毎日続けて、今では、多い日には70名以上の参加があるまでになりました。
- 会の発足50周年を記念して、お揃いのTシャツを作ったり、会場である公園に桜の木を植樹するなど、地域での絆を育み、楽しみながら活動が続けています。

▼ラジオ体操の様子



【3 行政等からの支援】

- ラジオ体操の会を市の高齢者いきいき活動ポイント事業※の対象団体として登録し、より多くの高齢者の参加を奨励しています。
- ※ 広島市在住の65歳以上の高齢者が、自らの健康づくりや地域支援のために行う活動を奨励するため、活動実績に基づき付与されるポイント数に応じて、奨励金を支給する事業。

【4 これまでの成果】

- ラジオ体操は地域の交流の場となり、休みが続く人を気に掛け合うなど、高齢者の見守りの場としても重要な役割を果たしています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、ラジオ体操の会を中心に学校や地域団体などとも連携して、小学校の校庭などでの巡回ラジオ体操(NHKラジオで全国に生放送される。自治体経由の申込みが必要)の誘致に取り組むなど、ラジオ体操を通じた地域の絆を広げていきたいと考えています。
- 公助の取組として行政等では、地域からの求めに応じて、巡回ラジオ体操の申込みに協力するなど、ラジオ体操を通じたまちづくりの取組を支援します。

他地区で展開する際のポイント

- ◎ ラジオ体操のように地域で取り入れやすく、誰もが気軽に始められる活動を継続することも地域の絆づくりに効果的です。

課題4 活動内容

～ウィズコロナにおける新しい地域活動スタイル～

オンラインを活用した地域の絆づくり

【1 現状・課題】

- ある地域では、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設に集まって実施する教室などの開催が困難な状況です。
- 人と会う機会が減少した高齢者の孤立化が懸念されます。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地区社協と地域包括支援センターが連携し、地域の高齢者を対象とした介護予防体操をオンラインで実施しました。
- 例年地域で実施していたバーベキュー会を中止する代わりに、オンラインでの食事会を実施しました。

▼オンラインでの開催の様子



【3 行政等からの支援】

- 市ではオンラインを活用した地域活動を支援するため、地区社協等へタブレット端末を無償貸与しています。
- 地区社協や地域包括支援センターの職員がパソコンなどの使い方に不安がある方のサポートを行いました。
- 食事会の実施に当たっての助言や、オンラインによる接続トラブルの対応などを行いました。

【4 これまでの成果】

- オンラインであれば開催場所まで移動する必要がないことから、今まで参加できなかった方の参加にもつながっています。
- 1日中誰とも会わない日が増えた中で、仲間の顔を見て会話する機会ができ、高齢者の孤立感の軽減や健康づくりにつながっています。
- こうした取組を機にオンラインによる交流に興味を持つ方が増え、地区の社協がオンライン活用の支援ボランティアを養成する取組を開始し、地域活動の活性化につながっています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、高齢者を対象とした活動に加え、子育てサロン等のオンライン開催のほか、集合形式に代えてオンライン上で避難所やハザードマップを確認する避難訓練の実施など、様々な取組を検討します。また、役員会議のオンライン開催など団体運営での活用も検討します。
- 公助の取組として行政等では、タブレット端末を活用した好事例の収集・紹介や、タブレット端末・スマートフォンの使い方に関する講座の開催など、オンラインによる地域活動を支援します。また、地域からの求めに応じて活動拠点のインターネット環境の整備などに対する助成金※の活用などを提案します。

※ 市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ まずは身近な人同士での活用や団体役員での使い方の勉強会などから始め、タブレット端末やスマートフォンの使用に慣れることが大切です。
- ◎ タブレット端末等の扱いに詳しい方や若い世代に協力をお願いすることで、新たな担い手の確保も期待できます。

課題4 活動内容

～地域における迅速な情報伝達に向けて～

地域における幅広い世代への情報伝達

他都市事例

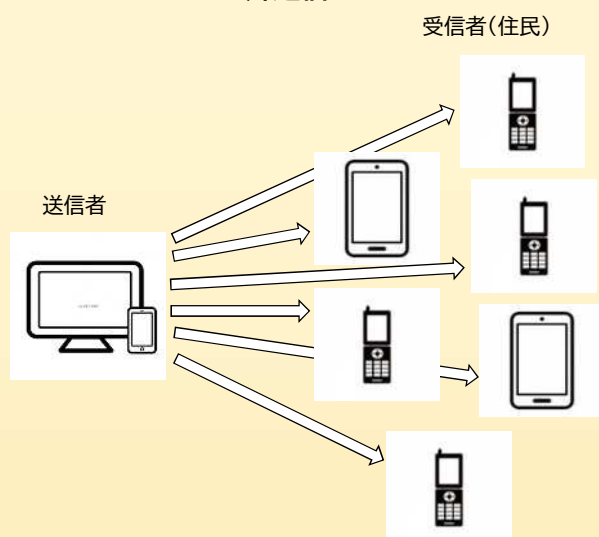
【1 現状・課題】

- ある市の町内会では、緊急時の連絡方法として、役員が電話や家への訪問で伝えるなどしており、不在時に連絡が取れない、役員の負担が大きいといった課題があります。
- 災害発生時の住民同士の避難の声掛けにも取り組みたいと考えています。
- 高齢者にはスマートフォンの普及が進んでおらず、ほとんどがガラケー(スマートフォン以外の従来型携帯電話)を所持しています。

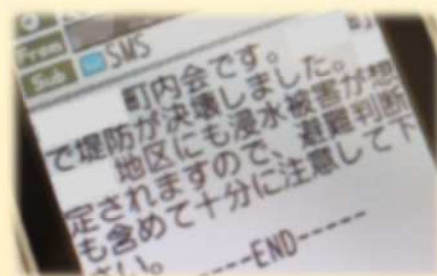
【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 携帯電話の番号の登録者にメールを一斉送信するサービスを提供する事業者と町内会が契約し、緊急時の速やかな情報伝達に取り組むこととしました。
- 緊急時の連絡の必要性について住民に対して丁寧に説明することで、全世帯が電話番号の登録に協力しています。
- 送信者が行う作業は、パソコン又はスマートフォンから事業者のシステムに接続して文章を入力・送信するだけのため、ワープロとインターネットができる知識で十分利用できています。
- 送信先リスト(全世帯、町内会役員など)の作成、時間を指定した送信、送信者側からの着信確認などの機能も活用し、状況に応じた情報伝達を行っています。

▼一斉送信のイメージ



▼災害時の利用



【3 行政等からの支援】

- 地域の自主・自律的な取組です。

【4 これまでの成果】

- 携帯電話番号を利用してメールを送信するため、スマートフォンでもガラケーでも受信でき、全ての住民に情報を届けることができています。
- 今までの電話連絡では役員個人の負担となっていた通信料を町内会が負担するようになり、経費面でも役員の負担軽減につながっています。
- 災害時の声掛けや、支援物資、ボランティア、災害ごみなどの情報を届ける際にも役立ちました。
- 親睦会や町内サークル活動などの平常時の連絡にも積極的に利用しています。

この取組のポイント

- ◎ 各地区に合ったサービスを選択することが大切です。
- ◎ 利用者が多いLINEなどのSNS(インターネット上の会員制交流サービス)を活用し、町内会員同士の連絡や、若い世代への情報発信に取り組んでいる地域もあります。
- ◎ 地域の情報発信や情報伝達の改善に向けて、各地区が地域の実情に合った方法を選択できるよう支援していく必要があります。

課題4 活動内容

～地域におけるICT化の推進に向けて～

ICT導入による地域活動の活性化

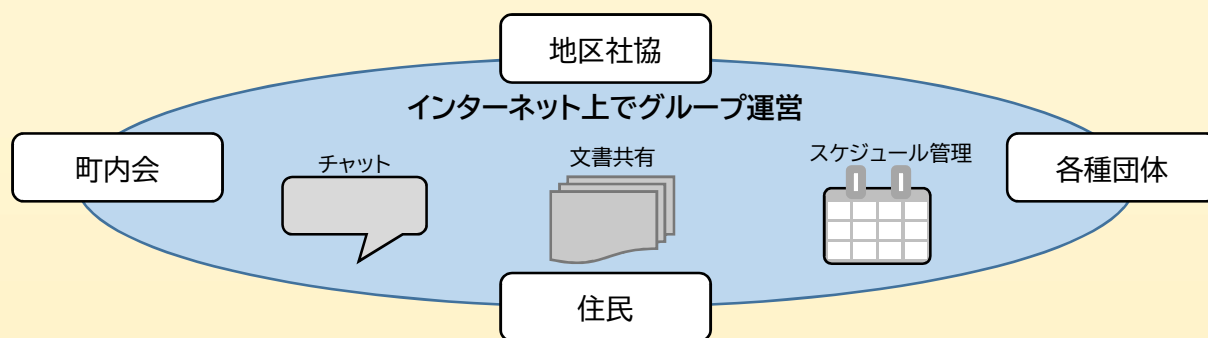
【1 現状・課題】

- ある地域では、回覧板をメインとした連絡方法であり、役員の負担増加、情報伝達が遅いなど、役員間や住民との情報のやりとりに課題があります。
- 仕事などで地域活動に参加する時間が確保できない方でも参加しやすい仕組みを検討したいと考えています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地区社協がサロン活動のメニューにパソコン教室を取り入れたり、地域のホームページを作成する住民ボランティアを募集するなど、ICT(情報通信技術)の活用を推進しています。
- LINEなどのSNS(インターネット上の会員制交流サービス)や、スケジュール管理や出欠確認、文書や写真の管理など、グループ運営に役立つ機能を無料で活用できるアプリ(特定の目的のために使用するプログラム)や、無料で使えるオンライン会議用のプログラムなどの活用も進め、連絡方法の改善に取り組んでいます(現役世代の方も気楽に時・場所を選ばず気楽に情報を入手し意見を発信できます。)
- 地区社協がICT環境の整備やメンテナンス、他団体や地域住民への利用の呼びかけを行い、町内会などが役員や住民が参加する勉強会を開催するなど、各種地域団体が役割分担して取り組んでいます。

▼ICT化のイメージ



【3 行政等からの支援】

- 市文化財団のひと・まち広島未来づくりファンドHm³(ふむふむ)助成金^{※1}を活用し、ICT化を進めるための備品などを購入しました。
- ※1 〔助成対象〕まちづくり活動をより積極的に展開しようとしている団体
〔助成限度額〕50万円

【4 これまでの成果】

- 町内会からの通知やイベントの開催案内を一斉送信し、団体や住民に対しタイムリーな情報発信ができています。
- 会議や行事への出欠確認が容易になり、役員の負担軽減につながっています。
- 会議資料などをインターネット上に保管して、スマートフォンやパソコンで閲覧できるようにし、会議に参加できなかった人との情報共有や、新役員への引継ぎやノウハウ継承に役立てています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、スケジュール表の共有やオンライン会議などにより団体運営の効率化を図るとともに、住民勉強会を開催し参加世帯の増加に取り組めます。また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のインターネット予約代行など、地域活動にもICTを取り入れていきます。
 - 公助の取組として行政等では、SNSやオンライン会議用のプログラムの使い方に関する講座の開催や、地域団体が連携して行うICT環境の整備や通信費負担等への助成金^{※2}の活用などを提案します。
- ※2 市社協の地域団体連携支援基金事業費助成金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ まずは団体役員の勉強会などからスタートし、楽しみながら取り組むことが大切です。
- ◎ 地域住民でICT活用のノウハウを持つ人をサポーターとして募集するなど、住民が得意分野を生かし地域活動に参加できる仕組みをつくることで、担い手の裾野も広がります。

課題4 活動内容

～地域・行政協働による効率的な情報の受発信に向けて～

地域と行政で取り組む情報の受発信の改善

他都市事例

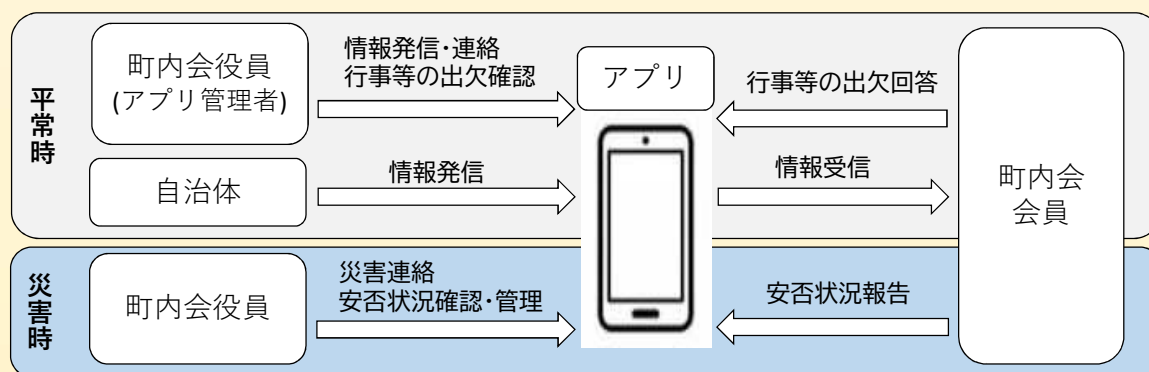
【1 現状・課題】

- ある地域では、回覧板では地域の全世帯に情報が行き渡るのが遅く、役員の負担も大きいことから、情報伝達の方法を改善したいと考えています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 町内会活動の活性化や情報共有化を進めるため、町内会、子ども会、PTA、商工会の若手が新たな組織を立ち上げ、電子回覧板などの機能を備えたスマートフォンアプリ(特定の目的のために使用するプログラム)を活用した町内会活動の業務効率化や活動支援に向けた取組を開始しました。
- 情報発信した内容はアプリ上に蓄積されていくため、過去の情報であってもいつでも閲覧できます。
- 災害時を想定し、町内会員の安否確認等も試行しています。

▼アプリ活用のイメージ



【3 行政等からの支援】

- 市もこの取組に参画し、行政からの情報伝達の迅速化と町内会役員の負担軽減に向けた取組を開始しました。

【4 これまでの成果】

- 一部の町内会からアプリの導入を開始し、現在では地域の全町内会に導入が進みました。
- アプリを活用した情報発信や行事等の出欠確認を行うことにより、情報をリアルタイムに届けられることになってきているとともに、役員の負担軽減につながっています。
- スマートフォンを所持していない世帯などに対しては、引き続き紙の回覧板を活用し、全世帯に情報が行き渡るようにしています。
- 地域が主導して町内会へのアプリ導入を進めているため、スムーズに導入できています。
- 今後もスマートフォン等の扱いに慣れていない方に対して勉強会を開催するなどの取組を進めます。

この取組のポイント

- ◎ 社会全体のデジタル化の進展を踏まえ、行政から町内会等への情報伝達についても、効率的な方法の検討を行う必要があります。
- ◎ スマートフォン等の扱いに詳しい方や若い世代と一緒にアプリ活用などによる情報伝達の改善に取り組むことで、スムーズにアプリの導入が進むとともに、新たな担い手の確保が期待できます。

課題4 活動内容

～地域の主体的なまちづくりに向けて～

地域総括補助金の活用によるまちづくりの推進

他都市事例

【1 現状・課題】

- 行政の各部署が各種地域団体に対して補助金を交付しているため、団体の活動が縦割りとなり、取組が重複するなどしています。
- また、補助金の使途が限定されており、地域が一体となって取り組む活動ができない状況です。

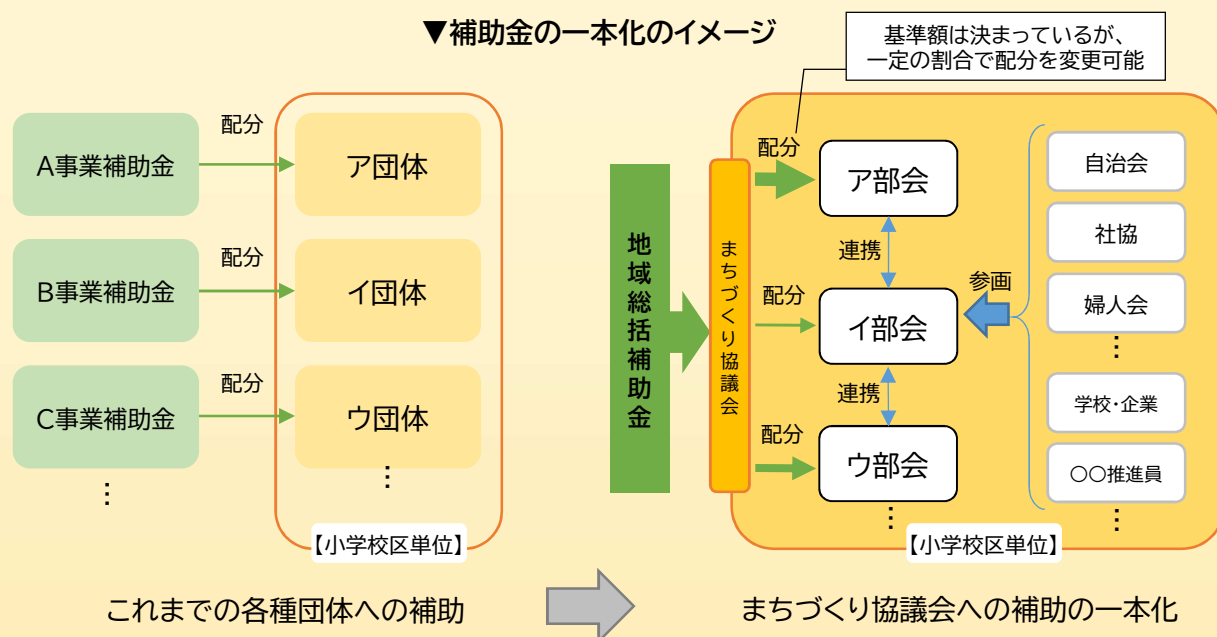
【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 小学校区単位を基本に、自治会、社協、婦人会、老人クラブ等の地域団体や、学校、企業等、地域の様々な団体などで構成するまちづくり協議会を立ち上げました。
- まちづくり協議会が中心となって、地域住民が、地域課題を自ら考え解決するため、地域が一体となった住民主体のまちづくり活動を行っています。

【3 行政等からの支援】

- これまで別々の部署から交付していた10種類以上の補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する地域総括補助金制度を導入しました。
- 地域総括補助金は事業ごとの基準額が決まっていますが、まちづくり協議会での話し合いによって、一定の割合で各事業への配分を変えることができるため、ある事業の補助金の残額を他の事業に流用するなど、柔軟な事業展開が可能です。

▼補助金の一本化のイメージ



【4 これまでの成果】

- まちづくり協議会で補助金の配分を決める話し合いを行うため、各種団体の活動への理解が促進されるとともに、各種団体間の連携が深まり、組織全体の活性化が図られています。
- 地域総括補助金を活用し、各種団体が個別に行っている類似の事業は協力して進め、節約できた経費を毎年予算が不足している事業に充てるなど地域の実情に合った事業が行われています。
- 会計手続きの明瞭化や情報公開等が促進され、透明・公平な運営が図られるようになりました。
- 補助金の申請等の事務をまちづくり協議会で行うことにより、申請時に提出する書類が減るなど、補助申請手続きの簡素化が図られ、各種団体の事務負担が軽減されました。

この取組のポイント

- ◎ 各地域でどのような活動に注力するかといった合意形成や補助金を適正に活用できる組織づくりを進めるとともに、補助金手続きの共通化、簡素化、地域の実情に応じ柔軟にまちづくりを進めていくための補助金のあり方について検討する必要があります。

課題5 行政との関係性

～市有財産を活用した拠点の確保に向けて～

住民主体の活動拠点づくり

【1 現状・課題】

- ある団地では、高齢者や子育て世帯への支援活動や地域住民の絆づくりを行うための拠点を必要としています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地区社協が、団地内にある解体予定の市の施設を活用したいと市に要望しました。
- 地域は自ら資金調達(募金、企業からの協賛金、市補助金等)して、施設をリフォーム(小修繕)し、一人暮らしの高齢者等が日中過ごせる交流・集いの場の提供や、放課後の子どもの居場所づくりなどを行っています。

▼活動拠点の様子



【3 行政等からの支援】

- 市は、施設を活用した取組が地域の課題解決につながると考え、この施設を無償で貸し出しました。
- 施設のリフォームに当たり、市の“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金※¹の交付や県共同募金会の地域テーマ募金※²による支援を行いました。
 - ※¹【補助対象】町内会・自治会、子ども会、地区社協
【補助限度額】50万円(取組内容等によって限度額は異なります。)
 - ※² 地域の住民団体等が、区社協と協働し、地域の様々な課題を解決するプロジェクトに対し、1月～3月期に地域で集めた募金額に応じて共同募金会が配分金を加算する仕組み(上限300万円/年度、最大3年度)。

【4 これまでの成果】

- 地域住民が趣味や得意なことを活かして、そば打ち教室、パソコン教室、ヨガ教室、英会話教室、陶芸教室など多様な21の活動を主催しており、幅広い世代の参加が促され、地域住民の交流、住民間のつながりが強まっています。
- 開設した年度は約5,000人程度の利用でしたが、地域住民による活動が年々広がりを見せており、現在では年間約17,000人の団地住民が施設を利用するなど、地域住民が自由に活用できる拠点として地域に認知されています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、施設を活用して住民のニーズに沿った活動を展開していきます。
- 公助の取組として行政等では、更なる発展的な活動を支援するため、地域からの求めに応じて補助金等※³の活用などを提案します。
 - ※³ “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金、区の魅力と活力向上推進事業補助金、市社協の地域団体連携支援基金に基づく助成金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 住民同士や住民と行政がしっかりと話し合いを重ね、具体的な施設の利用計画を立てたことで、住民自らの手でリフォーム費用等の資金調達を行うなど、自律的な運営につながっています。

課題5 行政との関係性

～市有財産を活用した拠点の確保に向けて～

JR旧駅舎を活用した交流拠点づくり

【1 現状・課題】

- ある地域では、地元住民がJR廃線後の旧駅舎や廃線敷を以前のような人の集まる場所として再生し、地域活性化の拠点にしたいと考えています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 旧駅舎等の所有権を持つ市に対し、地域住民の活動や各種団体の情報発信の場として活用したいと要望しました。
- 連合自治会、体育協会、老人会、女性会、地元有志で旧駅舎等の運営委員会を立ち上げました。
- 区役所と管理に関する協定書を締結し、日常的に清掃や草刈り、点検などの維持管理を行いながら、駅舎の保存と活用に取り組んでいます。
- 駅舎カフェ、雑貨・地元野菜の販売、被爆体験講話、フリーマーケット、絵画展示や音楽コンサートなど多様な活動を行い、地域内外から多くの人を呼び込んでいます。
- 雨漏りしていた駅舎の屋根の改修工事を行うため、クラウドファンディング(インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達すること)を活用して資金調達するなど、新たなアイデアで活動しています。

▼廃線敷等を活用した活動拠点



【3 行政等からの支援】

- JRから無償譲渡を受けた旧駅舎の利活用を促進するため、市が広場などの整備を行いました。
- 市文化財団のひと・まち広島未来づくりファンドHm^μ(ふむふむ)助成金^{※1}を交付し、地域による旧駅舎の整備を支援しました。

※1【助成対象】まちづくり活動をより積極的に展開しようとしている団体
【助成限度額】50万円

【4 これまでの成果】

- 多い日には100名を超える地域住民や鉄道ファンが訪れ、地域活性化の拠点となっています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として運営委員会では、幅広い世代にとって居心地の良い場所となるよう、ドッグランの設置等を検討しています。
- 公助の取組として行政等では、活動の継続を支援するため、地域からの求めに応じて補助金^{※2}の活用などを提案します。

※2 “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金、区の魅力と活力向上推進事業補助金

他地区で展開する際のポイント

- ◎ 住民同士や住民と行政がしっかりと話し合いを重ね、具体的な施設の利用計画を立てたことで、住民自らの手でリフォーム(小修繕)費用等の資金調達を行うなど、自律的な運営につながっています。

課題5 行政との関係性

～地域と行政の連携・協働に向けて～

地域と行政の連携・協働によるまちづくり

【1 現状・課題】

- ある地域では、原爆投下によりにぎわっていた街並みを全て失いました。
- 地域に関わる多様な主体と行政が連携し、にぎわいのあった街の歴史や当時の文化を活用したまちづくりに取り組んでいます。

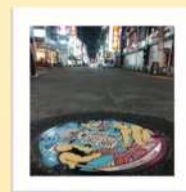
【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 原爆で失われた街道沿いのにぎわいを体験できるイベントを開催し、地域の認知度向上に取り組んでいます。また、地域で記念日を定めた上で、その日の前後にイベントを開催するなど、広島市の歴史や文化の効果的な情報発信に取り組んでいます。
- 子どもたちが街のルーツを探るきっかけとするため、被爆前の江戸時代からの歴史をクイズ形式にして紹介した独自のテキストを作成し、近隣の小学校に講師を派遣し、出前授業を行っています。
- 地域の企業とデザイナー・プロデューサーが協力し、特産品や伝統工芸品に統一したデザインのロゴをつけ、新たな観光資源となりうる「地域ブランド」を立ち上げています。地元の蔵元の銘酒を揃えた地酒のセットや、寺院や仏壇の製造・修繕で使用する伝統的な手法と現代のデザインを組み合わせた漆器などを発売し、地域のPRやにぎわいづくりの一翼を担っています。



【3 行政等からの支援】

- 市の区の魅力と活力向上推進事業補助金※を交付し、街の歴史と文化を生かしたにぎわいづくりイベントを支援しています。
※【補助対象】3人以上で構成される団体
【補助限度額】初年度：100万円、2年度：70万円、3年度：35万円
- 市では、地域の認知度向上に向け、地域独自のマンホールや道路標識サインを制作して地域へ設置しています。



【4 これまでの成果】

- テレビや新聞などのメディア等にも取り上げられ、多くの方々にとって、楽しみながら地域の歴史を知ってもらうきっかけとなっています。
- 現代風の楽しみ方で地域の魅力を発見してもらい、まちへの愛着が生まれています。

【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、取組の充実に向けて、同じ旧街道沿いの他地域との連携を進め、まちづくりの魅力を高めていきたいと考えています。
- 公助の取組として行政等では、積極的かつ能動的に魅力の更なる向上を支援します。

他地区で展開する際のポイント

- ◎ ある地域の取組が効果的に行われている場合、広域的な視点を持って、共通の地域資源を持つ地域同士で連携して事業をすることにより、効果を拡大・波及させることができます。

課題5 行政との関係性

～地域と行政の連携・協働に向けて～

地域と行政の協働による課題解決

【1 現状・課題】

- ある区役所では、地域住民や地域団体、NPO法人、地元企業・商店街等と連携し、まちのにぎわいづくりや課題解決などに取り組むことにより、区ならではの魅力的なまちづくりを進めることを検討しています。
- 区内のある地域では、地域資源を生かしたまちづくりに取り組んでいますが、コロナ禍の影響で、これまでのような集客イベントの実施が困難になっています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地域では、関係団体等が連携して協議会を立ち上げ、街の歴史や文化を活用したイベントや啓発活動を行うなど、特色を生かしたまちづくりに取り組んでいました。

【3 行政等からの支援】

- 区役所では、若手職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、コロナ禍でも実施可能な取組を検討しました。
- メンバーは区役所内から部署横断的に募り、住民と共に様々な視点から課題の解決策を検討できるようにしました。

【4 これまでの成果】

- 地域の歴史にまつわる謎解き問題の答えを探して歴史スポットを巡る謎解きウォーク、昔の街の様子や文化を学習しながら行う筋トレなど、地域の方々の協力の下、新たな企画が実現しました。
- 職員が地域、関係機関と連携し、様々な企画が実現した結果、テレビや新聞などのメディア等にも取り上げられ、まちのにぎわいづくりや課題解決の一助となっています。

▼プロジェクトチーム会議



▼筋トレ動画



【5 今後の更なる活性化のための取組の方向性】

- 共助の取組として地域では、行政等と連携を図りながら、地域の実情に応じたまちづくりに主体的に取り組めます。
- 公助の取組として行政等では、地域の課題を積極的かつ能動的に把握し、支援できる職員の育成に取り組めます。

☞ 他地区で展開する際のポイント

- ◎ 地域の実情や課題について、日頃から住民、企業、NPOや行政等が十分に情報共有し、課題の解決に向けて協働していくことが大切です。

課題5 行政との関係性

～地域と行政の連携・協働に向けて～

地域団体とテーマ型の活動団体をつなぐ

他都市事例

【1 現状・課題】

- ある市では、日常生活に困難を抱えるひとり親家庭や子どものいる生活困窮家庭に対し、様々な体験活動や学習支援を提供したり、食料品などを届ける方法を検討しています。

【2 地域におけるこれまでの取組内容】

- 地域団体や、福祉分野のNPOやグループ、社会貢献を目指す企業などが、子ども食堂やひとり親サロン、学習支援や食料品の提供などの支援活動を行っています。

【3 行政等からの支援】

- この市では、市役所と市社協が連携して、地域団体やNPO、グループ、企業による支援活動の情報集約と共有を進めています。
- また、市社協が中心となって、NPOなどの民間組織同士の連携やその中核を担う団体の育成に取り組んでいます。

【4 これまでの成果】

- コロナ禍による生活困窮家庭の増加などを踏まえ、市役所、市社協、民間組織が連携し、支援情報を週1回程度メール配信するなどの取組を実現しました。

▼生活支援情報のメール配信の案内チラシ



この取組のポイント

- ◎ 市役所と市社協が連携し、支援情報を必要とする人と支援団体を効果的につなぐ仕組みや、NPOなどテーマ型で活動する団体、企業など民間組織による取組の創出を支援することが重要です。
- ◎ 地域団体とテーマ型の活動団体などが連携することで、解決策の検討や担い手の確保が進むとともに、支援を必要とする人のニーズに合う的確な活動が可能となることから、両団体の連携をコーディネートする仕組みについて検討する必要があります。

第3章 地域コミュニティ活性化の方向性

活性化のポイント

団体運営 [現状と課題 P3]
[活動事例 P9~12]

- ・ 町内会・自治会だけでは対応できない地域の課題の解決に向けて、概ね小学校区単位で様々な分野・世代の関係者が連携し、意見を出し合える場づくり
- ・ 住民ニーズの把握
- ・ 地域の将来像の共有
- ・ 活動計画(まちづくりプラン)づくり
- ・ 活動資金の確保
- ・ 活動テーマに応じた役割分担、実施主体の決定
- ・ 現役世代など若手のリーダーやリーダーを支える人材の発掘と育成
- ・ ICT活用(オンライン会議、連絡体制、住民向け広報)

活動の担い手 [現状と課題 P5]
[活動事例 P13~23]

- ・ 地域団体とテーマ性のある活動を行うNPOや協同労働団体、企業、商工会、公民館、学校、地域外の人材など多様な主体の連携
- ・ 町内会未加入者を含む幅広い世代の住民交流
- ・ 地域コミュニティの重要性の啓発とまちづくりの当事者意識の醸成
- ・ 町内会の加入促進
- ・ 郷土愛の醸成と将来のまちづくり人材の育成

地域特性 [現状と課題 P2]
[活動事例 P24~31]

- ・ 地域の特産品、文化・歴史資源を活用したまちづくり
- ・ 都市部・中山間地・島しょ部などの特性に応じた活動

活動内容 [現状と課題 P4]
[活動事例 P32~44]

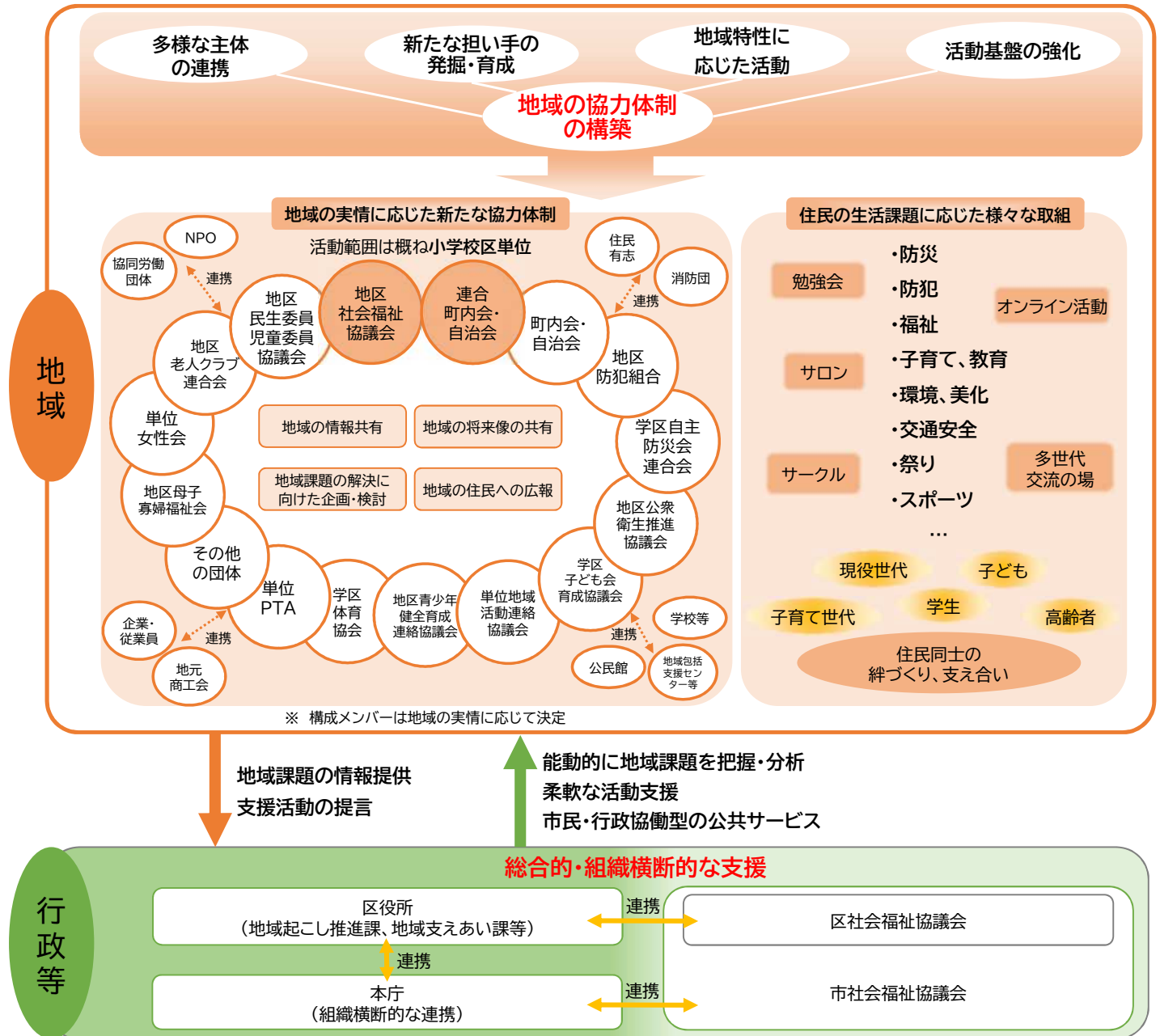
- ・ 地域の誰もが気軽に集まり情報交換したり、居場所となるような地域の活動拠点の運営
- ・ 地域運営に効果的な補助金・助成金の活用
- ・ 街区公園を活用したエリアマネジメント、協同労働の仕組みの活用や有価資源回収等による自主財源の確保
- ・ 防災など住民の関心が高いテーマを中心とした活動
- ・ タブレット端末などでのオンラインの地域の絆づくりなど新たなスタイルの地域活動

行政との関係性 [現状と課題 P6]
[活動事例 P45~49]

- ・ 地域を代表する組織による行政への地域課題の情報提供や支援活動の提言
- ・ 使いやすい補助金や市の遊休施設の活用への協力等組織横断的な支援
- ・ 地域コミュニティの活性化の視点を持った職員の育成
- ・ 地区社協中心、連合町内会・自治会中心など地域の特性に応じた支援
- ・ 地域団体とテーマ性のある活動団体(NPO、協同労働団体等)の連携の支援

市民主体のまちづくり

『自分たちのまちは自分たちで創り、守る』



第4章 これからの地域コミュニティ

ここまで、第 1 章において「町内会・自治会等実態調査」の結果を基に、地域コミュニティの現状や課題について、浮き彫りにしてきました。また、第 2 章においては、その課題ごとに、地域コミュニティの活動事例について、ご紹介してきたところです。

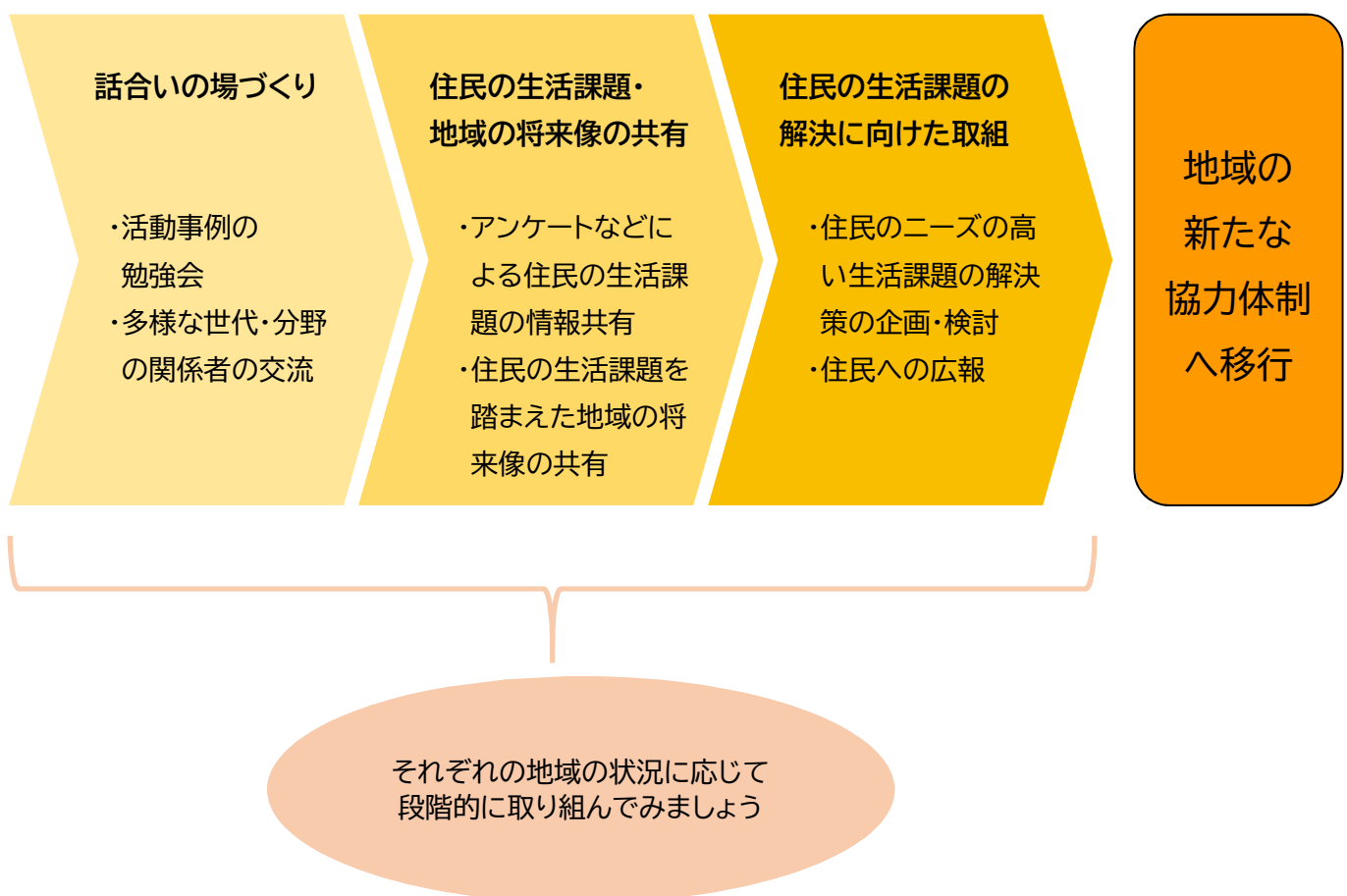
ここからは、これまでの内容を踏まえ、これからの地域コミュニティはどうあるべきかを考えていきたいと思います。

地域コミュニティを持続可能なものにしていくため、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」という基本的な考え方の下、市民主体のまちづくりを進めていきましょう。

そのために、第2章でお示した活動事例について、自らの地域の課題を解決する際の参考として取り入れることができるものがないかなど、勉強会から始めてみてはどうでしょうか。

そうした地域の関係者が、まちづくりに向けた意見を出し合える場を整えるなど、地域の状況に応じて、段階的に取り組んでいきましょう。

▼ 地域の状況に応じた段階的な取組のイメージ



第4章 これからの地域コミュニティ

第3章でお示した概ね小学校区を単位とした新たな協力体制は、将来的には市民主体のまちづくりのけん引役となりうるものと考えられます。

地域の関係者が、楽しさややりがいを感じながら、市民主体のまちづくりを進めることができるよう、以下の4つの視点を大切に、新たな協力体制の構築に取り組んでみてはどうでしょうか。

視点1 多様な主体の連携

テーマ性のある活動を行う NPO、協同労働団体、企業、商工会、公民館、学校、住民有志、地域外の人材などは、それぞれの特徴を生かし、得意な分野でその力を発揮していることから、地域団体とそれらが連携することにより、活動に従事する人の確保をはじめ、地域で活動を続ける上で生じる多様な課題への実践的な解決策を見つけることが期待できるのではないのでしょうか。

視点2 新たな担い手の発掘・育成

地域の中には、地域活動に関心があるものの、どのように関わればよいか分からない人や、町内会・自治会には加入していないものの、災害時の助け合いなどを通じて地域コミュニティに関わりを持ちたいと考えている若い世代もいます。楽しく参加できるイベントの開催や、自分たちの地域の歴史を学べる活動などを通じて、日頃から人と人との交流の場をできるだけ創っていくならば、そうした若い世代をはじめ、町内会・自治会に加入していない方を含む幅広い世代の住民や、こうした地域に魅力を感じる地域外の人材を呼び込むことができるのではないのでしょうか。そうした場の創出は、おのずから地域活動や町内会・自治会に関わりをもってもらえる機会を増やすことになるとともに、子どもたちの郷土愛の醸成や若い世代の中から将来のまちづくりを担う人材を見出して、将来のリーダーとして育てていく機会になるのではないのでしょうか。

視点3 地域特性に応じた活動

都市部や中山間地・島しょ部、また、同じ区の中にあっても、地域の実情や地域資源などが異なります。具体的には、市街地では、マンション建設などによって地域への帰属意識が低い住民が増えて、町内会・自治会への加入が進まないといった課題が生じ、また、戸建住宅や様々な集合住宅が混在する地域では、既存の地域コミュニティと新たな住民との関係づくりが難しいといった課題があります。さらに、中山間地・島しょ部では、町内会・自治会への加入率は高い一方で、人口減少と高齢化によって地域コミュニティの存続自体が脅かされかねない状況です。こうした中にあっても、地域特性をうまく生かし、各地域における特産品、文化・歴史資源を活用した活動を行うならば、地域住民の連帯感を高めるだけでなく、よりよいまちづくりを進めていこうという動機付けにもなるのではないのでしょうか。

視点4 活動基盤の強化

地域住民の皆さんが、気軽に立ち寄れるような居場所を活動の拠点とすることで、幅広い世代の住民がお困りごとを相談したり、地域活動に関わりやすくなるのではないのでしょうか。

このような拠点づくりは、活動を持続可能なものにしていくために不可欠ですので、行政等が用意する補助金・助成金を活用しながら、必要となる財源を確保していくことが大切です。

さらに、地域内の情報を簡単、迅速に発信するために、ICT※1を活用したオンライン会議や広報活動を試してみてもどうでしょうか。

※1 ICT：インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略。情報通信技術のことです。

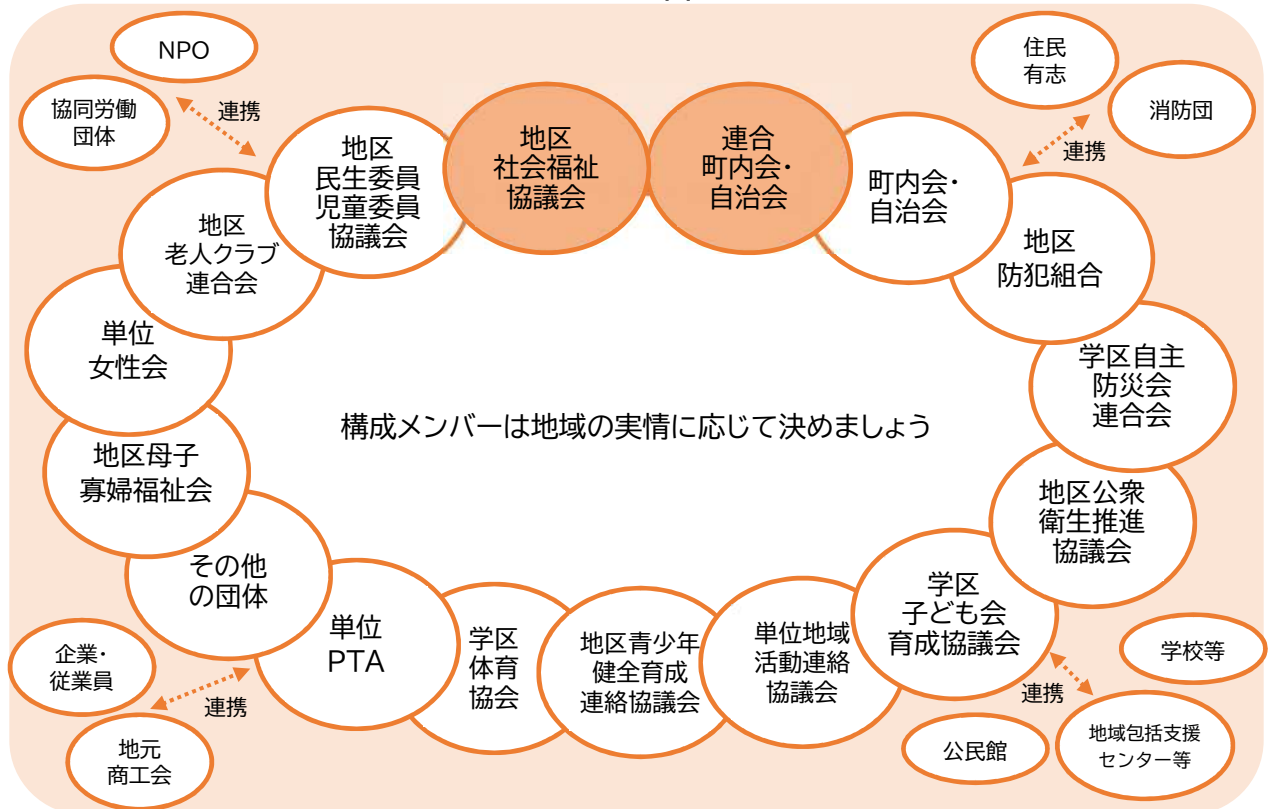
第4章 これからの地域コミュニティ

1 地域コミュニティの新たな協力体制

(1) 仕組み

町内会・自治会だけでは対応できない地域の課題について、地域の将来を見据えて、概ね小学校区を単位として、地域団体や NPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など、多様な主体が関わりを持って、例えば地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会と連携する新たな仕組みを整えてみてはどうでしょうか。

▼ イメージ図



※ 地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会が組織されている概ね小学校区を基本エリアとしましょう。

(2) ねらい

- ① それぞれが持つ人材、情報、ノウハウなどを共有できます。
- ② 内容が重複する活動を統合したり、類似の活動を同一日に実施するなど、効率的・効果的に活動を行うことができます。
- ③ 活動に従事する人を確保したり、新たな担い手を見出すことができます。
- ④ 地域全体で課題に向き合うことで、それぞれの団体だけでは対応できなかった問題にも対応できるようになります。
- ⑤ 役員など特定の人に負担がかかることを避けられます。
- ⑥ 様々な世代、分野の人などの意見を反映して、自律的な地域運営をすることができ、地域の一体感の醸成や活力の向上につながります。
- ⑦ 若い世代が参画しやすくなり、その中から新たなリーダーやそのリーダーを支える人材を見出して育てていくことができます。
- ⑧ 若い世代が参画することで、より ICT を活用した効率的・効果的な団体運営、活動内容の充実につながります。

第4章 これからの地域コミュニティ

(3) 役割

① 地域の情報共有

様々な団体などが持つ情報を共有して、アンケートなどで住民の皆さんが何を求めているのかを確認し、地域の課題を把握しましょう。

② 地域の将来像の共有

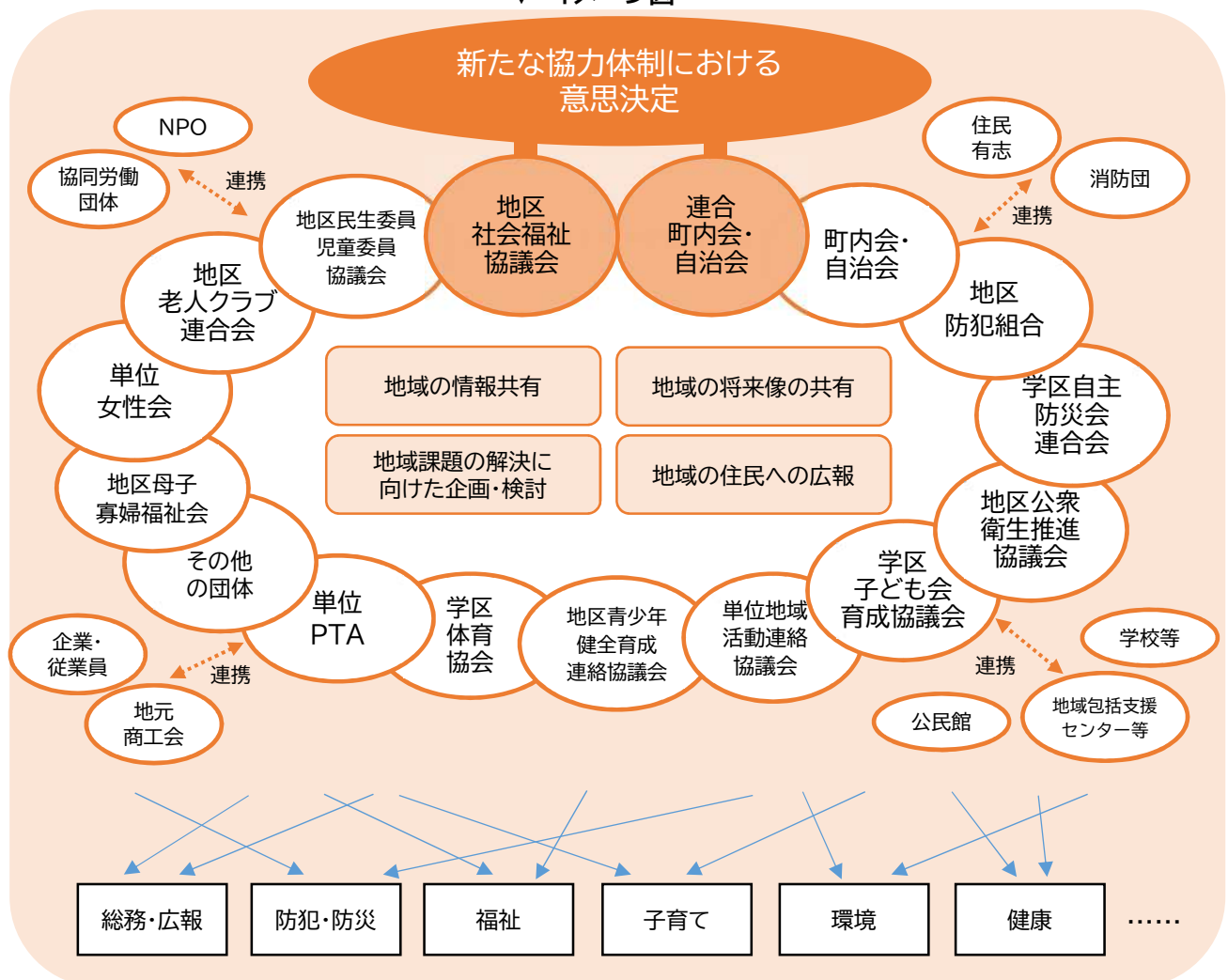
地域の課題を踏まえた上で、住民の皆さんが目指す地域の将来像を話し合っ、共有することが大切です。

③ 地域課題の解決に向けた企画・検討

テーマ別の部会を設けて検討を進めましょう。

部会のメンバーは、できるだけ所属する団体が行う活動テーマとは異なる部会に所属してもらったり、特定の人が多く所属することがないように工夫することで、情報共有が進み、活動内容が充実し、人材の育成にもつながります。

▼ イメージ図



④ 地域の住民への広報

広報紙を発行したり、SNS※2やホームページなどを活用するなど、地域住民の皆さんに積極的に情報発信し、共感の輪を広げていきましょう。

※2 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で登録された利用者同士が交流できる会員制サービスです。知人・友人同士や、同じ趣味を持つ人同士、近隣地域の住民でコミュニケーションをとることができます。

第4章 これからの地域コミュニティ

(4) 活動拠点

地区社会福祉協議会の活動拠点を利用したり、地域の空き家、利用されていない市の施設などがあれば、こうした施設が活用できないか考えてみましょう。活動拠点に常駐スタッフを配置することで、住民の皆さんが集まりやすい活動拠点となります。

(5) 活動財源

街区公園を活用したエリアマネジメント^{※3}や、地域課題の解決を図りながら収入を得る協同労働の仕組みを取り入れるなど、新たな財源を確保することについて、積極的に話し合いましょう。

こうした新たな財源と、これまで行政が用意してきた補助金・助成金や町内会・自治会会費からの収入などを、新たな協力体制の下での活動にどのように生かし、また、どのように会計処理すればよいかについては、専門家の派遣など行政が用意する支援措置を利用しながら取り組みましょう。

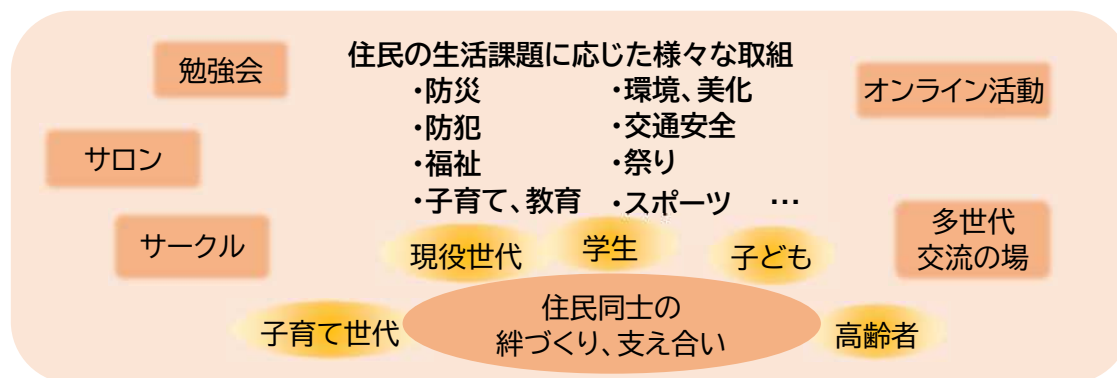
(6) 活動内容

日頃からの住民同士の絆づくりや支え合いのもと、災害時の助け合いや地域ぐるみの子育てなどを大切に、住民の生活課題に応じて活動していきましょう。

例えば、防災をテーマとした活動では町内会・自治会に加入していない人にも参加を積極的に呼び掛けたり、子どもを対象とした活動では親世代や高齢世代にも参加してもらうなど、工夫をして、住民の皆さんの理解と協力を求めています。

また、タブレット端末などを活用し、介護予防体操のオンライン実施や子育てサロンのオンライン開催など、集まれなくても住民同士の絆を絶やさない活動や、オンライン上でハザードマップを確認する避難訓練など、気軽に参加し、楽しみながら知識を学ぶことができる活動など、新たなスタイルの地域活動も考えてみてはどうでしょうか。

▼ 活動のイメージ図



2 地域課題の情報提供・支援活動の提言

地域で新たな協力体制を築くことができれば、その組織は地域を代表する組織となるでしょう。新たな協力体制の下、行政等に対し、地域の実情や課題を必要に応じて情報提供しましょう。また、地域だけでは解決できない課題に直面した場合には、どのような支援が必要であるかなどを提言しましょう。

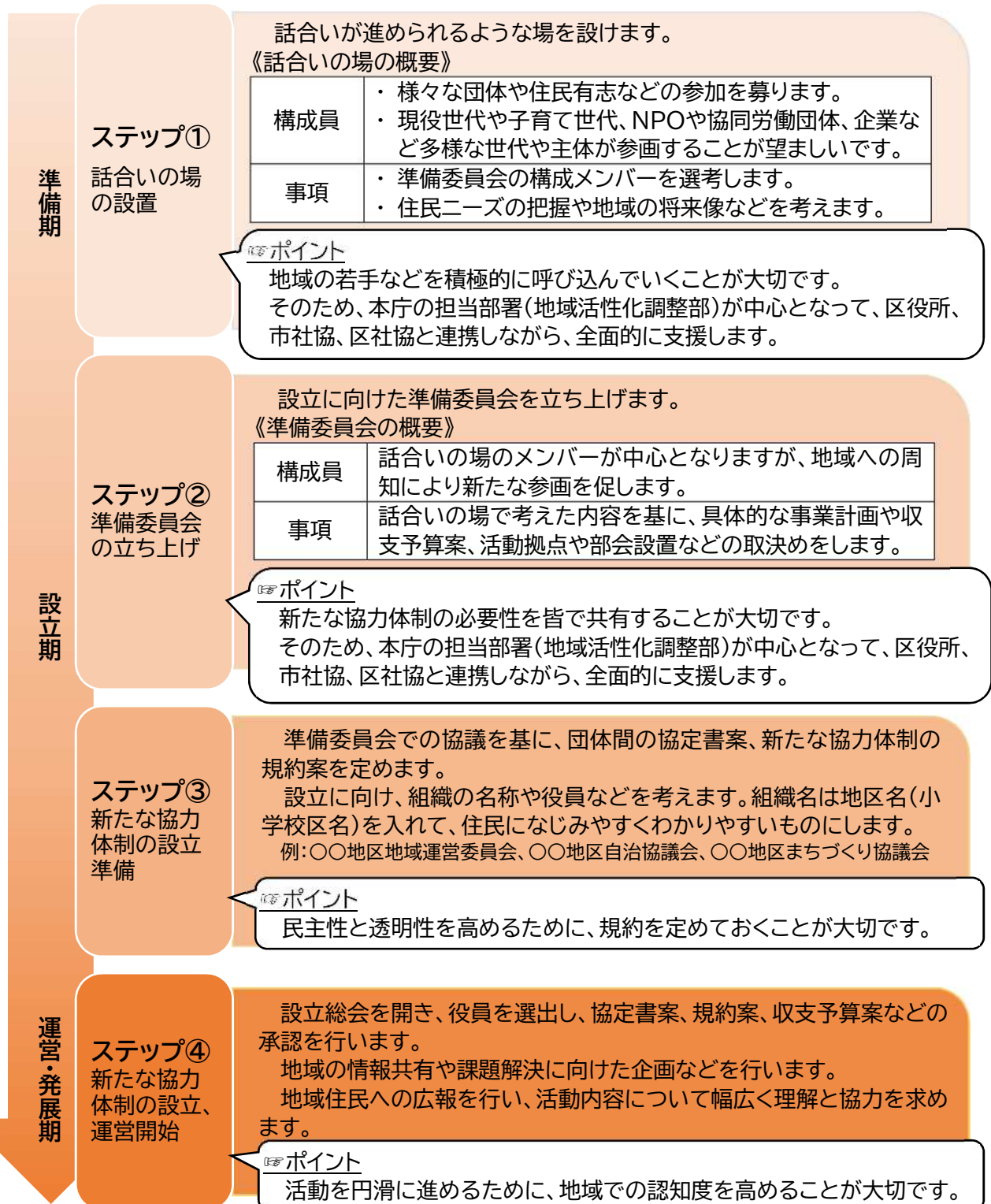
※3 エリアマネジメント：身近な街区公園などで物品販売を行うなどして、得た収益を地域活動の財源とする場合、公園を利用する際の規制を緩和する制度です。

第4章 これからの地域コミュニティ

3 新たな協力体制の設立までの流れ

概ね小学校区を単位として、地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会が中心となって設立に向けた準備を進め、構成メンバーは地域の実情に応じて決めましょう。

地域の将来像の共有や地域課題の解決に向けた企画・検討、住民への広報などの役割を担う組織が既にある場合は、その組織を発展的に移行することも可能です。そうした場合でも団体間の協定書を作成することが必要となります。



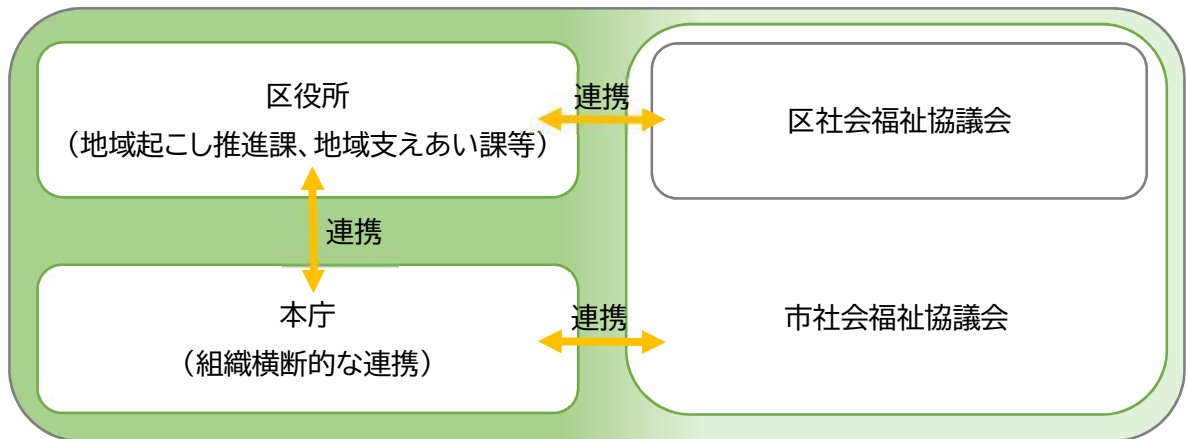
第5章 行政等からの支援

1 支援体制の構築

新たな協力体制の設立、運営に当たっては、本庁(地域活性化調整部)が中心となって、区役所の地域起こし推進課、地域支えあい課などや、さらには、市社協、区社協とも連携・協力体制をとりながら支援します。

組織横断的な連携として、危機管理、福祉、地域振興、子ども・教育などの関係部署が、共通認識の下、地域コミュニティの活性化に向けて、住民の取組への支援のあり方などを検討するため、庁内の関係部署による支援体制を整えます。

▼ 新たな協力体制への支援体制のイメージ



2 能動的に地域課題を把握・分析

行政等は、常に社会状況を客観的に捉え、住民との対話の中で、地域ニーズや地域課題を的確に把握し、能動的に地域課題を把握・分析していきます。

<具体的な取組例>

- ・ 地域と行政等との効果的な協力体制を築いていきます。
- ・ 住民と対話し、住民同士の話合いの支援や好事例の情報提供を行ったり、積極的に地域活動に参画するなど、地域コミュニティの活性化の視点を持った職員を育成します。
- ・ 地域の人口構成など、データを分析・活用していきます。

3 柔軟な活動支援

新たな協力体制が複雑・多様化した地域課題に対応できるよう、行政等は(1)～(4)の取組をはじめとした柔軟な活動支援を行っていきます。

(1) ヒトの支援

様々な世代、分野の人が関わりながら、活動を実施できるよう、次の支援を行います。

① 新たな協力体制の設立・運営に係る支援措置(企画総務局 コミュニティ再生課)

新たな協力体制を設けるに当たっては、資料作成や話合いを円滑に進めるために、職員はもとより専門家も派遣し、積極的に支援します。

その際、町内会・自治会会費からの収入など様々な財源を会計処理する場合のお困りごとの相談には、税理士などその分野の専門家を派遣して、設立後も円滑に運営できるよう支援します。

第5章 行政等からの支援

② 地域で活動する協同労働団体の立上げ促進(経済観光局 雇用推進課)

地区ごとに勉強会を行うなど、協同労働の啓発強化を図り、地域の課題解決のためにその仕組みが有効であることを、住民や地域団体に対し広く浸透させます。

また、既存の協同労働団体同士が連携して、ノウハウの共有を図り、新規団体の立上げ支援を行う仕組みづくりに取り組みます。

③ 地域活動などに参加しやすい環境づくり(企画総務局 コミュニティ再生課、人事課)

本市が率先して人事評価制度の見直しやボランティア休暇制度の周知を図るなど、本市職員が地域活動に参加することを積極的に促します。また、ボランティア休暇制度が市内企業に普及するよう経済団体に働きかけます。そうすることで、市職員、企業の従業員や、その家族を含めた住民が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

④ 住民の郷土愛とまちづくりの当事者意識の醸成(企画総務局 コミュニティ再生課、教育委員会 指導第二課、健康教育課)

地域への関心が低いとされている現役世代や子育て世代などの若い世代を主な対象としたワークショップを開催し、様々なプログラムを通じて地域のことを考えるきっかけづくりを行います。

また、まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトや子どもの安全対策など地域との協働による取組を通じて、地域への誇りと愛着を持ち、多様な人々と主体的・積極的に協働できる社会性を身に付けた子どもを育み、将来のまちづくりをけん引する存在となっていくよう、学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。

⑤ 町内会の加入促進(市民局 市民活動推進課)

加入促進チラシの配付、マンション管理組合などへの協力依頼といった加入促進の取組を引き続き実施するとともに、企業との連携も視野に入れつつ町内会未加入者の年代や家族構成などを踏まえた普及啓発に新たに取り組むなど、加入促進策を進めます。

⑥ 地域と消防団員などとの関係づくり(消防局 消防団室)

消防団員などが地域で行われる防災訓練に参加するなど、災害時に避難情報の伝達などが円滑に行えるよう、地域住民との関わりを持つ活動を推進します。

⑦ 災害発生時の迅速かつ的確な対応を可能とする支援体制の整備(企画総務局 人事課、区役所)

災害が発生した時にあっても、地域コミュニティを持続可能なものとしていくため、各区役所に災害時にあっては、弾力的な対応が可能となる職員を新たに配置するとともに、災害ボランティアや本市退職職員などを一時的に会計年度任用職員として任用するための仕組みを整えます。

(2) モノの支援

地域活動に必要となる場を確保できるよう、次の支援を行います。

① 活動拠点運営の支援(各施設所管課、健康福祉局 地域共生社会推進課、広島市社会福祉協議会)

市の遊休施設について、地域の活性化のための活用を検討するなど、地域の活動拠点の確保に向けて支援します。また、地区社会福祉協議会の活動拠点に常駐スタッフを配置する経費を補助するなど、活動拠点の運営支援を進めます。

② 地域・行政連携による災害対応(水道局 維持課)

災害などによる断水時において、給水拠点の設置を地域の協力事業者にお願いするなど、地域と行政が連携して応急給水などを行います。

第5章 行政等からの支援

(3) カネの支援

新たな協力体制の設立や地域活動の継続に必要な財源を確保できるよう、次の支援を行います。

① 新たな協力体制の設立に係る助成(企画総務局 コミュニティ再生課)

新たな協力体制の設立時に必要となる備品整備などの経費の助成に取り組めます。

② エリアマネジメント制度による自主財源の確保支援(企画総務局 コミュニティ再生課、都市整備局 緑政課)

身近な街区公園などで下記㊦～㊨の活動を行うなどして、得た収益を地域活動の財源とする場合、公園を利用する際の規制を緩和します。

- ㊦ 物品販売などを主目的とする営利活動
- ㊧ 自動販売機の設置
- ㊨ 公園改良

③ ふるさと納税を活用した支援(企画総務局 コミュニティ再生課)

持続的な団体運営に不可欠となる地域による自主財源の確保を支援するため、地域の特産品などをふるさと納税の返礼品に設定します。あわせて、集まった寄附金を地域へ還元する仕組みを導入します。

④ 空き家を活用した地域活性化の仕組みづくり(企画総務局 地域活性推進課)

空き家に関する悩みの相談から利活用までを一体的に行うため、空き家に関する様々な専門家を備えたプラットフォーム※4を設置します。そして、利活用の実現に向けては、リフォーム(小修繕)やリノベーション(改築)に係る費用への補助制度を創設し、空き家を地域の新たな魅力スポットとして再生したり、定住を促進するための住居として有効活用を図ります。

⑤ 地域団体連携支援基金事業費助成金(健康福祉局 地域共生社会推進課、広島市社会福祉協議会)

地区社会福祉協議会と他の地域団体などが連携した地域課題の解決に向けた取組に対し、助成金を交付することで、みんなでつながり支え合う安心・安全なまちづくりの推進を図ります。

<取組例>

- ・ 地域団体や地域包括支援センターなどと連携した相談窓口を開設する場合
- ・ ICT環境の新設や拡充によるオンラインを活用したサロンを開催する場合

▼ 地域団体連携支援基金事業費助成金のイメージ



※4 プラットフォーム：物やサービスを利用する人と、提供者をつなぐ場のことです。

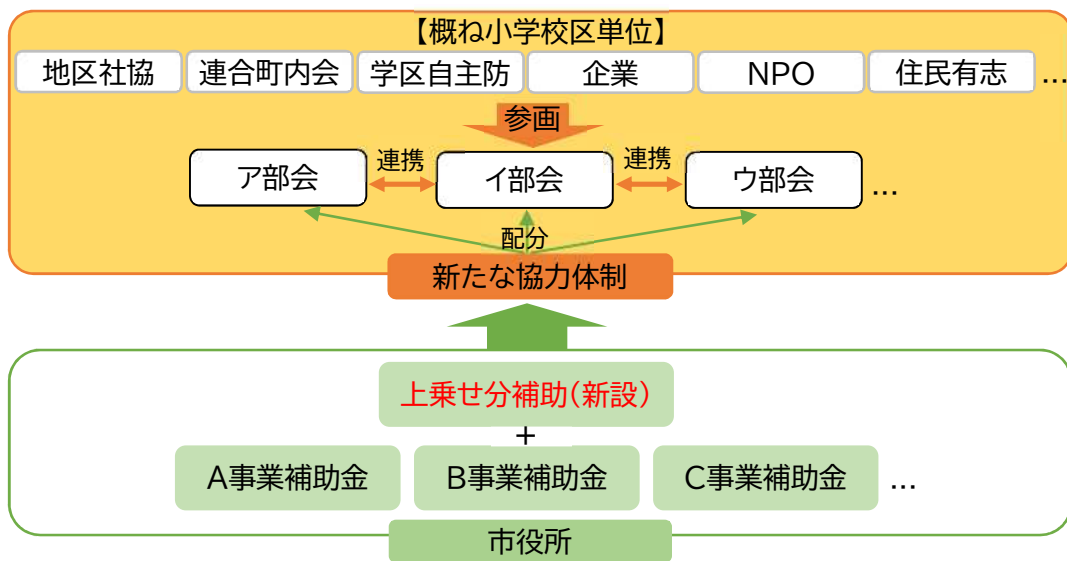
第5章 行政等からの支援

⑥ 補助制度の見直し(企画総務局 コミュニティ再生課、各補助金所管課)

各所管部署からの各種地域団体に対する目的別の補助金は、使途が厳密に定められており、活用が難しいという側面があります。また、地域にとっては、補助金の申請や報告の手続きが煩雑で、負担になっているという意見もお聞きます。

このため、新たな協力体制が整った地域に対しては、各種地域団体のこれまでの活動が継続できるよう留意しながら、様々な部署から交付していた補助金を一本化した上で、さらに柔軟に地域の特性を生かした活動が展開できるよう、補助額を上乗せするなど制度の見直しを行います。

▼ 新たな補助制度のイメージ

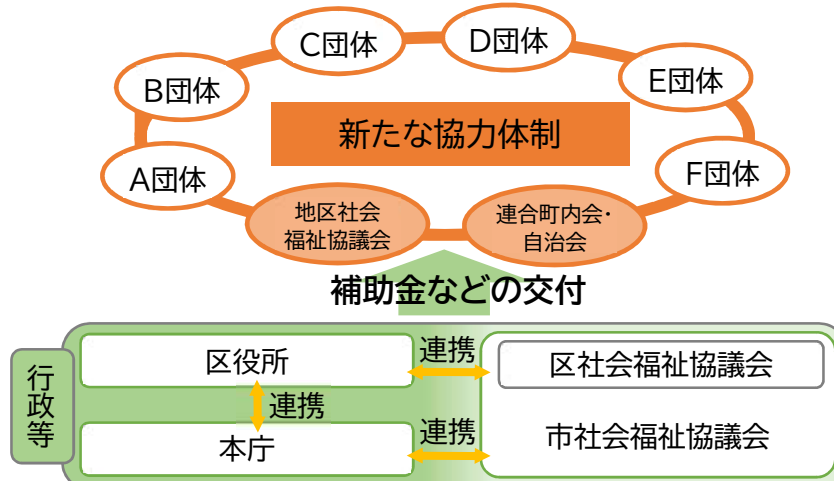


⑦ 将来的な補助金などのあり方(企画総務局 コミュニティ再生課、各補助金所管課)

概ね小学校区単位の地域の実情に応じた新たな協力体制にとって、わかりやすく使いやすい、事務負担の軽減にもつながる補助金となるよう、将来的には上述の⑤、⑥の統合も含め、補助金などのあり方を総合的に見直します。

見直しに当たり、新たな補助金の会計処理などについて、行政等がきめ細やかに支援していきます。

▼ 将来的な補助金などのイメージ



第5章 行政等からの支援

(4) デジタル化(情報)の支援

データやデジタル技術を活用し、活動内容の充実や地域特性に応じた活性化に取り組めるよう、次の支援を行います。

① 地域活動における ICT 活用の支援(企画総務局 情報政策課)

地域団体の負担軽減や地域における迅速な情報伝達に資するよう、デジタル機器に不慣れな住民を支援するとともに、安全・安心にデジタル技術を活用するための、住民の意識啓発・技能向上に取り組みます。

② 情報発信の充実(各事業所管課)

若い世代を中心とした幅広い世代への地域活動に関する情報発信を効果的に行うため、市の公式 LINE 等 SNS の活用に取り組みます。

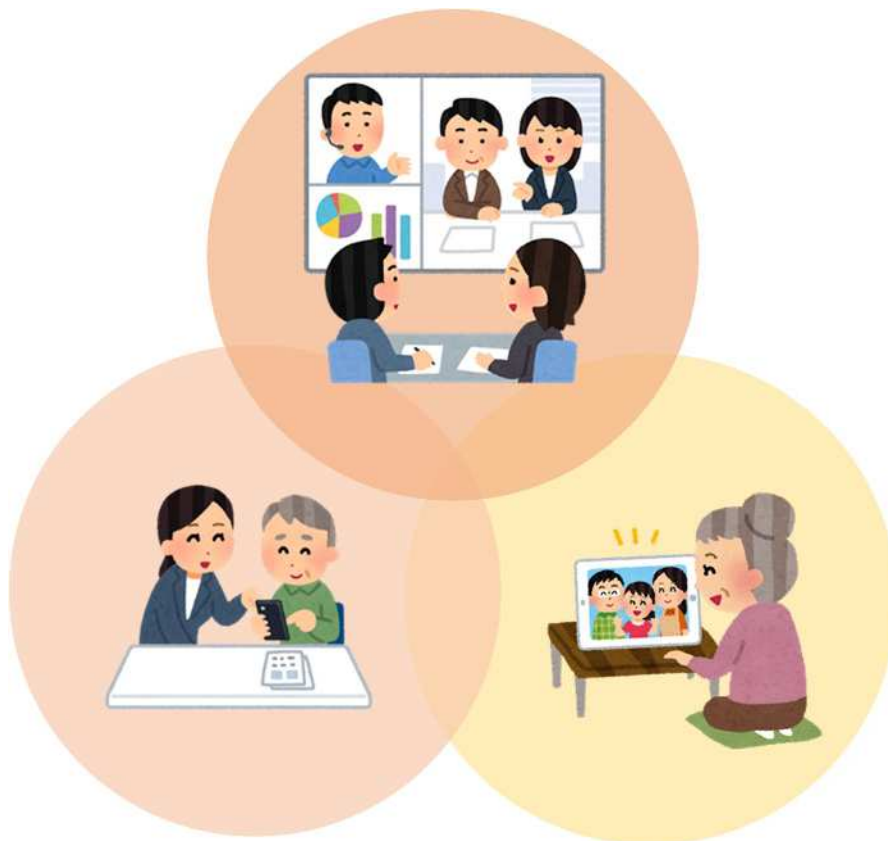
③ 地域におけるデータ利活用の促進(企画総務局 情報政策課)

地域課題の解決に資するデータを住民へ積極的に公開します。また、行政、民間事業者、学術機関などが人流のデータなどを共有して、中心市街地の活性化に取り組みます。

④ デジタル技術などを活用した地域課題の解決の支援(危機管理室 災害対策課、企画総務局 情報政策課)

災害時などの住民の避難行動をサポートするアプリの円滑な運用を図ります。また、地域が抱える様々な課題の解決に向け、新たなデジタル技術の導入や企業との協業を進めます。

▼ イメージ図



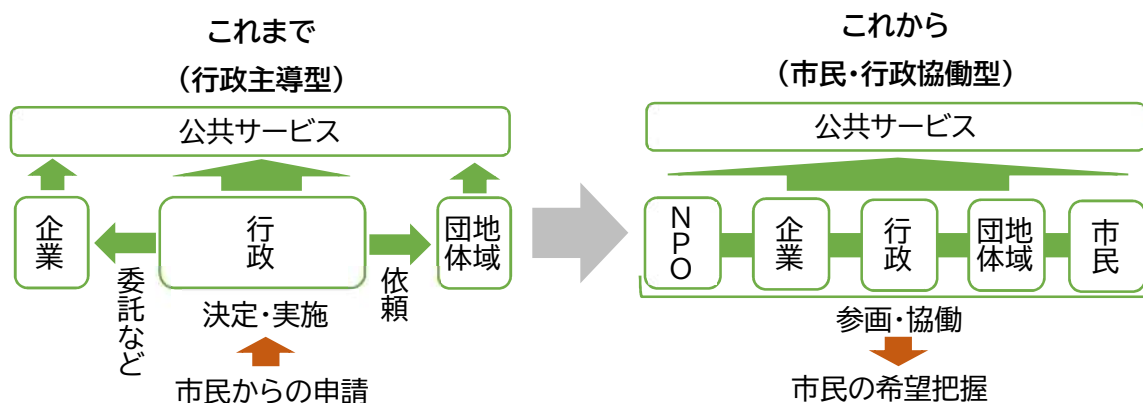
第6章 地域コミュニティと行政との関係

1 市民・行政協働型の公共サービス

少子化・高齢化の進展や人口減少などが進む中、市民の生活課題は多様化し、より個々人のニーズに応じたきめ細やかな公共サービスが必要となる一方で、それを実現するための財源や職員などの行政の資源を増やしていくことは難しい状況にあります。

多様な課題に的確かつきめ細かな対応をしていくためには、「自助」と「公助」に加え、それらをつなぐ「共助」が重要です。

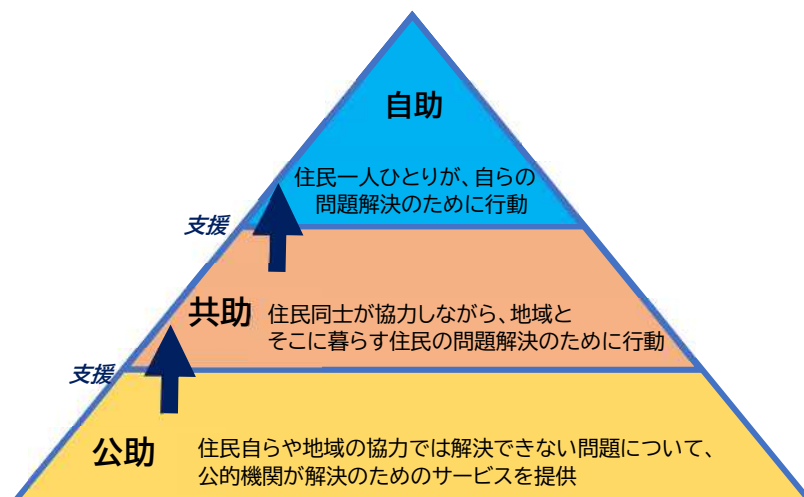
このため、今後は、これまでの「行政主導型」から、概ね小学校区単位で地域団体やNPO、企業など様々な主体が参画する新たな協力体制をしっかりと下支えし、地域課題の情報提供やまちづくりに関する提言を受けながら、市民の生活課題を解決する「市民・行政協働型」のサービスの実現を目指していくことが求められます。



2 自助・共助・公助の一体的な機能発揮

こうした協働を進めながら、住民一人ひとりが自らの問題解決のために行動する「自助」を、住民同士が協力しながら、地域とそこに暮らす住民の問題解決のために行動する「共助」が支援し、さらに、住民自らや地域の協力では解決できない問題については「公助」により下支えする、「自助・共助・公助の一体的な機能発揮」につなげ、持続可能な地域共生社会を実現します。

▼ 自助・共助・公助の一体的な機能発揮のイメージ



基本理念

地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現

概ね小学校区単位で新たな協力体制を設立し、主体的な課題解決に取り組んでいる。
さらに、NPO、協同労働団体、企業、商工会、公民館、学校、住民有志、地域外の人材などの多様な主体とも連携、協力体制を構築している。



ICTの活用により、地域内の情報伝達の迅速化を図るとともに、効果的な地域情報の発信を行っている。



行政等と地域の実情や課題について情報共有し、行政等への提言を行い、柔軟な活動支援を受けている。



地域活動に広く利用できる活動拠点や、使途が柔軟な活動資金を確保し、地域の特色を生かした地域活動を行っている。



住民の郷土愛とまちづくりの当事者意識が醸成されている。



現役世代など新たな担い手が積極的に地域活動に参画している。



参考資料

参考資料

1 主な支援制度一覧…………… P68

(1) 市の支援制度

ア 地域活動全般(イベント、伝統・文化、祭り・スポーツなど)

区の魅力と活力向上推進事業(補助金)……………	P68
“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金……………	P69
ひと・まち広島未来づくりファンド(Hm ² :ふむふむ)……………	P70
ひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成事業……………	P71
地域団体連携支援基金事業費助成金……………	P72
「協同労働」による地域での起業支援……………	P72
公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業(小さなエリアマネジメント)……………	P73
エリアマネジメント活動計画認定制度(大きなエリアマネジメント)……………	P74
まちづくり活動に必要な物品の無償貸出し……………	P74
市民活動保険制度……………	P75
まちづくりアドバイザー等の派遣……………	P76
まちづくり市民交流プラザによる支援事業……………	P77
広島広域都市圏地域共通ポイント制度……………	P78

イ 拠点づくり

集会施設整備事業……………	P79
地区社協活動拠点づくり応援助成事業……………	P79
地区社協活動拠点整備事業……………	P80
地区社協活動拠点活性化支援事業助成金……………	P80
空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度……………	P81

ウ 広報

「こむねっとひろしま」の提供・活用支援……………	P82
屋外掲示板設置補助事業……………	P82

エ 福祉・健康

地域高齢者交流サロン運営事業補助金……………	P83
地域介護予防拠点整備促進事業……………	P83
認知症カフェ運営事業補助金……………	P84
住民主体型生活支援訪問サービス事業……………	P85
高齢者いきいき活動ポイント事業……………	P86
地域猫活動支援事業……………	P87

オ 子ども・青少年の健全育成

地域のオープンスペースの運営支援……………	P88
ひとり親家庭等居場所づくり事業……………	P88

カ 景観・公園

落書き防止に対する地域活動支援事業……………	P89
街区公園清掃等報奨金制度……………	P89
身近な公園再生事業……………	P90
街路灯設置・維持補修費補助事業……………	P90

参考資料

キ 環境・美化	
ごみステーションに係る貸与制度と補助金交付制度(“ごみ”ニティ活動支援事業)	P91
クリーンボランティア支援事業	P91
まちの美化に関する里親制度	 P92
広島県河川清掃等支援業務	 P92
花と緑のまちづくり地域活動促進事業	 P93
ク 交通	
地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援事業	 P94
ケ 防災・防犯・交通安全	
防災まちづくり事業	 P95
地域防犯カメラ設置補助制度	 P96
「減らそう犯罪」推進事業(自主防犯パトロール隊への資機材の提供、貸出)	 P96
子どもの見守り活動シンボルマーク	 P96
コ 商店街・農林業	
商店街活性化事業費補助金(イベント主体型)	 P97
商店街等活性化支援アドバイザー派遣事業	 P97
中山間地域等直接支払事業	 P97
多面的機能支払交付金事業	 P98
耕作放棄地再生・利用事業	 P98
中山間地域自伐林業支援事業	 P99
里山林再生整備事業	P100
竹林整備推進事業	P100
森づくり推進事業	 P101
サ その他	
三世帯同居・近居支援事業	P102
住宅団地における住替え促進事業	P102
(2) 他機関の支援制度	
赤い羽根共同募金地域テーマ募金(社会福祉法人広島県共同募金会)	P103
広島県子ども夢基金活動助成事業(公益財団法人ひろしま子ども夢財団)	P103
公民館等活性化モデル事業(広島県公民館連合会)	P104
休眠預金等活用事業(一般財団法人日本民間公益活動連携機構)	P104
公益事業振興補助事業(公益財団法人JKA)	P105
青少年健全育成関係市民活動支援(公益財団法人マツダ財団)	P105
国内助成プログラム(公益財団法人トヨタ財団)	P106
地域福祉チャレンジ活動助成(公益財団法人日本生命財団)	P106
2 広島市地域コミュニティ活性化ビジョンの策定経過	 P107
3 地域コミュニティ活性化に関する懇談会 委員名簿	 P108
4 地域コミュニティ活性化に関する懇談会で挙げられた主な視点	 P109

参考資料

1 主な支援制度一覧

(1) 市の支援制度

ア 地域活動全般(イベント、伝統・文化、祭り・スポーツなど)

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先												
区の魅力 と活力向 上推進事 業(補助 金)	区役所が設定 したテーマ等 に基づいて主 体的・継続的 に行う取組 に対して補 助金を交付 する。	3人以上 で構成さ れる団体 (町内会・ 自治会等 の地域団 体、NPO 法人、民 間事業者 など)	【対象となる取組】 区役所が設定したテーマ等に基づいて主体的・継続 的に行う取組 ※各区役所が設定したテーマ〔令和3年度の例〕 ・ 都心にふさわしいにぎわいを創るまちづくり(中区) ・ おもてなしの心あふれるまちづくり(東区) ・ 陸と海の玄関の特色を生かした多くの人が訪れるに ぎわいのあるまちづくり(南区) ・ 元気アップを目指したまちづくり(西区) ・ 地域愛を育み、みんなで魅力を生み出すまちづくり (安佐南区) ・ 都市圏北部の拠点として、活力にあふれるまちづく り(安佐北区) ・ ふれあいと文化の薫る交流のまちづくり(安芸区) ・ 自然と共生し、歴史・文化を体感できるまちづくり (佐伯区) 【補助金額】 <table><tr><th>補助年度</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>初年度</td><td>2/3</td><td>100 万円</td></tr><tr><td>2 年度目</td><td>1/2</td><td>70 万円</td></tr><tr><td>3 年度目</td><td>1/3</td><td>35 万円</td></tr></table> 【申請時期】 2月頃に第1次募集を実施 ※予算状況に応じて追加募集あり。	補助年度	補助率	限度額	初年度	2/3	100 万円	2 年度目	1/2	70 万円	3 年度目	1/3	35 万円	各区 地域起こし推 進課 中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705 (コミュニティ 再生課)
補助年度	補助率	限度額														
初年度	2/3	100 万円														
2 年度目	1/2	70 万円														
3 年度目	1/3	35 万円														

※ 表中の問合せ・申請先欄の()内は、市の本庁元課です(以下同じ。)

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先																						
“まるごと 元気”地 域コミュ ニティ活 性化補助 金	地域コミュニ ティの活性化を 図るため、新た に、主体的・継 続的に行う取組 に対して補助金 を交付する。	町内会・自 治会、子ど も会又は 地区社会 福祉協議 会	【対象となる取組】 次の①～⑨に該当する取組（複数の取組を同時に申 請することも可能）。1 団体各取組を1回だけ申請する ことができる（⑨の取組のみ申請後5年が経過した場合 は、新たな申請を行うことができる）。 ①地域活性化プランの作成 ②空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり ③空き地を活用した菜園・花壇づくり ④プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビュー支援 ⑤交流拠点におけるネットスーパー利用の環境づくり ⑥住民勉強会の開催 ⑦他の地域等との交流を図る活動の実施 ⑧子どもたちの思い出づくりの取組 ⑨その他地域の活性化に資する地域独自の取組 【補助金額】 ①及び②の取組 <table><tr><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>10/10</td><td>50 万円</td></tr></table> ③～⑨の取組〔補助期間 5 年間〕 <table><tr><th>補助年度</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>初年度</td><td>5/5</td><td>10 万円</td></tr><tr><td>2 年度目</td><td>4/5</td><td>8 万円</td></tr><tr><td>3 年度目</td><td>3/5</td><td>6 万円</td></tr><tr><td>4 年度目</td><td>2/5</td><td>4 万円</td></tr><tr><td>5 年度目</td><td>1/5</td><td>2 万円</td></tr></table> 【申請時期】 2月頃に第1次募集を実施 ※予算状況に応じて追加募集あり。	補助率	限度額	10/10	50 万円	補助年度	補助率	限度額	初年度	5/5	10 万円	2 年度目	4/5	8 万円	3 年度目	3/5	6 万円	4 年度目	2/5	4 万円	5 年度目	1/5	2 万円	各区 地域起こし推 進課 中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705 (コミュニティ 再生課)
補助率	限度額																									
10/10	50 万円																									
補助年度	補助率	限度額																								
初年度	5/5	10 万円																								
2 年度目	4/5	8 万円																								
3 年度目	3/5	6 万円																								
4 年度目	2/5	4 万円																								
5 年度目	1/5	2 万円																								

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
ひと・まち広島未来づくりファンド (Hm:ふむふむ)	心豊かでいきいきとした市民社会づくりを目指すため、市民の自主的なまちづくり活動に対して助成金を交付する。学識経験者などで構成する運営委員会が、公開により助成先の審査・選考を行うとともに、運営に関する助言なども行い、まちづくり活動の支援や拡大を図る。	次の①②の要件をいずれも満たす団体	【助成部門】 ① 団体育成助成部門 助成対象: 設立後3年未満の団体 助 成 額: 1件当たり5万円を限度に総額50万円程度 ② まちづくり活動発展助成部門 助成対象: まちづくり活動をより積極的に展開しようとしている団体 助 成 額: 1件当たり 50 万円を限度に総額300万円程度 【申請時期】 2月頃 【助成対象期間】 申請年の4月から翌年3月までの1年間に実施される活動	公益財団法人 広島市文化財団ひと・まちネットワーク 部 管理課 541-5335 (市民活動推進課)

- ① 団体構成員の過半数が広島市民、又は団体の所在地が広島市にあること。
- ② 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動で広島市のまちづくりにつながる活動を行い、かつ同法第2条に該当する団体(ただし、法人格の有無を問わず、任意のグループでも可)であること。

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
ひろしま の地域福 祉推進 “チャレン ジ応援” 助成事業	市民活動団体の福祉に関する先駆的・開発的なチャレンジを応援するもので、団体の仕組みづくりやその後の活動展開について、市社協が団体と共に考え、共に取り組み、連携して福祉課題の解決にあたり、もって、市域の福祉力向上を目指す。 ① 規約を有し、自ら経理し、監査することができる会計機能を有すること。 ② 団体の主たる事務所が広島市内にあること。 ③ 団体の構成員を5名以上有し、会員・役員名簿の提出が可能であること。 ④ 市社協との連携が可能であり、円滑なコミュニケーションがとれること。	広島市域の福祉向上を目指して活動する非営利活動団体で、次の条件を満たす団体	【対象となる取組】 ① 様々な地域の福祉課題解決に対する取組 ② 制度の狭間の福祉課題解決に対する取組 ③ その他既存の活動等において、充実強化を目指すもので、市社協会長が市域の福祉力向上に資するため助成を必要と認めた取組 【助成部門】 A部門：団体の立上げ応援部門 新たな発想や視点を持つ団体の、立上げ及び初動期の基盤整備を応援する部門。概ね設立後3年以内の団体に限る。 ① 助成額：1 団体につき 30 万円を上限とした必要額 ② 件 数：概ね2～4件程度(令和3年度募集) ③ その他：設立3年目まで継続して応募が可能 B部門：先駆的・開発的取組の応援部門 既に基盤が整った団体による、先駆的・開発的な取組を応援する部門 ① 助成額：1 団体につき 30 万円を上限とした必要額 ② 件 数：概ね8件程度(令和3年度募集) ③ その他：同一の取組(類似事業を含む)での応募は、継続して3回まで可能 【申請時期】 4月頃	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 264-6403 (地域共生社会推進課)

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
地域団体 連携支援 基金事業 費助成金	地区社会福祉協議会と各種地域団体が連携した地域課題の解決に向けた取組に対し、助成金を交付する。	地区社会福祉協議会	【対象となる取組】 地区社協と町内会・自治会等の地域団体が連携して行う、次のいずれにも該当する取組 ① 地域課題の解決に資する取組 ② 申請する地区にとって新しい取組又は既存の取組を拡充・強化して行う取組 ③ 令和5年度末までに開始する取組 ④ 地区内の各種地域団体の意見を踏まえて行う取組 【助成金額】 1地区社協当たり50万円(限度額) 【申請時期】 3月1日～12月28日	各区 社会福祉協議会 中:249-3114 東:263-8443 南:251-0525 西:294-0104 安佐南:831-5011 安佐北:814-0811 安芸:821-2501 佐伯:921-3113 (地域共生社会推進課)
「協同労働」による地域での起業支援	「協同労働(※)」の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組む高齢者を中心としたプロジェクトの立上げ等を支援する。 ※「協同労働」…働く意欲のある人々が集い、みんなで出資して経営に参画し、人と地域に役立つ仕事に取り組む働き方	構成員が4名以上で、うち半数以上が60歳以上である、協同労働の仕組みを活用した団体	【支援内容】 ① コーディネーターによる支援 専門のコーディネーターが、勉強会の開催や事業計画の作成、個別相談対応等により、事業の立上げから立上げ後のフォローアップまで全面的に支援する。 ② 立上げ経費の補助 事業の立上げの目途が立った団体に対して、立上げに要する経費の一部を補助する。 ア 補助内容:補助率1/2(上限100万円) イ 補助金交付要件 ・ 構成員が4名以上で、うち半数以上が60歳以上であること。 ・ 地域の課題に取り組み、地域の活性化につながる事業であること。 ・ 事業の継続に必要な収益が見込まれること。 【申請時期】 8月及び12月	「協同労働」プラットフォーム [らぼーろ ひろしま] 554-4400 ※委託業者 (雇用推進課)

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等				問合せ・ 申請先	
公園活用 による地 域コミュ ニティ活 性化支援 事業(小 さなエリ アマネジ メント)	住民主体のに ぎわいづくりの 活性化や地域活 動の財源確保の ため、町内会・ 自治会等が、身 近な街区公園等 で物品販売等を 主目的とする営 利活動などを一 定の要件の下で 行う場合、公園 の利用方法に係 る規制を緩和す る(この活動に かかる公園使用 料等は免除)。	①単位町 内会・自治 会 ②連合町 内会又は 地区社会 福祉協議 会 ③公益的 活動を行 うことを 目的とし、 かつ上記 ①②のい ずれかの 団体が構 成員とし て加わる 地域団体	【制度内容】				各区 地域起こし推 進課 中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705 各区 維持管理課 中:504-2577 東:568-7739 南:250-8956 西:532-0946 安佐南:831-4948 安佐北:819-3942 安芸:821-4921 佐伯:943-9738 (コミュニティ 再生課、緑政 課)	
			規制緩 和の内 容	㊦物品販 売等を主 目的とする 営利活動 の実施	①自動販売機 の設置(清涼飲 料自動販売機 に限る。)	㊧公園施設設 置・管理許可		
			対象 施設	街区公園、近隣公園、地区公園及び緑地				
			申請 要件	・ 本制度により町内会等が得る収益の全てを、申 請者である町内会等の活動費に充てること。 ・ 活動の一部に企業活動を含む場合や、近隣に 音・におい・振動等の影響が発生しうる場合等 は、近隣・地域住民の同意を得ていること。				
				維持 管理 実績 の 対 象 施 設	なし	対象施設の公 園清掃等報奨 金制度利用団 体又は指定管 理者		対象施設の指 定管理者
	イ ベ ン ト に ぎ わ い づ く り の 活 動 実 績	なし	前年度中ににぎわいづくりイベ ントを2回以上実施している。					
			【申請時期】 随時					

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
エリアマネジ メント活動計 画認定制 度(大きなエ リアマネジ メント)	エリアマネジ メントの活動範 囲・活動目的や 目標・組織体制・ 取組内容・収支 計画等を記載し た「エリアマネ ジメント活動計 画」を、審査会 において公益 性、必要性、事 業効果、実行 性、継続性、妥 当性を有し、適 切なものである か審査・認定し、 支援する。	エリアマネ ジメント団 体	【主な認定要件】 エリアマネジメントのうち、次のいずれにも該当するもの。 ① 主たる活動目的が、来訪者を呼び込むことによるにぎわいづくりにより地域の持続的な活性化を図るものであるもの ② 対象地域が、都市機能の集積する地区、拠点性を持つ地区その他市長が特に重要と認める地区であるもの ③ エリアマネジメント団体が、活動対象地域内の住民団体、事業者、各種関係団体等の幅広い団体等で構成され、かつ、地域を代表する組織として地域住民等に認知されたものであるもの ④ 公共施設等を活用した活動を行い、エリアマネジメントの財源を確保しようとするものであるもの ⑤ 活動内容が、にぎわいづくり、環境維持及び情報発信の全てを含む多様なものであり、かつ、当該活動を継続して行うものであるもの 【支援内容】 活動計画の認定後、公共施設等を有効活用(例:にぎわいづくりの実施、営利活動による財源確保等)する際に支障となる規制を特例的に緩和する。 注:具体的な緩和内容については、各施設の所管課との個別の協議が必要 【申請時期】 随時	企画総務局 地域活性化調 整部 コミュニティ 再生課 504-2125 各施設の所管 課
まちづく り活動に 必要な物 品の無償 貸出し	まちづくり活 動に必要な物品 を貸し出す。	3人以上 で構成さ れる団体	【支援内容】 ① 貸出期間:1 週間以内 ② 貸出料:無料 ③ 貸出物品:テント、プロジェクター・スクリーン、アン プ・マイクセット、ハンズフリー拡声器など 【申請時期】 随時	各区 まちづくり支 援センター[各 区地域起こし 推進課内] 中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3905 安芸:821-4905 佐伯:943-9705

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先																
市民活動 保険制度	地域社会(コミュニティ)に関する活動などの活動中に事故にあった場合、補償金が給付される(保険料の負担・事前の登録は不要)。	市民活動 団体等に 属し、市民 活動を行 う方(広島 市民又は 市民活動 の本拠地 が広島市 内にある 市外居住 者)	【対象活動例】 ① 地域社会(コミュニティ)に関する活動(地域清掃活動、地域主体のお祭り、平時の地域防犯・防災・防火活動、交通安全運動など) ② 社会福祉に関する活動 ③ 保健医療に関する活動 ④ 環境保全に関する活動 ⑤ 教育・文化・スポーツに関する活動 ⑥ 国際交流・協力に関する活動 ⑦ 自主防災に関する活動 ⑧ その他(平和の推進、消費者保護、人権擁護、男女共同参画社会の形成に関する活動など) 【補償内容】 ① 傷害 <table><tr><th>事故の種類</th><th>支払金額</th></tr><tr><td>死 亡</td><td>700 万円</td></tr><tr><td>後遺障害</td><td>21～700 万円</td></tr><tr><td>入院・通院</td><td>1 日につき入院 3,000 円、通院 2,000 円</td></tr></table> ② 賠償責任 <table><tr><th>賠償の種類</th><th>支払限度額</th></tr><tr><td>身体賠償</td><td>1 名につき 1 億円まで、1 事故につき 2 億円まで</td></tr><tr><td>財物賠償</td><td>1 事故につき 1 億円まで</td></tr><tr><td>保管物賠償</td><td>1 事故につき 300 万円まで</td></tr></table> 【事故発生時の手続き】 事故後、団体の責任者が、速やかに最寄りの区役所地域起こし推進課もしくは市民活動推進課に事故内容を連絡し、所定の事故報告書を事故発生日を含めて 30 日以内に提出する。 【申請時期】 随時	事故の種類	支払金額	死 亡	700 万円	後遺障害	21～700 万円	入院・通院	1 日につき入院 3,000 円、通院 2,000 円	賠償の種類	支払限度額	身体賠償	1 名につき 1 億円まで、1 事故につき 2 億円まで	財物賠償	1 事故につき 1 億円まで	保管物賠償	1 事故につき 300 万円まで	各区 地域起こし推 進課 中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705 市民局 市民活動推進 課 504-2113
事故の種類	支払金額																			
死 亡	700 万円																			
後遺障害	21～700 万円																			
入院・通院	1 日につき入院 3,000 円、通院 2,000 円																			
賠償の種類	支払限度額																			
身体賠償	1 名につき 1 億円まで、1 事故につき 2 億円まで																			
財物賠償	1 事故につき 1 億円まで																			
保管物賠償	1 事故につき 300 万円まで																			

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先		
まちづくりアドバイザー等の派遣	「広島市まちづくり要綱」に基づき、街並みのルールづくりなど地域のまちづくり活動に取り組んでいる地区へ、まちづくりの初動期から活動期、達成期の各段階に応じて、アドバイザー派遣、コンサルタント派遣、活動費助成などの支援を行う。	住民等 (まちづくりの対象区域内の居住者、事業者及び土地又は家屋の所有者)	【支援内容】			
			段階	区 分	内 容	
			初動期	組織づくり	①市職員の出前講座	住民からの要請に応じて、出前講座を行う。
					②アドバイザー派遣 アドバイザーとは、建設コンサルタントや建築設計事務所の技術者、大学の教員など、幅広い分野の専門家	1 次派遣:3 回を限度 2 次派遣:1 年度以内で 3 回を限度 派遣費用:1 年度につき 20 万円を限度
活動期	計画づくり	③コンサルタント派遣 コンサルタントとは、まちづくり計画の作成を助ける専門職を有する民間の企業、団体	派遣期間:2年度を限度 派遣費用:1 年度につき 150 万円を限度			
		④活動費助成	助成期間: コンサルタント派遣時 2 年間とその後の活動期 3 年間のあわせて 5 年間を限度 助成費用: 1 年度につき 10 万円以内、かつ、助成対象経費の 2 分の 1 以内 限度額:10 万円×5 か年=50 万円			
			【申請時期】 随時	企画総務局 地域活性化調整部 コミュニティ再生課 504-2125		

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等			問合せ・ 申請先
まちづくり市民交流プラザによる支援事業	まちづくり活動の総合的な支援を行う。	住民等(まちづくりボランティア人材バンクにおける登録者の紹介、斡旋は団体・グループのみ)	【支援内容】			公益財団法人 広島市文化財団 広島市まちづくり市民交流プラザ 545-3911 (市民活動推進課)
			事業名	内 容	時期	
			まちづくりボランティア人材バンク	仕事や趣味を通じて得た技術、特技、資格などを有する者を登録し、市民活動団体等の依頼に応じて、登録者の紹介、斡旋の実施	4月～3月	
			相談・コーディネート事業	生涯学習や、市民活動・ボランティアに関する講演会と個別相談を実施するとともに、情報交換、交流の場を提供	4月～3月	
			市民活動人材育成講座	市民活動を推進するリーダーや実践者として必要な知識や最新の技術を専門的に学習する機会を提供し、積極的に市民活動の推進に向けて行動する人材(リーダー)を育成	5月～3月 (全20回)	
			はじめての市民活動・ボランティア体験講座	これから市民活動やボランティアを始めたいという市民を対象に、市民活動団体やボランティア団体と連携した、現場見学や活動体験できる講座を開催	7月～11月 (全6回)	
			市民活動団体運営支援講座	市民活動を継続していく上で必要な組織運営や資金運用、全国的・最新の市民活動の情報についての学習機会を提供し、市民活動団体を育成	9月～2月 (全8回)	
			まちづくり企画・運営ボランティア養成講座	市民活動やボランティア活動に役立つ、イベントや事業の企画・運営について学習する機会を提供。地域や団体の企画・運営力強化と活動の活性化を図るとともに、プラザのイベントの企画・運営への参画も促し、施設ボランティアを育成	7月～10月 (全4回)	

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
広島広域都市圏地域共通ポイント制度	広島広域都市圏内の加盟店での買い物や、地域でのイベント又はボランティア活動への参加などでポイントを貯めることができ、貯めたポイントは加盟店での買い物や、圏域ならではの商品等が当たる抽選への応募などに使うことができる地域共通ポイント制度を運用する。	ポイントを発行するイベント主催者、町内会、ボランティア団体等	【制度内容】 本制度を活用してイベント参加者やボランティア活動参加者にポイントを発行することで、イベントへの誘客やボランティア活動への参加促進を図る。 ○対象となる取組 ・ 地域でのイベントの実施 ・ 地域でのボランティア活動の実施 ○ポイントの特徴 ・ 1ポイント1円に換算する。 ・ 広島広域都市圏 25市・町内で、加盟店・行政・企業・公益的団体といった多様な主体が同じポイントを発行する。 ・ 専用のカードを持たず、圏域内の買い物、イベント参加、ボランティア活動などでスマートフォンアプリ等にポイントを貯めることができる。 ・ 貯めたポイントは圏域内の加盟店での買い物、圏域ならではの商品やサービスが当たる抽選への応募や公益的な活動団体等への寄附等に利用できる。 ○必要経費について ・ ポイント発行原資(1ポイント1円) ・ ポイント発行手数料(ポイント発行数に応じて設定。) 【申請時期】 随 時	広島広域都市圏ポイント運営事務局 0570-783-671 (経済企画課)

イ 拠点づくり

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先						
集会施設 整備事業	地域のコミュニティづくりを推進するため、住民組織自らが集会施設を整備しようとする場合に、当該整備事業に要する費用の一部を補助する。	概ね30世帯以上で形成された住民組織(町内会・自治会など)等	【対象事業】 広島市が設置した集会所から、概ね 300m以上隔てた場所で行う集会施設の整備が対象。 ※ 集会施設は、延床面積が原則 30 ㎡以上で、少なくとも湯沸場、便所の設備が必要。また、集会施設の敷地は住民組織において、事前の確保が必要。なお、3 ㎡未満の増築や、20 万円未満の改修等は補助の対象外 ※ 対象経費:集会施設の新築、購入、増築、改修及び初度備品買入に要する経費(敷地の確保の経費等を除く) 【補助金額】 「対象経費の 2 分の 1 に相当する額」と次のいずれか低い方の額が限度となる。 <table><tr><td>新築・購入</td><td>500 万円(ただし、初度備品買入の補助を希望する場合は 450 万円)</td></tr><tr><td>増築・改修</td><td>270 万円</td></tr><tr><td>初度備品買入れ</td><td>50 万円</td></tr></table> 【申請時期】 集会施設を整備する予定年度の前年度の8月末頃までに各区へ要相談	新築・購入	500 万円(ただし、初度備品買入の補助を希望する場合は 450 万円)	増築・改修	270 万円	初度備品買入れ	50 万円	各区 地域起こし推進課 中:504-2546 東:568-7705 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3905 安芸:821-4905 佐伯:943-9705 (市民活動推進課)
新築・購入	500 万円(ただし、初度備品買入の補助を希望する場合は 450 万円)									
増築・改修	270 万円									
初度備品買入れ	50 万円									
地区社協活動拠点づくり応援助成事業	地区社協活動拠点の設置を促進することにより、地域福祉活動の活性化を図ることを目的として助成金を交付する。	地区社会福祉協議会	【助成内容】 新規に活動拠点を整備する場合の整備費、活動機材等購入費(地区社協が移転する場合、現在の活動拠点に加えて新たに活動拠点を設置する場合を含む。) 上限100万円/1地区社協 【申請時期】 4～12月頃	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 264-6403 (地域共生社会推進課)						

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
地区社協 活動拠点 整備事業	地区社会福祉協議会の地域福祉活動基盤を整備するために、地区社協事務所をはじめとする機能を有する活動拠点を設置し、また内容の充実を図ることを目的として助成金を交付する。	地区社会福祉協議会	【助成内容】 ・ 活動拠点の開設日が週5日以上で、駐在者がおり、かつ下記の基本機能のうち3つ以上取り組んでいる場合、50,000円 ・ 活動拠点の開設日が週3日以上で、駐在者がおり、かつ下記の基本機能のうち2つ以上取り組んでいる場合、30,000円 ・ 活動拠点の開設日が週1日から2日で、駐在者がおり、かつ下記の基本機能のうち2つ以上取り組んでいる場合、15,000円 【基本機能】 ① 事務作業を行う機能 ② ボランティアの登録や派遣を行う調整の機能 ③ 心配ごとや困りごと等の相談を受ける相談所としての機能 ④ 車いすの短期貸出しの窓口となる機能 【申請時期】 10月頃	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 264-6403 (地域共生社会推進課)
地区社協 活動拠点 活性化支援事業助成金	地区社協活動拠点への常駐スタッフの配置を支援することにより、地区社協活動拠点を活性化させ、住民同士がつながりあい、住民の主体的な活動を広げ、様々な課題を解決していけるまちづくりを目指す。	地区社会福祉協議会	【助成内容】 常駐スタッフへの謝礼金 【補助金額】 1日につき 2,000 円を目安とする。 (配置日数×2,000 円 最大 48 万円／年) 【申請時期】 前年度の 3 月 12 日まで(令和3年度実績)	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 264-6403 (地域共生社会推進課)

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
空き家等 を活用し た活動・ 交流拠点 認定制度	空き家等を地 域住民の活動・ 交流の場として 活用している場 合に、継続した 取組になるよう 「活動・交流拠 点」として認定 し、支援する。	町内会・自 治会、地 区社会福 祉協議会	【主な認定要件】 ① 活用する空き家 ア 家屋及びその敷地全部について、居住その他の使用がなされていないこと。 イ 町内会等が所有者から無償で借り受けている、又は町内会等が所有していること。 ② 活動内容 ア 地域住民の誰もが利用可能なこと。 イ 月4回以上使用されていること。 ウ 1月当たり延べ50人以上の利用があること。 【支援内容】 - 活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言 - 本制度による認定を受けた空き家等の家屋・土地の固定資産税及び都市計画税の減免 【申請時期】 11月頃	各区 地域起こし推 進課 中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705 (コミュニティ 再生課)

参考資料

ウ 広報

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
「こむねっ とひろしま」の提 供・活用 支援	町内会・自治 会等の地域団体 を対象に、ホーム ページを簡単 に作成できるシ ステム「こむね っとひろしま」 を提供し、地域 のホームページ の開設・運営を 支援する。	(連合)町 内会・自治 会、地区 社会福祉 協議会	【支援内容】 ・ システムとサーバの提供 ・ ホームページを円滑に開設・運用するための技術的 なサポート 【申請時期】 随時	市民局 市民活動推進 課 504-2131
屋外掲示 板設置補 助事業	地域住民相互 のコミュニケー ションの増進を 図るため、町内 会・自治会が屋 外掲示板を設置 する場合、経費 の一部を補助す る。	町内会・自 治会	【支援内容】 ・ 補助率:1/2 ・ 補助限度額:脚付型 15,000 円、壁掛型 10,000 円 【申請時期】 4月から翌年1月末まで(予算の範囲内で先着順)	各区 地域起こし推 進課 中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3905 安芸:821-4905 佐伯:943-9705 (市民活動推 進課)

参考資料

工 福祉・健康

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
地域高齢者交流サロン運営事業補助金	地域団体が実施している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活性化を図るため、補助金を交付する。	サロンを実施する団体(町内会・自治会、地区社会福祉協議会、NPO 法人、ボランティア団体など)	【対象となるサロン活動】 ・ 利用者:地域の高齢者であれば誰でも参加可能 ・ 利用料:原則無料(食事代などの実費については利用者負担) ・ 活動内容等:原則月 1 回以上定期的に開催し、概ね 10 名以上の参加者がいること。 ・ 活動場所:申請団体において確保すること(集会所、公民館、民間施設等)。 【補助金額】 1か所につき 5 万円 ※ 週 1 回以上、1 回当たり概ね 30 分以上の運動を実施するサロンについては、地域介護予防拠点として 5 万円の上乗せ補助を申請することができる。	各区 社会福祉協議会 中:249-3114 東:263-8443 南:251-0525 西:294-0104 安佐南:831-5011 安佐北:814-0811 安芸:821-2501 佐伯:921-3113 (高齢福祉課)
地域介護予防拠点整備促進事業	地域高齢者交流サロンの取組に加えて、一定の要件を満たす「通いの場」(地域介護予防拠点)の地域での普及・定着を図るため、補助金を交付する。	地域高齢者交流サロン運営事業の補助対象として選定された実施団体のうち、一定の要件を満たす者	【対象となる活動】 地域高齢者交流サロン運営事業の補助対象として選定された実施団体が、週1回以上、1回につき概ね 30 分以上の運動(いきいき百歳体操など)を実施していること。	各区 社会福祉協議会 中:249-3114 東:263-8443 南:251-0525 西:294-0104 安佐南:831-5011 安佐北:814-0811 安芸:821-2501 佐伯:921-3113 (地域包括ケア推進課)

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先												
認知症カ フェ運営 事業補助 金	認知症の人と その家族の孤立 化防止や地域で 認知症の人とそ の家族を支える 体制づくりを促 進するため、補 助金を交付す る。	認知症カ フェを運 営する医 療法人、 社会福祉 法人、 NPO 法 人、株式 会社、市 民団体な ど	【対象となる活動】 ・ 毎月 1 回以上定期的に開催され、1 回あたりの活動 時間が概ね3時間以上であること。 ・ 認知症の人とその家族、地域住民が気軽に参加でき るオープンな雰囲気であること。 ・ 主な活動内容として、次の①から⑤に掲げる全ての 取組を行うこと。 ① 認知症の人及びその家族等が安心して集い、交流 する場の提供と交流の促進 ② 認知症の人及びその家族等からの相談に対する助 言の実施 ③ 認知症に関する本市の施策や地域におけるサービ スに関する情報提供 ④ 認知症に関する知識を深めるための講習会等の実 施等 ⑤ 家族等の介護者の不安・負担を軽減するような取 組 ・ 運営スタッフとして、毎回概ね 3 人以上が配置され、 そのうち 1 人以上は、医療・介護福祉等の専門職で、認 知症に関する専門的知識及び相談支援等の経験を有 する者であること。 【補助金額】(補助期間:5年間) <table><tr><th>交付年数</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>1～3年目</td><td>10/10</td><td>30万円 (35万円)</td></tr><tr><td>4年目</td><td>2/3</td><td>20万円 (23万3千円)</td></tr><tr><td>5年目</td><td>1/3</td><td>10万円 (11万6千円)</td></tr></table> ※ 「限度額」欄の上段は開催回数が月1～2回の場合 で、下段(かっこ書き)は開催回数が月3回以上の場 合の金額である。 【申請時期】 4月	交付年数	補助率	限度額	1～3年目	10/10	30万円 (35万円)	4年目	2/3	20万円 (23万3千円)	5年目	1/3	10万円 (11万6千円)	健康福祉局 高齢福祉部 地域包括ケア 推進課 504-2648
交付年数	補助率	限度額														
1～3年目	10/10	30万円 (35万円)														
4年目	2/3	20万円 (23万3千円)														
5年目	1/3	10万円 (11万6千円)														

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
住民主体 型生活支 援訪問サ ービス事 業	要支援者及び 事業対象者の居 宅を訪問し、簡 易な生活支援 (ごみ出しや草 むしり等)を提 供する(「介護予 防・日常生活支 援総合事業」の サービスとして 提供)地域団体 等に対して補助 金を交付する。	町内会・自 治会、地 区社会福 祉協議 会、ボラン ティア団 体又はこ れに類す る団体	【対象となる取組】 1号サービス 介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問介護サ ービス(現行相当型)」「生活援助特化型訪問サービス(基準 緩和型)」で提供する「生活援助」に相当するサービス ＜サービスの種類＞ ア 掃除(居室内やトイレ・卓上等の清掃、ゴミ出し) イ 洗濯(洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥・ 取り入れ・収納、アイロンがけ) ウ ベッドメイク(利用者不在のベッドでのシーツ交換、 布団カバーの交換等) エ 衣類の整理・被服の補修(夏・冬物等の入れ替え等、 ボタン付け、破れの補修等) オ 一般的な調理、配下膳(配膳、後片付けのみ、一般的 な調理) カ 買い物・薬の受け取り(日常品等の買い物(内容の確 認、品物・釣り銭の確認を含む)、薬の受け取り) 2号サービス 上記の1号サービス(生活援助)には当たらないが、要 支援者等の生活支援のために提供することが適当なサ ービス ＜サービスの種類＞ ア 草むしり、花木の水やり、植木の剪定等の園芸 イ 犬の散歩等ペットの世話 ウ 家具・電気器具等の組み立て・移動・修繕・模様替え エ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ オ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り カ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 キ 書類・郵便物等の確認、手続きの助言 ク 新聞、書類等の代読、パソコン操作 ケ 散歩・買い物等外出時の付き添い コ 無償により自家用車を使用して行う送迎 3号サービス 上記1号及び2号サービスに含まれないサービスで、 実施団体が独自に提供することを市長が認めたもの 【支援内容】 ① 住民主体型生活支援訪問サービスを提供する活動 の運営に必要な費用 <u>20 万円</u> (前年度から継続して実施している団体は、運営費上 限が <u>10 万円</u>となる。) ② 住民主体型生活支援訪問サービスの調整を行うボ ランティアコーディネーターの活動に対する謝礼金： <u>1 千円／1 日</u> 【申請時期】 ・ 7 月、10 月、1 月	各区社会福祉 協議会 中:249-3114 東:263-8443 南:251-0525 西:294-0104 安佐南:831-5011 安佐北:814-0811 安芸:821-2501 佐伯:921-3113 (高齢福祉課)

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先										
高齢者いきいき活動ポイント事業	広島市内在住の65歳以上の高齢者が、自らの健康づくりや地域支援のために行う活動を奨励するため、活動実績に基づき付与されるポイント数に応じて、奨励金を支給する。	<活動団体がポイントが付与する対象者> 9月1日に、広島市内に住所を有する65歳以上の高齢者（所得制限なし。また、重度障害者福祉タクシー利用助成を選択していない者に限る） <ポイントが付与する活動団体> 「地域の支え手になる活動」あるいは「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」を行う団体（法人格の有無を問わない）	【ポイントの対象となる活動及びポイント数】 <table><tr><td colspan="2">① 地域の支え手になる活動</td></tr><tr><td>次のボランティア活動（一部のみ掲載） ・ オープンスペース（乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所（広島市が認めるもの））での子育て支援活動 ・ 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での支援活動（清掃、配膳、洗濯、通園時の駐車の誘導など） ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における住民主体型生活支援訪問サービスの生活支援 ・ 総合事業として行う地域高齢者交流サロン（補助を受けて実施するもの）の世話人としての活動 など</td><td>4ポイント</td></tr><tr><td>上記以外のボランティア活動（例：ふれあい・いきいきサロンの世話人（総合事業の補助を受けていないもの）、町内や河川の清掃活動、児童の登下校の見守りなど）</td><td>2ポイント</td></tr><tr><td>② 健康診査・がん検診の受診等</td><td>2ポイント</td></tr><tr><td>③ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動</td><td>1ポイント</td></tr></table> 【奨励金の上限について】 ・ 原則 10,000 円(100 ポイント)(1 ポイントは 100 円に換算) ・ 「要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成」との併用者のうち、要支援者は 7,500 円(75 ポイント)、要介護者は 5,000 円(50 ポイント)。 ・ 「障害者公共交通機関利用助成」との併用者 4,000 円(40 ポイント)。 【申請時期】 ・ 活動団体がポイントが付与する対象者 要介護者・障害者以外の方には、毎年8月末までにポイント手帳を送付 要介護者・障害者の方には、交付の申し出があった場合にのみポイント手帳を送付 ・ ポイントが付与する活動団体 随 時	① 地域の支え手になる活動		次のボランティア活動（一部のみ掲載） ・ オープンスペース（乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所（広島市が認めるもの））での子育て支援活動 ・ 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での支援活動（清掃、配膳、洗濯、通園時の駐車の誘導など） ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における住民主体型生活支援訪問サービスの生活支援 ・ 総合事業として行う地域高齢者交流サロン（補助を受けて実施するもの）の世話人としての活動 など	4ポイント	上記以外のボランティア活動（例：ふれあい・いきいきサロンの世話人（総合事業の補助を受けていないもの）、町内や河川の清掃活動、児童の登下校の見守りなど）	2ポイント	② 健康診査・がん検診の受診等	2ポイント	③ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動	1ポイント	健康福祉局 高齢福祉部 高齢福祉課 504-2143
① 地域の支え手になる活動														
次のボランティア活動（一部のみ掲載） ・ オープンスペース（乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所（広島市が認めるもの））での子育て支援活動 ・ 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での支援活動（清掃、配膳、洗濯、通園時の駐車の誘導など） ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における住民主体型生活支援訪問サービスの生活支援 ・ 総合事業として行う地域高齢者交流サロン（補助を受けて実施するもの）の世話人としての活動 など	4ポイント													
上記以外のボランティア活動（例：ふれあい・いきいきサロンの世話人（総合事業の補助を受けていないもの）、町内や河川の清掃活動、児童の登下校の見守りなど）	2ポイント													
② 健康診査・がん検診の受診等	2ポイント													
③ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動	1ポイント													

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
地域猫活動支援事業	地域住民が野良猫と共生しながら、猫に関する地域の問題の解決を図る活動を支援する	町内会・自治会等	【対象となる取組】 原則として次の活動を継続的に実施できる広島市内の町内会・自治会等を対象として支援を行うものとする。 ・ 地域猫活動について地域の合意形成を図ること。 ・ 地域猫活動について地域に周知すること。 ・ 地域猫の適正な管理及び苦情処理を行うこと。 ・ 地域猫のTNR(※)を計画的に実施すること。 ・ 飼い猫の適正飼養について地域に啓発すること。 ・ 活動報告を提出すること。 ※ TRAP(捕獲)・NEUTER(手術)・RETURN(戻す)の略 【支援内容】 ・ 野良猫の手術 ・ 捕獲器の貸出し ・ 地域猫活動の助言や説明会実施等 【申請時期】 随時	健康福祉局 保健部 動物管理センター 243-6058

参考資料

オ 子ども・青少年の健全育成

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
地域のオープンスペースの運営支援	地域団体が主体となって運営するオープンスペースについて、傷害保険料の負担等による支援を行う。	オープンスペースを運営する地域団体	【対象となる取組】 地域の身近な場所において地域団体が主体となってオープンスペース(乳幼児とその保護者が集い、相互交流を行う場)を運営する取組 【支援内容】 ・ 支援者及び参加親子の傷害保険料の負担 ・ 各区地域子育て支援センターからの相談員の派遣等 【申請時期】 随時	各区 地域子育て支援センター 中:504-2174 東:261-0315 南:250-4134 西:503-6288 安佐南:877-2146 安佐北:819-0617 安芸:821-2821 佐伯:921-5010 (こども・家庭支援課)
ひとり親家庭等居場所づくり事業	ひとり親家庭等の子どもや親に学習支援・食事支援・生活相談・親同士の交流などを通じて、安心して過ごすことのできる「居場所」を提供し、子どもの成長を地域で支える活動を行う団体に対し、補助金を交付する。	法人又は任意団体	【対象となる取組】 ひとり親家庭等の小学生から中学生(未就学の弟妹を含む。)と親に対する以下の支援 ・ 基本的な生活習慣を身に付けるための生活支援 ・ バランスの取れた食事の提供による食育を図るための食事支援 ・ 学習習慣の定着や基礎学力向上を図るための学習支援 ・ 子どもや親の悩みなどの相談に乗り、不安の解消につなげる相談支援 ・ 参加者が共に交流を図るための、遊びやものづくりなどの交流支援 【補助金額】 ・ 年間開設日数30日(うち食事支援30日) 人件費:523千円 事業費:448千円 合 計:971千円 ・ 年間開設日数50日(うち食事支援50日) 人件費:874千円 事業費:653千円 合 計:1,527千円 ・ 年間開設日数100日(うち食事支援50日) 人件費:1,572千円 事業費:779千円 合 計:2,351千円 【申請時期】 5月～6月頃に公募を実施	こども未来局 こども・家庭支援課 504-2723

参考資料

カ 景観・公園

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
落書き防 止に対す る地域活 動支援事 業	地域団体の方 や市民活動団 体の方などが、自 主的に落書き消 去の活動を行う 場合、落書き消 去に必要な清掃 用具等を提供す る。	地域団体 の方や市 民活動団 体の方な ど	【支援内容】 落書き消去に必要な清掃用具等(ペンキや刷毛、落書き消去剤など)を提供する。 【申請方法】 事前に各区地域起こし推進課に相談し、活動予定日 20 日前までに、申請書類を提出すること。 【申請時期】 随時	各区 地域起こし推 進課 中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3905 安芸:821-4905 佐伯:943-9705 (市民活動推 進課)
街区公園 清掃等報 奨金制度	定期的に公園 の清掃や除草な どを行う町内会 などの地域団体 に報奨金を交付 する。	町内会な どの地域 団体	【活動内容】 ・ 清掃:月 1 回以上 ・ 除草:5 月～10 月の間、月 1 回以上 ・ 巡回:週 1 回以上 【報奨金の額】 年額 3 万円～6 万円で、活動面積により異なる。 【申請時期】 随時	各区 維持管理課 中:504-2582 東:568-7747 南:250-8957 西:532-0948 安佐南:831-4956 安佐北:819-3942 安芸:821-4933 佐伯:943-9748 (緑政課)

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先															
身近な公園再生事業	地域住民の手により身近な公園(街区公園)をより使いやすく魅力的な公園に変えていく公園再生活動に対して、資材提供や緑化指導者派遣などの支援を行う。	地域住民	【支援内容】	各区 維持管理課 中:504-2582 東:568-7747 南:250-8957 西:532-0948 安佐南:831-4956 安佐北:819-3942 安芸:821-4933 佐伯:943-9748 (緑政課)															
			<table><tr><th>支援項目</th><th>内 容</th><th>時期・回数・数量</th></tr><tr><td>相談・情報提供</td><td>発案から実施、管理運営に至るまで、相談や情報提供を行う。</td><td>随時</td></tr><tr><td>資材の提供</td><td>活動に必要となる資材を提供(花・樹木の苗、土壌改良、セメント、ブロック、材木などの資材)</td><td>初期活動 一つの公園で一つの活動ごとに 10 万円分を限度とする。 ※ 花壇づくりについては、3 年目まで継続支援可能、限度額を 3 年合計で 15 万円まで</td></tr><tr><td>緑化指導者の派遣</td><td>草花や樹木の育成に関する技術指導を行う。</td><td>5 人以上の参加が必要 年 4 回まで受けることができる</td></tr><tr><td>市民活動保険</td><td>・町内会や NPO などで行う市民活動中の事故に対する傷害保険・賠償責任保険(保険料は市が負担) ・清掃や管理のボランティアなど公益性のある計画的、継続的な活動が対象</td><td>随時 事前の申込みは不要 ただし、チェーンソーなどの危険な道具による事故やイベント参加者などは保険の対象にならない。</td></tr></table>		支援項目	内 容	時期・回数・数量	相談・情報提供	発案から実施、管理運営に至るまで、相談や情報提供を行う。	随時	資材の提供	活動に必要となる資材を提供(花・樹木の苗、土壌改良、セメント、ブロック、材木などの資材)	初期活動 一つの公園で一つの活動ごとに 10 万円分を限度とする。 ※ 花壇づくりについては、3 年目まで継続支援可能、限度額を 3 年合計で 15 万円まで	緑化指導者の派遣	草花や樹木の育成に関する技術指導を行う。	5 人以上の参加が必要 年 4 回まで受けることができる	市民活動保険	・町内会や NPO などで行う市民活動中の事故に対する傷害保険・賠償責任保険(保険料は市が負担) ・清掃や管理のボランティアなど公益性のある計画的、継続的な活動が対象	随時 事前の申込みは不要 ただし、チェーンソーなどの危険な道具による事故やイベント参加者などは保険の対象にならない。
			支援項目		内 容	時期・回数・数量													
			相談・情報提供		発案から実施、管理運営に至るまで、相談や情報提供を行う。	随時													
			資材の提供		活動に必要となる資材を提供(花・樹木の苗、土壌改良、セメント、ブロック、材木などの資材)	初期活動 一つの公園で一つの活動ごとに 10 万円分を限度とする。 ※ 花壇づくりについては、3 年目まで継続支援可能、限度額を 3 年合計で 15 万円まで													
緑化指導者の派遣	草花や樹木の育成に関する技術指導を行う。	5 人以上の参加が必要 年 4 回まで受けることができる																	
市民活動保険	・町内会や NPO などで行う市民活動中の事故に対する傷害保険・賠償責任保険(保険料は市が負担) ・清掃や管理のボランティアなど公益性のある計画的、継続的な活動が対象	随時 事前の申込みは不要 ただし、チェーンソーなどの危険な道具による事故やイベント参加者などは保険の対象にならない。																	
【申請時期】 随時																			
【支援内容】 ①設置費 設置費の 2 分の 1 に相当する額(限度額あり)の補助金を交付する。 ②維持補修費 1 灯につき、年額 2,600 円(LED 灯の場合は年額 1,800 円)を補助する。																			
【申請時期】 ①随時 ②4月																			

キ 環境・美化

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先									
ごみステーションに係る貸与制度と補助金交付制度（“ごみ”ニティ活動支援事業）	ごみ置き場のステーション化の推進、ごみステーションの適正な維持管理、道路上のごみボックスの改善について、地域コミュニティ主体の取組が進むことを目的に、ごみステーションの管理に必要な管理用具の無償貸与、ごみボックス購入費等に対する補助を行う。	概ね10世帯以上が利用する屋外のごみステーションを管理している自治会・町内会等の団体及びごみステーションを使用する者の代表者	【支援内容】 ① 管理用具貸与 次のいずれか 1 種類を貸与 <table><tr><td>防水シート</td><td>約 10 世帯用 2.7m×1.8m</td><td>約 20 世帯用 2.7m×3.6m</td></tr><tr><td>カラスよけネット</td><td>約 10 世帯用 2m×3m</td><td>約 20 世帯用 3m×4m</td></tr><tr><td>ごみ収集枠</td><td>約 10 世帯用 1.2m×0.6m×0.7m</td><td>約 15 世帯用 1.8m×0.6m×0.7m</td></tr></table> ② ごみボックス購入等補助 ・ 補助対象経費：ごみボックスの購入、製作又は修理に係る経費（設置費用含む） ・ 補助額等：補助対象経費が 3 万円以下の場合全額（千円未満切捨て）、補助対象経費が 3 万円を超える場合は、3 万円を超える額の 2 分の 1 を加算し、限度額 5 万円（千円未満切捨て） 【申請方法】 管理用具の貸与又はごみボックス購入等補助はいずれか 1 回のみ利用できる。申請用紙を各環境事業所（各区維持管理課でも取次ぎ可能）に提出 【申請時期】※ ①・②は変更の場合がある ① 通年 ② 4～12月末まで	防水シート	約 10 世帯用 2.7m×1.8m	約 20 世帯用 2.7m×3.6m	カラスよけネット	約 10 世帯用 2m×3m	約 20 世帯用 3m×4m	ごみ収集枠	約 10 世帯用 1.2m×0.6m×0.7m	約 15 世帯用 1.8m×0.6m×0.7m	環境局 業務部 各環境事業所 中:241-0779 南:286-9790 西:277-6404 安佐南:848-3320 安佐北:814-7884 安芸:884-0322 佐伯:922-9211 業務第一課 504-2220 ※各区維持管理課でも取次ぎ可能
防水シート	約 10 世帯用 2.7m×1.8m	約 20 世帯用 2.7m×3.6m											
カラスよけネット	約 10 世帯用 2m×3m	約 20 世帯用 3m×4m											
ごみ収集枠	約 10 世帯用 1.2m×0.6m×0.7m	約 15 世帯用 1.8m×0.6m×0.7m											
クリーンボランティア支援事業	人の多く集まる場所や道路・歩道、身近な公園などの公共の場所をボランティアで清掃する企業・団体に、清掃用の軍手・ごみ袋を提供する。 (ただし、町内会で行う定期的な清掃、公園の指定管理や公園清掃等報奨金交付団体による公園清掃等は対象外)	地域住民・企業等	【提供できる物品】 ・ 軍手(大人用)、紙袋(可燃ごみ用)、透明ポリ袋大(不燃ごみ、ペットボトル、リサイクルプラ、その他プラ用)、白ポリ袋(ビン、カンなどの資源ごみ用)、持手付透明ポリ袋小(ごみ収集用) ※ 軍手は参加者数程度とし、1 団体につき原則として年 1 回提供。 ※ 4種類のごみ袋(紙袋、透明ポリ袋大、白ポリ袋、持手付透明ポリ袋小)の合計枚数は、参加者数程度 【申請方法】 清掃を実施する 10 日前までに、FAX、郵送、窓口、インターネットのいずれかで、広島市環境局業務第一課美化係、各環境事業所又は各区維持管理課に申請 【申請時期】 随時	環境局 業務部 業務第一課 504-2098 各環境事業所 中:241-0779 南:286-9790 西:277-6404 安佐南:848-3320 安佐北:814-7884 安芸:884-0322 佐伯:922-9211 各区 維持管理課 中:504-2577 東:568-7739 南:250-8962 西:532-0946 安佐南:831-4957 安佐北:819-3941 安芸:821-4921 佐伯:943-9748									

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
まちの美化に関する里親制度	市が管理する人通りの多い道路を継続的に清掃活動する団体に軍手やごみ袋等の提供や清掃用具の貸与を行う。また、希望する場合には、里親活動の区域内に団体の名称等を表示するサインボードを設置する。	企業や市民団体等	【提供できる物品】 - 軍手(大人用)、紙袋(可燃ごみ用)、透明ポリ袋大(不燃ごみ、ペットボトル、リサイクルプラ、その他プラ用)、白ポリ袋(ビン、カンなどの資源ごみ用)、持手付透明ポリ袋小(ごみ収集用) 【貸与できる物品】 - ほうき、ちりとり、火ばさみ、レバー式ガム取り棒、補充用ガム取り溶剤 【申請方法】 参加申込書をFAX、郵送、窓口のいずれかで、広島市環境局業務第一課美化係又は各区維持管理課に申請 【申請時期】 随時	環境局 業務部 業務第一課 504-2098 各区 維持管理課 中:504-2577 東:568-7747 南:250-8957 西:532-0946 安佐南:831-4957 安佐北:819-3941 安芸:821-4921 佐伯:943-9748
広島県河川清掃等支援業務	広島県が管理する河川の清掃や除草などを行う団体に支援金を交付する。	河川清掃等を行う団体	【対象となる取組】 広島県が管理する河川における除草、ごみ拾い、缶拾い等の清掃活動 【支援内容】 河川清掃活動実施に係る経費に対して支援金を交付 ① 食糧費 参加者に対するパン、むすび、お茶、ジュース、あめなどの軽食代 ② 賃借料など 草刈機、軽トラック、大型重機等のレンタル代(参加者個人からの借用の場合の賃借料も対象) ③ 消耗品費 ごみ袋、草刈機の替刃・燃料、ガソリン、ガムテープ、軍手、参加募集のチラシ、印刷用の紙など(除草剤については、水質汚濁の原因となる場合や護岸が損傷する場合があることから、使用や対象経費として認めていない) ④ その他の経費 保険料、コピー代、写真プリント代、不法投棄未然防止対策用の看板作成に係る経費など 【申請時期】 新規の申請の場合、広島県河川道路美化活動保険の加入が必要となるため、「美化団体届出書」を提出。助成対象年度の前年度2～3月頃実施計画書、当該年度に実施報告書を提出	環境局 環境保全課 504-2188

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先								
花と緑の まちづくり地域活 動促進事 業	地域住民が取 り組んでいる道 路、公園などの 公共施設を花で 飾る活動を支援 し、地域住民と 一緒に花と緑あ ふれる美しいま ちづくりを進め る。	町内会、 ボランテ ィアグル ープなど 3人以上 で構成さ れる団体	【支援の対象となる活動の条件】 次の全てに該当すること。 ① 3 年以上継続して、主体的に行われてきた地域に おける花を飾る活動であること。 ② 道路、公園、公民館などの公共施設で行われてい る活動であること。 ③ 本事業と同時期に、広島市からの財政的支援(物的支 援も含む)を受けていないこと。 ④ 施設管理者の同意を得て活動していること。 【支援の内容】 花を飾る活動に必要な資材を提供する。 ・ 土づくり:培養土、腐葉土、有機肥料など ・ 植物:花苗、球根、種子など ※ 活動している花壇等の面積によって上限額の範 囲内で資材を提供 ※ 上限額の範囲内であれば年 2 回に分けて資材を 受け取ることも可能 <table><tr><th>花壇等の面積</th><th>提供する資材の額</th></tr><tr><td>10 ㎡未満</td><td>3 万円以内</td></tr><tr><td>10～20 ㎡未満</td><td>4 万円以内</td></tr><tr><td>20 ㎡以上</td><td>5 万円以内</td></tr></table> 【申請方法】 資材が必要となる 20 日前までに、申請書類を各区 地域起こし推進課に提出 【申請時期】 随時	花壇等の面積	提供する資材の額	10 ㎡未満	3 万円以内	10～20 ㎡未満	4 万円以内	20 ㎡以上	5 万円以内	各区 地域起こし推 進課 中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705 (緑政課)
花壇等の面積	提供する資材の額											
10 ㎡未満	3 万円以内											
10～20 ㎡未満	4 万円以内											
20 ㎡以上	5 万円以内											

ク 交通

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先										
地域主体 の乗合タク シー等 導入・運 行支援事 業	生活交通の不 便な地域での移 動手段の確保に 向け、乗合タク シー等の導入に 係る地域からの 相談対応や住民 アンケートのノ ウハウ提供等の 支援を行う。 また、取組が 進み、実験運行 を実施した場合 には、収支不足 額の全額補助や 本格運行に向け た運行計画改善 の助言などを行 う。	地域住民 等	【支援内容】 <table><tr><th>取組の流れ</th><th>市の支援</th></tr><tr><td>STEP1事前相談 ①生活交通確保の発意・ 検討 ②住民アンケートの実施 生活交通確保の取組実 施の判断</td><td>・相談対応 ・市政出前講座の実施 ・他地域での取組事例等の 紹介 ・アンケートのノウハウ(内 容・分析等)提供</td></tr><tr><td>STEP2運行計画作成 ①地元協議会の設立・運 営 ②運行計画の作成</td><td>・地元協議会への参加・運 営補助 ・運行計画の作成支援 ・関係機関等との調整</td></tr><tr><td>STEP3実験運行 ①実験運行の準備・周知 ②実験運行の実施 ③実験運行結果の分析 運行計画の改善 本格運行移行の判断 ④地域公共交通会議にお ける審議 ⑤本格運行に向けた国へ の補助申請</td><td>・地元協議会への参画 ・運送許可申請支援 ・地域住民への周知支援 ・収支不足額の全額負担 ・運行結果の分析、運行計 画の改善支援 ・地域公共交通会議の開催 ・各種手続の対応支援</td></tr><tr><td>STEP4本格運行 ①本格運行の準備・周知 ②利用促進・資金確保 ③本格運行の実施 本格運行結果の分析 運行計画の改善 ④事業実施に伴う手続 ⑤国への補助申請 ⑥市への補助申請</td><td>・地元協議会への参画 ・運送許可申請支援 ・利用促進策・資金確保策 の検討、実施支援 ・運行結果の分析、運行計 画の改善支援 ・収支不足額に対する補助 ・(必要に応じて)地域公共 交通会議等の開催 ・関係機関等との調整 ・各種手続の対応支援</td></tr></table>	取組の流れ	市の支援	STEP1事前相談 ①生活交通確保の発意・ 検討 ②住民アンケートの実施 生活交通確保の取組実 施の判断	・相談対応 ・市政出前講座の実施 ・他地域での取組事例等の 紹介 ・アンケートのノウハウ(内 容・分析等)提供	STEP2運行計画作成 ①地元協議会の設立・運 営 ②運行計画の作成	・地元協議会への参加・運 営補助 ・運行計画の作成支援 ・関係機関等との調整	STEP3実験運行 ①実験運行の準備・周知 ②実験運行の実施 ③実験運行結果の分析 運行計画の改善 本格運行移行の判断 ④地域公共交通会議にお ける審議 ⑤本格運行に向けた国へ の補助申請	・地元協議会への参画 ・運送許可申請支援 ・地域住民への周知支援 ・収支不足額の全額負担 ・運行結果の分析、運行計 画の改善支援 ・地域公共交通会議の開催 ・各種手続の対応支援	STEP4本格運行 ①本格運行の準備・周知 ②利用促進・資金確保 ③本格運行の実施 本格運行結果の分析 運行計画の改善 ④事業実施に伴う手続 ⑤国への補助申請 ⑥市への補助申請	・地元協議会への参画 ・運送許可申請支援 ・利用促進策・資金確保策 の検討、実施支援 ・運行結果の分析、運行計 画の改善支援 ・収支不足額に対する補助 ・(必要に応じて)地域公共 交通会議等の開催 ・関係機関等との調整 ・各種手続の対応支援	道路交通局 都市交通部 交通対策担当 504-2604
			取組の流れ	市の支援										
STEP1事前相談 ①生活交通確保の発意・ 検討 ②住民アンケートの実施 生活交通確保の取組実 施の判断	・相談対応 ・市政出前講座の実施 ・他地域での取組事例等の 紹介 ・アンケートのノウハウ(内 容・分析等)提供													
STEP2運行計画作成 ①地元協議会の設立・運 営 ②運行計画の作成	・地元協議会への参加・運 営補助 ・運行計画の作成支援 ・関係機関等との調整													
STEP3実験運行 ①実験運行の準備・周知 ②実験運行の実施 ③実験運行結果の分析 運行計画の改善 本格運行移行の判断 ④地域公共交通会議にお ける審議 ⑤本格運行に向けた国へ の補助申請	・地元協議会への参画 ・運送許可申請支援 ・地域住民への周知支援 ・収支不足額の全額負担 ・運行結果の分析、運行計 画の改善支援 ・地域公共交通会議の開催 ・各種手続の対応支援													
STEP4本格運行 ①本格運行の準備・周知 ②利用促進・資金確保 ③本格運行の実施 本格運行結果の分析 運行計画の改善 ④事業実施に伴う手続 ⑤国への補助申請 ⑥市への補助申請	・地元協議会への参画 ・運送許可申請支援 ・利用促進策・資金確保策 の検討、実施支援 ・運行結果の分析、運行計 画の改善支援 ・収支不足額に対する補助 ・(必要に応じて)地域公共 交通会議等の開催 ・関係機関等との調整 ・各種手続の対応支援													
【申請時期】 まずは都市交通部に相談														

ケ 防災・防犯・交通安全

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
防災まちづくり事業	防災まちづくり基金を活用し、市民の防災意識の高揚、地域における防災活動の促進等防災まちづくりの推進を図るための事業	自主防災組織	【支援内容】 ① わがまち防災マップの作成支援 土砂災害や洪水などのハザードマップを基に、地域の避難場所等や地域で確認した独自の危険情報を盛り込み、災害時などの緊急時に役立つマップを作成することを支援する。 防災士等アドバイザーへの報償費とマップの印刷費を本市が支援する。 ② 地域の防災リーダーの養成等 地域において防災意識を高め、地域の自主防災活動を活性化させるため、防災士の資格取得を促進し、防災士の資格取得された方にはフォローアップ研修を行うとともに、学識経験者等を講師やアドバイザーとして派遣し、地域の防災リーダーである地域の自主防災組織の会長等や防災に関心がある一般市民などを対象に、講演会や研修会等を開催する。 ③ 地域における防災訓練の支援 地域における防災訓練の実施促進や訓練内容の充実を図るため、訓練で使用する物品の購入等に伴う費用を補助する。 【補助金額】 「主となる訓練会場で開催される訓練への参加者数×200円」又は「補助対象となる物品の購入等に伴う費用」のどちらか低い額 ④ 子ども達を対象とした防災体験学習の実施 次世代の防災活動の担い手である子ども達を対象に地域の災害リスク、避難経路、避難場所等の確認や、災害時における避難生活の疑似体験などを行う防災体験学習を実施する。 (例)地域の水害碑の学習、宿泊体験 など ⑤ 防災ライブカメラの設置支援 災害危険度の高まりをスマートフォン等で安全に入手でき、自ら避難行動を起こすための動機付けの一つの情報とするため、地域における避難対策の一環として、自主防災組織が危険箇所に設置しようとする防災ライブカメラの設置等に係る費用を助成する。 【補助率】 初年度100%(限度額30万円) 2年度50%(限度額4万円) 【申請時期】 地域の防災リーダーの養成等のみ7月～9月上旬 その他についてはいつでも申請可能	【②、④、⑤について】 危機管理室 災害予防課 504-2664 【①、③について】 各区 地域起こし推進課 中:5042546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705 (災害予防課)

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
地域防犯 カメラ設 置補助制 度	地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、町内会などが地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助する。	防犯活動を行っている町内会・自治会、連合町内会、防犯組合、防犯組合連合会、地区社会福祉協議会	【補助内容】 ・ 補助率：補助対象経費の 3/4 以内(千円未満切捨て) ・ 限度額：1 台につき 30 万円 ・ 補助対象経費：道路、公園等の公共空間を撮影対象とする防犯カメラの機器購入費用、設置工事費用及び設置を示す看板設置費用 ※ 防犯カメラは、撮影機能(有効画素数、作動時間等)、録画機能(録画時間、1秒間の記録間隔、記録画像サイズ、記録媒体)の一定の要件を満たす必要がある。	市民局 市民安全推進課 504-2714
「減らそう 犯罪」推 進事業 (自主防 犯パト ロール隊への資機材の提供、貸出)	地域で自主的な防犯活動を行っている団体に対し、誘導灯、蛍光ベスト等の資機材の提供又は貸出しを行う。	地域で自主的な防犯活動を行っている団体	【支援内容】 提供：誘導灯、蛍光ベスト、強力ライト、帽子 貸与：車両用青色回転灯、車両用マグネットシート	市民局 市民安全推進課 504-2714
子どもの 見守り活 動シンボ ルマーク	子どもの安全に寄与する目的で行う活動や事業等に際し、地域ぐるみで取り組む子どもの見守り活動の象徴であるシンボルマークを使用することを許可する。	子どもの安全対策に取り組む法人、機関又は団体	【対象となる取組】 次の全てに該当すること。 ① 子どもの安全に寄与する目的をもって使用するものであること。 ② 宗教活動や政治的活動に使用されるおそれがないこと。 ③ 営利を目的とする事業に使用されるおそれがないこと。 ④ 法令に違反する行為等又は公序良俗に反する行為等に使用されるおそれがないこと。 ⑤ 使用方法等が適切であること。 など (事例) ・ 地域団体等が作成する見守り活動者用ジャンパーに掲載 ・ 地域団体等が取り組む見守り活動への理解促進を図るために、地域行事のポスターやパンフレットに掲載	子どもの安全 対策推進本部 [教育委員会 健康教育課] 504-2702
			【申請方法】 シンボルマークを使用する前に、申請書類を子どもの安全対策推進本部(教育委員会健康教育課)に提出	
			【申請時期】 随時	

コ 商店街・農林業

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先												
商店街活 性化事業 費補助金 (イベント 主体型)	商店街の活 性化を図るため、 商店街振興組合 などが実施する 新たなソフト事 業に対して補助 金を交付する。	商店街等 の団体(商 店街振興 組合や任 意の商店 会など)	【対象となる取組】 商店街等の団体において実施する新たなソフト事業 であって、商店街の活性化を図るため3年以上継続的 に取り組むもの 【補助金額】 <table><tr><th>補助年度</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>初年度</td><td>2/3</td><td>70 万円</td></tr><tr><td>2 年度目</td><td>1/2</td><td>50 万円</td></tr><tr><td>3 年度目</td><td>1/3</td><td>30 万円</td></tr></table> 【申請時期】 2月頃に第1次募集を実施 ※予算状況に応じて追加募集あり。	補助年度	補助率	限度額	初年度	2/3	70 万円	2 年度目	1/2	50 万円	3 年度目	1/3	30 万円	各区 地域起こし推 進課 中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705 (商業振興課)
補助年度	補助率	限度額														
初年度	2/3	70 万円														
2 年度目	1/2	50 万円														
3 年度目	1/3	30 万円														
商店街等 活性化支 援アドバ イザー派 遣事業	商店街、事業 協同組合等の団 体が実施する研 究会等に対し て、専門家等を 派遣し、助言を 行う。	商店街等 の団体(商 店街振興 組合や任 意の商店 会など)	【対象となる取組】 商店街、事業協同組合等の団体が実施する研究会等 において、イベント企画、販売促進、組織活性化等に取り 組むもの 【支援内容】 3回まで無料で専門家等を派遣し、助言を行う。 【申請時期】 随時	広島市中小企 業支援センタ ー 278-8032 (商業振興課)												
中山間地 域等直接 支払事業	生産条件が不 利な中山間地域 等における集落 ぐるみの農業生 産活動に対し て、対象面積に 応じた交付金を 交付する。	農業者等 で構成され た集落等	【対象となる取組】 生産条件が不利な中山間地域等における農産物の生 産や法面の草刈りなど集落ぐるみの農業生産活動 【支援内容】 交付単価(1,000 ㎡当たり) の例 <table><tr><th>地目</th><th>急傾斜</th><th>緩傾斜</th></tr><tr><td>田</td><td>21,000 円</td><td>8,000 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>11,500 円</td><td>3,500 円</td></tr></table> 【申請時期】 6月頃	地目	急傾斜	緩傾斜	田	21,000 円	8,000 円	畑	11,500 円	3,500 円	各区 農林課 安佐南:831-4950 安佐北:819-3932 安芸:821-4946 佐伯:943-9767 (農政課)			
地目	急傾斜	緩傾斜														
田	21,000 円	8,000 円														
畑	11,500 円	3,500 円														

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先									
多面的機能支払交付金事業	農業振興地域における農地・農業用水路等を管理する集落ぐるみの活動に対して、対象面積に応じた交付金を交付する。	農業者等で構成された活動組織	【対象となる取組】 農業振興地域内の農用地区域等における農地の管理や法面の草刈り、水路の泥上げなど集落ぐるみの活動 【支援内容】 交付単価(1,000 ㎡当たり) の例 <table><tr><td>地目</td><td>農地維持支払交付金</td><td>資源向上支払交付金</td></tr><tr><td>田</td><td>3,000 円</td><td>2,400 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>2,000 円</td><td>1,440 円</td></tr></table> 【申請時期】 6月頃	地目	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金	田	3,000 円	2,400 円	畑	2,000 円	1,440 円	各区 農林課 安佐南:831-4950 安佐北:819-3932 安芸:821-4946 佐伯:943-9767 (農政課)
地目	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金											
田	3,000 円	2,400 円											
畑	2,000 円	1,440 円											
耕作放棄地再生・利用事業	地域主体で耕作放棄地を再生・利用する取組を支援する。	農業者を含む3人以上で構成する地域団体等	【対象となる取組】 概ね 1,000 ㎡以上の耕作放棄地を再生し、5 年以上農地として利用する活動 【支援内容】 耕作放棄地の再生・利用活動に要する経費を支援する(初年度のみ)。 補助率10／10(限度額:20万円) 【申請時期】 随時	【中区、東区、南区、西区】 経済観光局 農林水産部 農政課 504-2246 【安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区】 各区 農林課 安佐南:831-4950 安佐北:819-3932 安芸:821-4946 佐伯:943-9767 (農政課)									

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先								
中山間地 域自伐林 業支援事 業	中山間地域に おける自伐林業 の促進に向け、 未利用材の利活 用に関する取組 を支援する。	NPO 法 人、森林 ボランテ ィア団体 等	【対象となる取組】 <table><tr><th>概要</th><th>対象となる活動</th></tr><tr><td>① 未利用材の搬出活動 を行う際に、広島市自伐 林業インストラクターを 指導者として招へいす る NPO 法人等に対し 補助金を交付する。</td><td>1回当たり4時間以上 の自伐林業指導活動</td></tr><tr><td>② 中山間地域自伐林業 支援事業に取り組む NPO 法人等に対し補 助金を交付する。</td><td>本市内の森林で伐採 する未利用材を搬出 し、搬出された未利用 材を薪加工場(佐伯区 湯来町)まで運搬する 活動</td></tr><tr><td>③ 中山間地域自伐林業 支援事業に取り組む NPO 法人等に対し林 業機械等を貸与する。</td><td>未利用材の搬出活動</td></tr></table> 【支援内容】 ① 広島市自伐林業インストラクターに指導謝礼として 支払う報償費への補助 補助率 10/10(限度額:1回1人当たり 5 千円、1 回 当たり 1 万 5 千円) ② 未利用材の運搬に必要なトラックの借受けに要する 経費又は運搬業者等への未利用材の運搬委託に要す る経費 補助率1/2(限度額:トラック運搬費 1 日 1 台当たり 1 万 5 千円) ③ ポータブルウィンチ・薪割機・簡易測量器・ウッドチッ パー・林内作業車の貸与 【申請時期】 随時	概要	対象となる活動	① 未利用材の搬出活動 を行う際に、広島市自伐 林業インストラクターを 指導者として招へいす る NPO 法人等に対し 補助金を交付する。	1回当たり4時間以上 の自伐林業指導活動	② 中山間地域自伐林業 支援事業に取り組む NPO 法人等に対し補 助金を交付する。	本市内の森林で伐採 する未利用材を搬出 し、搬出された未利用 材を薪加工場(佐伯区 湯来町)まで運搬する 活動	③ 中山間地域自伐林業 支援事業に取り組む NPO 法人等に対し林 業機械等を貸与する。	未利用材の搬出活動	経済観光局 農林水産部 農林整備課 504-2249
概要	対象となる活動											
① 未利用材の搬出活動 を行う際に、広島市自伐 林業インストラクターを 指導者として招へいす る NPO 法人等に対し 補助金を交付する。	1回当たり4時間以上 の自伐林業指導活動											
② 中山間地域自伐林業 支援事業に取り組む NPO 法人等に対し補 助金を交付する。	本市内の森林で伐採 する未利用材を搬出 し、搬出された未利用 材を薪加工場(佐伯区 湯来町)まで運搬する 活動											
③ 中山間地域自伐林業 支援事業に取り組む NPO 法人等に対し林 業機械等を貸与する。	未利用材の搬出活動											

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
里山林再生整備事業	手入れが不十分な農山村地域や都市近郊の里山林の再生を行う市民活動に対し補助金を交付する。	町内会・自治会又は町内会・自治会の承諾を得ている団体 ※実際の整備作業は、森林ボランティア、森林組合等が行うことは可能	【対象となる取組】 次のすべての基準を満たす取組。 ① 住宅地、農地、公園等市民の生活空間に隣接した箇所で、隣接する生活空間の利用目的により公共的要素が強い箇所であること。 ② 1箇所につき、奥行50m 以内、幅 100m 以上、かつ1箇所の面積が 3,000 ㎡以上の森林であること(景観保全型、防災・減災型、地域資源活用型)。 又は、1箇所につき、奥行30m以内、かつ1箇所の面積が500㎡以上の森林であること(鳥獣被害防止型)。 ③ 本市と森林所有者との間で、20 年間の協定が締結されること。 ④ 町内会等が主体となって、整備後の維持管理を適切に行うこと。 【支援内容】 作業団体や作業内容に応じて、1,000 ㎡当たり 24,000 円～113,600 円 【申請時期】 随時	各区 農林課 安佐南:831-4950 安佐北:819-3932 安芸:821-4946 佐伯:943-9767 (農林整備課)
竹林整備推進事業	周囲の森林に悪影響を与える竹林の整備を推進するため、竹林整備及び伐採竹の処理を行う市民活動に対し補助金を交付する。	町内会・自治会又は町内会・自治会の承諾を得ている団体 ※実際の整備作業は、森林ボランティア、森林組合等が行うことは可能	【対象となる取組】 次のすべての基準を満たす取組。 ① 事業実施箇所の1箇所以上が、住宅地、農地、公園等市民の生活空間に隣接していること。 ② 事業実施箇所の竹林面積が 500 ㎡以上であること。 ③ 本市と森林所有者との間で、20 年間の協定が締結されること。 【支援内容】 1,000 ㎡当たり 131,100 円 【申請時期】 随時	各区 農林課 安佐南:831-4950 安佐北:819-3932 安芸:821-4946 佐伯:943-9767 (農林整備課)

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先						
森づくり 推進事業	森林環境教育 の実体験の提供 を目的とした森 林・林業体験活 動を行う市民活 動に対し補助金 を交付する。	①営利を 目的とし ない市民 団体、NP O法人、森 林ボラン ティア団体 ② 企業 (活動自体 が営利を 目的とし ないこと)	【対象となる取組】 <table><tr><th>概要</th><th>対象となる活動</th></tr><tr><td>自らが企画立案する里山林の保全活動を行う市民団体等に対し補助金を交付する。</td><td>本市内で団体自らが行う里山林等の森林整備活動 ※ 里山林等の森林整備活動とは、市民団体・企業等が自己の所有地及び所有林以外で行う植栽、下刈、除伐、枝打、間伐等の森林整備活動をいう。</td></tr><tr><td>市民に森林環境教育の実体験を提供する活動を行う市民団体等に対し補助金を交付する。</td><td>社会貢献活動として森林環境教育の推進を目的に行う、市民を対象とした森林・林業体験活動 ※ 森林・林業体験活動とは、自然観察会、林業体験、野鳥観察会など野外において環境教育を目的とした森林・林業の実体験を参加者に提供する活動をいう。 ※ 市民から参加者を募集するなど、不特定の市民を対象とした活動が対象</td></tr></table>	概要	対象となる活動	自らが企画立案する里山林の保全活動を行う市民団体等に対し補助金を交付する。	本市内で団体自らが行う里山林等の森林整備活動 ※ 里山林等の森林整備活動とは、市民団体・企業等が自己の所有地及び所有林以外で行う植栽、下刈、除伐、枝打、間伐等の森林整備活動をいう。	市民に森林環境教育の実体験を提供する活動を行う市民団体等に対し補助金を交付する。	社会貢献活動として森林環境教育の推進を目的に行う、市民を対象とした森林・林業体験活動 ※ 森林・林業体験活動とは、自然観察会、林業体験、野鳥観察会など野外において環境教育を目的とした森林・林業の実体験を参加者に提供する活動をいう。 ※ 市民から参加者を募集するなど、不特定の市民を対象とした活動が対象	各区 農林課 安佐南:831-4950 安佐北:819-3932 安芸:821-4946 佐伯:943-9767 (農林整備課)
			概要	対象となる活動						
自らが企画立案する里山林の保全活動を行う市民団体等に対し補助金を交付する。	本市内で団体自らが行う里山林等の森林整備活動 ※ 里山林等の森林整備活動とは、市民団体・企業等が自己の所有地及び所有林以外で行う植栽、下刈、除伐、枝打、間伐等の森林整備活動をいう。									
市民に森林環境教育の実体験を提供する活動を行う市民団体等に対し補助金を交付する。	社会貢献活動として森林環境教育の推進を目的に行う、市民を対象とした森林・林業体験活動 ※ 森林・林業体験活動とは、自然観察会、林業体験、野鳥観察会など野外において環境教育を目的とした森林・林業の実体験を参加者に提供する活動をいう。 ※ 市民から参加者を募集するなど、不特定の市民を対象とした活動が対象									
【支援内容】 活動内容に応じて、補助率 10/10 又は 1/2 (限度額:20万円) 【申請時期】 随時										

参考資料

サ その他

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
三世代同居・近居 支援事業	子育てや介護などの支え合いと地域コミュニティの次世代の担い手の確保のため、小学生以下の子ども(出産予定の子どもを含む。)がいる世帯が広島市内に住む親元の近くに住替える(同居を含む。)場合に、引越し費用等の一部を助成する。	小学生以下の子ども(出産予定の子どもを含む。)がいる世帯の世帯主又はその配偶者	【主な申請要件】 ① 新たに、親世帯と同居又は近居(親世帯と同一の小中学校区又は親世帯の住宅から直線距離で1.2km以内)すること。【既に同居や近居をしている場合は補助対象外】 ② 住替え後に町内会・自治会に加入し、会の活動や運営に積極的に参画する意思があること。 【助成内容】 ① 助成額:助成対象費用の2分の1【上限10万円】 ② 助成対象費用:子世帯が負担する引越し費用、不動産登記費用、仲介手数料、礼金 【受付予定件数】 120件(令和3年度) 【申請時期】 4月から受付開始(先着順)	企画総務局 地域活性化調整部 コミュニティ再生課 504-2125
住宅団地における 住替え促進事業	市内の169の住宅団地を対象に、一定期間空き家となっている住宅を活用し、リフォーム費や家賃の一部を補助することにより、子育て世帯(小学生以下の子(出産予定を含む)がいる世帯)の住替えを促進する。 ※町内会等の自治組織が作成する「空き家活用計画書」に記載された空き家が対象	・リフォーム費補助:空き家所有者、入居者(子育て世帯) ・家賃補助:入居者(子育て世帯)	【支援内容】 ・リフォーム費補助(補助率1/2(上限50万円)) ・家賃補助(補助率1/2(上限2万円/月、最大24か月)) 【事業の流れ】 ① 住宅団地(※)の町内会等の自治組織が、「空き家活用計画書」(空き家の所在地等を掲載)を作成し、広島市(住宅政策課)に提出する。 ② ①で作成した「空き家活用計画書」に掲載された空き家へ子育て世帯が入居する場合に、リフォーム費や家賃が補助の対象となる。 ※ 対象となる住宅団地は、「住宅団地の活性化に向けて」に掲載されている169団地 【申請時期】 4月から受付開始(先着順)	都市整備局 住宅部 住宅政策課 504-2292

(2) 他機関の支援制度

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
赤い羽根 共同募金 地域テーマ募金 (社会福祉法人広島県共同募金会)	地域で起こっている生活課題、タイムリーな課題等の地域課題に対して、地域住民の賛同を得て活動財源を確保し、地域住民が地域課題を解決する事業を応援する。	広島県内にある地区社会福祉協議会、町内会・自治会、地域住民団体等で、所在地の市区町社会福祉協議会と連携できる団体	【対象となる取組】 以下①②について、1月1日から3月31日まで共同募金運動を行い、配分金を受けた後は地域の課題を解決する事業を行うもの。 ① 地域活動支援プロジェクト 地域の住民団体等が、区社協と協働して、地域の様々な課題を解決するプロジェクト ② 赤い羽根ESD支援プロジェクト 学校と地域住民等が連携した団体が、区社協と協働して、地域の子どもたちだけでなく、子どもたちを取り巻く大人も、「持続可能な地域社会づくり」の担い手となり、地域コミュニティの関係性を向上させるプロジェクト 【マッチングギフト】 募金額の同額 ただし、申請金額の 1/2 まで対象。 なお、事業執行が目的のため、募金額が申請金額の 1/2 を超えた場合は、申請金額の満額まで。 また、募金額が申請金額を超えた場合は募金額のみ。 ※ 地域活動支援プロジェクトの参加は、3年間(継続及び通算を問わず)を限度とする。 【上限申請額】 原則として1事業 300 万円 【最低申請額】 1事業 10 万円／年度 【申請時期】 4月～11月	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 264-6400 各区社会福祉協議会 中:249-3114 東:263-8443 南:251-0525 西:294-0104 安佐南:831-5011 安佐北:814-0811 安芸:821-2501 佐伯:921-3113
広島県こども夢基金活動助成事業 (公益財団法人ひろしまこども夢財団)	子どもの体験活動及び若者のチャレンジへの支援を目的として、活動に対する助成を行う。	広島県に居住又は通学している若者(中学生、高校生及び大学生等)の団体又は個人	【対象となる取組】 子どもに夢を与え、体験を促す活動で、以下の要件を満たすもの。 ・ 講師、指導者、ボランティア、団体等又は共催団体の構成員及び参加者全員を対象とするレクリエーション保険等への加入 ・ 会場の下見 ・ 連絡体制の整備・関係機関等との連携 ・ 上記のほか、活動内容に応じた安全対策 【助成金額】 10 万円以内／団体等 【申請時期】 第1回:5月頃 第2回:9月頃	公益財団法人 ひろしまこども夢財団 212-1007 広島県教育委員会生涯学習課 513-5013

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先												
公民館等 活性化モデル事業 (広島県 公民館連 合会)	将来にわたって地域住民から愛され、利用され、支えられるような公民館等を目指し、地域の団体等との連携協力により、子どもを含めた地域住民が公民館等に愛着と理解が持てるような活動に対して助成を行う。	公民館等	【対象となる取組】 ① 「子ども」及び「連携」の二つをキーワードとし、本事業の趣旨を踏まえた活動内容とする。 ② 活動の概ね半分以上は、公民館等の部屋を使用し、研修室、ホール、調理室、実習室、和室など、複数の部屋を使用する。 ③ 活動は2日以上とする(連続する必要はなし)。 ④ これまでに実施した活動と同じ活動は不可とする。 【助成金額】 1館当たり5万円／年 【申請時期】 5月頃	広島県公民館 連合会 249-0008												
休眠預金 等活用事業(一般 財団法人 日本民間 公益活動 連携機構)	「国や地方公共団体が対応困難な社会課題の解決」などを目的に、10年以上入出金等が確認できない預金等について、民間公益活動を促進するために活用する。	NPOなど 民間公益 活動を行 う団体	<table><tr><td colspan="2">【対象となる活動】</td></tr><tr><td rowspan="3">子ども及び若者の支援に係る活動</td><td>経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援</td></tr><tr><td>日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援</td></tr><tr><td>社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援</td></tr><tr><td rowspan="2">日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に関する活動</td><td>働くことが困難な人への支援</td></tr><tr><td>社会的孤立や差別の解消に向けた支援</td></tr><tr><td rowspan="2">地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に関する活動</td><td>地域の働く場づくりの支援や地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援</td></tr><tr><td>安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援</td></tr></table> 【助成金額・申請時期】 活動内容により異なる。	【対象となる活動】		子ども及び若者の支援に係る活動	経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援	日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に関する活動	働くことが困難な人への支援	社会的孤立や差別の解消に向けた支援	地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に関する活動	地域の働く場づくりの支援や地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	一般財団法人 日本民間公益 活動連携機構 (JANPIA) 03-5511- 2020
【対象となる活動】																
子ども及び若者の支援に係る活動	経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援															
	日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援															
	社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援															
日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に関する活動	働くことが困難な人への支援															
	社会的孤立や差別の解消に向けた支援															
地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に関する活動	地域の働く場づくりの支援や地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援															
	安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援															

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先						
公益事業 振興補助 事業(公 益財団法人JKA)	社会的な要請 や社会環境の変 化等を踏まえ、「 チャレンジ」「チ ェンジ」をキー ワードに、様々 な社会的課題を 解決するための 取組を支援す る。	財団法人・ 社団法 人、NPO 法人など (補助事業 の内容によ って異 なる。)	【対象となる事業】 <table><tr><th>区分</th><th>対象事業の概要</th></tr><tr><td>公益の増進</td><td>社会環境、国際交流、文教、学術文化など</td></tr><tr><td>社会福祉の増進</td><td>児童、高齢者、障がい児・者、地域共生型社会支援事業など</td></tr></table>	区分	対象事業の概要	公益の増進	社会環境、国際交流、文教、学術文化など	社会福祉の増進	児童、高齢者、障がい児・者、地域共生型社会支援事業など	公益財団法人 JKA 問合せはホーム ページの専 用フォームか ら
			区分	対象事業の概要						
公益の増進	社会環境、国際交流、文教、学術文化など									
社会福祉の増進	児童、高齢者、障がい児・者、地域共生型社会支援事業など									
【補助上限額】 100 万円～15,000 万円 ※ 対象事業によって異なる。 【申請時期】 7月～9月頃										
青少年健全 育成関係 市民活動 支援 (公益財 団法人マ ツダ財 団)	次代を担う青 少年が、いろい ろなことに興味 を持ち、多くの 感動を得ること のできる生活体 験機会の提供 や、地域社会の コミュニティづ くりに参加する 機会の提供等 のための諸活動 を支援する。	3 名以上 のメンバ ーが活動 する非営 利の市民 団体	【対象となる活動】 青少年の健全な育成のための、民間の非営利活動 (特に、青少年の参画度の高い活動、創意工夫を育て る活動、地域での様々な支え合い活動、学校と地域が 連携する活動、次世代のリーダーを育てる活動等) <活動例> ボランティア育成、若者の居場所づくり、自然との ふれあい、科学体験・ものづくり、地域連帯・コミュニ ティづくり、国際交流・協力 【支援金額】 1 件当たり 10 万円～50 万円 【申請時期】 1 月頃	公益財団法人 マツダ財団事 務局 565-1344						

参考資料

制度名	概 要	申請 できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・ 申請先
国内助成 プログラム(公益 財団法人 トヨタ財 団)	地域社会の活性化や将来を担う人材の育成といった視点を継承しつつ、一人ひとりの安心・安全な暮らしや各人が望むライフデザインが実現する社会となることを重視し、以下①②の取組を支援する。 ①日本社会における社会サービスの創出や人材の育成 ②地域社会を支える共創によるプラットフォームの創出や整備	行政、企業、NP O、市民等と協働体制が構築できている、多様な人材や組織の参画と開かれた実施体制を持つ団体	【対象となる取組】 ① 新型コロナウイルス感染症により顕在化した諸課題の解決をめざした社会サービスの創出や人材の育成への取組 ② 既存の手法や仕組み、これまでに蓄積された実践知や暗黙知のみに依拠しない、地域社会を支える協働や参加の新たなデザインを生み出す取組 【助成金額】 ① 1,000～2,000 万円／件 ② 上限 600 万円／件 【申請時期】 4月～6月頃	公益財団法人 トヨタ財団 国内助成プロ グラム担当 03-3344- 1701
地域福祉 チャレン ジ活動助 成(公益 財団法人 日本生命 財団)	「共に生きる地域コミュニティづくり」を基本テーマに、「地域チャレンジ活動助成」として地域包括ケアシステムの展開、そして深化につながる5つのテーマのいずれかに該当する活動を支援する。	次2つの要件を満たす団体(法人格の有無は問わない。) ①助成テーマにチャレンジする意欲がある団体 ②他の団体・機関、住民組織等と協働で活動する団体	【対象となる活動】 ① 福祉施設や福祉・介護・保健・リハビリテーション専門職と地域住民の協働によるインフォーマルなサービスづくりへ向けてのチャレンジ活動 ② 認知症(若年性認知症を含む)の人、家族と地域住民がともに行う安心、安全に暮らせる地域づくりへ向けてのチャレンジ活動 ③ 人生の看取りまで含む生活支援(※)につながる実践へ向けてのチャレンジ活動 ※ 日常生活支援、身元保証、死後対応等 ④ 高齢単身者、家族介護者を含めた複合的な生活課題に対する(家族への)支援につながる実践へ向けてのチャレンジ活動 ⑤ 高齢者、障がい者、子ども等全世代交流型の活動・就労の機会提供、社会参加づくりへ向けてのチャレンジ活動 【助成金額】 最大 400 万円(1 年最大 200 万円で 2 年間) 【申請時期】 5月頃	公益財団法人 日本生命財団 高齢社会助成 事務局 06-6204- 4013

2 広島市地域コミュニティ活性化ビジョンの策定経過

開催日等	内容
令和2年8月 ～令和3年3月	町内会・自治会等実態調査の実施
令和3年7月26日	第1回地域コミュニティ活性化に関する懇談会 ・ 地域コミュニティ活性化に関する懇談会開催要綱等について ・ 座長の選出について ・ 懇談会の進め方について ・ 地域コミュニティの現状と課題について
令和3年9月8日	第2回地域コミュニティ活性化に関する懇談会 ・ 現状と課題を踏まえた地域コミュニティにおける活動事例について
令和3年10月4日	第3回地域コミュニティ活性化に関する懇談会 ・ 現状と課題を踏まえた地域コミュニティにおける活動事例について
令和3年11月8日	第4回地域コミュニティ活性化に関する懇談会 ・ 地域コミュニティ活性化の方向性とこれからの地域コミュニティについて ・ 行政からの支援について ・ 情報提供(地域団体連携支援基金事業費助成金について)
令和3年11月29日	第5回地域コミュニティ活性化に関する懇談会 ・ 地域コミュニティ活性化ビジョン(素案)について
令和4年1月28日	第6回地域コミュニティ活性化に関する懇談会 ・ 地域コミュニティ活性化ビジョン(素案)に対する市民意見募集の結果について ・ 地域コミュニティ活性化ビジョン(案)について ・ 地域コミュニティ活性化に関する懇談会の今後の開催について

3 地域コミュニティ活性化に関する懇談会 委員名簿

(各分野五十音順、役職は就任時点のもの、敬称略)

分野	役職	氏名
有識者	特定非営利活動法人 ひろしまジン大学 代表理事	平尾 順平
	広島修道大学人文学部 教授	山川 肖美(座長)
	比治山大学現代文化学部 教授	山田 知子
地域住民	[西区] 庚午中一丁目町内会 会長 庚午地区社会福祉協議会 会長 社会福祉法人広島市西区社会福祉協議会 会長 西区自主防災会連合会 会長	打越 勲
	[中区] 江波栄町町内会 会長	大浦 史郎
	[南区] 大州南町内会 会長 大州学区社会福祉協議会 会長 南区自主防災会連合会 会長	越智 正紀
	[安芸区] 伏附町内会 会長 瀬野学区連合町内会 会長 安芸区連合町内会連絡協議会 会長	金月 節男
	[佐伯区] 皆賀沖町内会 会長 五日市東学区社会福祉協議会 会長 五日市東学区まちづくり協議会 会長 五日市東学区自主防災会連合会 会長 社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会 会長	久保田 詳三
	[東区] 早稲田学区社会福祉協議会 会長 早稲田学区自主防災連絡協議会 会長	西田 志都枝
	[安佐南区] 緑井大下町内会 会長 緑井学区社会福祉協議会 会長 緑井学区自主防災会連合会 会長	濱本 康男
	[安佐北区] 大林上本郷自治会 会長 大林地区連合自治会 会長 可部地域町内会・自治会連絡協議会 会長 安佐北区連合町内会・自治会連絡協議会 会長	坊 聰彦
関係団体・ 機関	日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 センター事業団 山陽事業本部本部長	牛草 賢二
	広島市子ども会連合会 副会長	神谷 恵司
	広島市自主防災会連合会 会長	近藤 聿興
	一般社団法人広島青年会議所 理事長	杉川 綾
	公益財団法人広島市老人クラブ連合会 会長	高橋 博
	社会福祉法人広島市社会福祉協議会 常務理事	中村 一彦

4 地域コミュニティ活性化に関する懇談会で挙げられた主な視点

<第1回懇談会での主な視点>

○ 総論

- ・ 戦後復興において市民が立ち上げてきた歴史を踏まえつつ、そこにプラスアルファをして未来を見据えた議論をしていくことが重要である。

○ 団体運営(地域の組織)に関すること

- ・ 町内会だけに頼ることなく既存の地域団体等が連携して地域をマネジメントする組織として、町内会未加入者や、企業・大学などの外部機関も入って活動できる自治組織の事例が参考になる。
- ・ 町内会未加入者を含む住民の生活課題に対応するため、各種地域団体等が連携した大きな組織があった方がよいという発想もある。
- ・ 関係者による話し合いの場と、いかに多くの方に協力してもらうかが重要である。
- ・ 若い世代は地域を越えた人的ネットワークがあり、従来の地縁型組織にこだわりすぎない視点が必要である。
- ・ 町内会加入率の低下を踏まえ、全住民が関係する防災を軸とした組織への移行を図るべきである。
- ・ これからの町内会に求められるものを再定義することも重要である。

○ 活動の担い手に関すること

- ・ 地域活動にはリーダーの存在とそれを支える協力者の存在が重要である。
- ・ 担い手が誰もいないパブリックな部分の穴埋めを町内会が全て行う必要はなく、他の主体が担うことも必要である。
- ・ 若者にも地域に関わりたい人は一定数存在するが、今までとは違う関わり方を求めている可能性がある。
- ・ 後継者がいないと言われるが、後継者を育てられていない部分があるのではないか。
- ・ 現役世代が地域活動に参画する際、勤務先の応援は重要である。
- ・ 人は1人では生きられないことを周知徹底し、特に子どもに理解してもらうことが重要である。
- ・ 地域共生社会では、各世代が能力に応じ力を発揮する機会を増やす必要がある。
- ・ ボランティアという関わり方だけでなく、「協同労働」の仕組みを取り入れることで、地域活動が持続的・発展的となるのではないか。
- ・ 子ども会は、児童数の減少というより、役員をやりたくないという理由で会員が減っている。

○ 地域特性に関すること

- ・ 様々な地域特性があるため、各町間の違いや世代間の違いなどをしっかり考えていく必要がある。

○ 活動内容に関すること

- ・ 組織の維持ではなく、地域における見守りや防災などの機能を維持するという視点も重要である。
- ・ 災害などの緊急時、初動において、地域の横のつながり・連携が大きな役割を果たしている。

○ 行政との関係性

- ・ 条例を策定して、町内会もしくは防災会への加入を義務化することが必要である。
- ・ 地域に居住している行政職員が、町内会などの地域団体を支援することが重要である。

<第2回懇談会での主な視点>

- 団体運営(地域の組織)に関すること
 - ・ 地域における連携や団体の横串の組織は重要である。
 - ・ 地域の各種団体が連携する場合に中心となる組織について考えることが重要である。
 - ・ 縦割りの地域団体はもう少しまとまってもよいのではないか。
 - ・ 住民主体による組織運営を進めるためには、合意形成の方法やスケジュールなどを定めたビジョンの策定が重要である。
 - ・ 町内会が担うべきものや位置付け、これからの地域コミュニティをどう捉えるかについて整理する必要がある。
 - ・ 安全・安心なまちづくりは、コミュニティ活性化における大きなテーマであり、防災・防犯、交通安全、福祉活動などについて各種地域団体が参画して考えることが重要である。
- 財源に関すること
 - ・ 今後の地域の組織を考えるに当たり、財源確保について考える必要がある。
 - ・ 団体の連携強化に当たり、行政から縦割りに流れている補助金をどう水平移行するか検討する必要がある。
 - ・ 地域活動が継続できるような補助金のあり方や、協同労働という選択肢も含む地域における自主財源確保について整理することが重要である。
- 活動の担い手に関すること
 - ・ リーダー層とリーダーを支える層の育成、地域との関わり方について個人レベルで接点を作り、関心はあるが活動していない層を巻き込む方法など、地域活動への関わりの度合いに応じて考えることが重要である。
 - ・ 地域コミュニティの活性化において、町内会の加入促進は重要である。
 - ・ 大学生や青年会議所、NPO 等、若い力や新しい外の力を取り入れることが重要である。
 - ・ 子どもなど将来の担い手の確保のためには、歴史認識などを通じた郷土愛の醸成が重要である。
 - ・ 現役世代にとって、地域活動に参加するためには勤務先の理解が重要である。
- 地域特性に関すること
 - ・ 各地域が取り組むに当たり、地域性、地域資源、地域課題などを認識することが重要である。
 - ・ 地域コミュニティ活性化ビジョンでは、広島市全体に共通する対策を示しつつ、各地域で個別に参考にできるように示すことが重要である。
- 活動内容に関すること
 - ・ ウィズコロナやアフターコロナの視点から、人が集まって行うイベントと集まらなくてもできる地道な活動を並行していくことが重要である。

<第3回懇談会での主な視点>

- 団体運営(地域の組織)に関すること
 - ・ 地区社協に参加する地域団体の横串連携という場合、単に縦組織の連携でなく、人を育てることが基本である。子育て支援などのテーマごとに19の構成団体からそれぞれ1~2名が出て、自分は何ができるか意見を出し合っている。お金を出し活動してもらうのを前提としないため、制限なくいろいろなことが言える。それを繰り返して地区社協に関わるハードルが下がり、担い手不足が解消された。
 - ・ 年配者ばかりでなく、若い方たちと一緒に様々な経験をすれば、他の地域の事例を自分の地域に取り入れようといった意見が出てくると思う。
 - ・ 町内会は会員組織で、地区社協は入会や脱退はない。これら二団体の関係は地域によって様々であるが、うまくすみ分けることで、協働関係ができるのではないか。
 - ・ 地域活動は持続性が必要である。個性的なリーダーが退任し何もなくなってしまうのではいけない。
- 財源に関すること
 - ・ 行政から各団体への補助金を一本化し、地域の代表である連携組織に投入することで、組織がお金も人も融通しながら地域をマネジメントでき、住民の自治意識や主体性の形成につながる。
 - ・ 行政から施設の指定管理を請け負った組織が自主事業を行い、自主財源を確保している事例や、コミュニティビジネスにより経済的な効果を生んでいる事例もある。補助金だけでなく、自立して継続できる組織となるための財源も考える必要がある。
- 活動の担い手に関すること
 - ・ 自分たちのまちは自分たちで守るという自治意識の低下が一番の課題である。
 - ・ 町内会に加入していなくても、地域のために何かしたいと関心を抱いている方はいる。
 - ・ 掘めていないだけで地域には人材・有志がいると思う。イベント以外でもそうした人材と出会う場を作りたい。
 - ・ 多様化の時代に、地域コミュニティを昔のように戻すことにエネルギーを費やすよりも、人は一人では生きていけないという啓発を全市的に行うことが必要ではないか。
 - ・ 小さい時から地域社会に関わることを奨励することが重要である。
- 地域特性に関すること
 - ・ 全ての地域が同じことをするのでなく、各地域がおもしろそうだと感じることを実施することが大切である。
- 活動内容に関すること
 - ・ 小規模でもイベントは続けることで、人と人のつながりや絆が生まれる。
 - ・ 地域活動を行う上で、地域のニーズを正確に掴むことが重要である。
 - ・ 町内会に入っていようがまいが、自分たちの生活、家族、特に子どもを守ることが大元で、その中で、楽しみながら、町内会や地区社協が、地域の特性を生かした活動を展開できたらと思う。
- 行政との関係性
 - ・ マンション住民の町内会への加入促進策を提案してほしい。
 - ・ 行政が活動の好事例や問題解決策の情報をしっかり発信してほしい。
 - ・ 安佐北区や佐伯区のような町内会中心の地域とそうでない地域、都心部、周辺部、伝統・絆を大事にしている中山間地など、様々な特性があり、それを行政が崩すようなことがあってはならない。
 - ・ 地域にとって、区内の福祉施設の指定管理者は同一であるほうがよい。また、条例等による制約はあると思うが、できれば祝祭日は休館、その翌日は開館で統一してほしい。
 - ・ 市の遊休資産で地域に開放できるようなものを、積極的に地域に提示してほしい。例えば、グランドゴルフ場として活用できるような場所などの情報でもよい。

<第4回懇談会での主な視点>

- 団体運営(地域の組織)に関すること
 - ・ 新たな協力体制はこれまでの懇談会での議論を踏まえ、地区社協が中心となる地域や連合町内会が中心となる地域があることが分かった上で、行政がスタンダードとして示したものと考えており、運用は自分たちの地域の実情にあった連携を取りながら行えばよいのではないかと。
 - ・ 新たな協力体制について、各地域によって構成団体が異なるなど事情は様々で、これが全てではないが、こういった形で各地域に提案するということは大事であると思う。
 - ・ 組織に個人としてどのように関わっていくのかという観点や、組織になじめない人がどのように関わっていくのかという観点が必要である。
 - ・ 個人の小さな声や意見でも、組織としてきちんと取り上げていくという柔軟い考え方が必要である。
 - ・ 例えば、防災の面でいえば医師や地域包括支援センターが柔軟に参加できるなど、関係者が新たな協力体制に入りやすいようになるとよりよいと考えられる。
 - ・ 新たな協力体制について、現行ではできていないどのようなことができる可能性を持った組織であるのかについて説明できる必要がある。
 - ・ 新たな協力体制において町内会は連携する組織ではなく、町内会がまとめてこそ、自分たちのまちは自分たちで創ることができるのではないかと。
 - ・ 自分たちのまちは自分たちで守るという意識を持つ人が減ってきており、新たな協力体制だけで地域をまとめていくことは難しい。
 - ・ 地域の実情は様々であるので、組織体制の話より、各地域がそれぞれにあった支援メニューを選べるようにするのがよいのではないかと。
- 活動の担い手に関すること
 - ・ 地域活動に参加する意思のない人を呼び込むには、啓発活動などにより、地域コミュニティの重要性に気付くきっかけを増やすことが大事である。
 - ・ タブレットを使った絆づくりなどのような、若い人のやり方や考え方を勉強していかなければならない。
 - ・ インターネットがネイティブとなっている1990年代後半以降生まれのZ世代は、社会貢献の意識が当たり前となっているが、地域へ関わる入り口が見つけづらいと感じている。小さな声を聞くための入り口をたくさん作るという視点も重要である。
 - ・ 地縁組織からだけでなく、地域の外から人を呼び込む仕組みも必要である。
 - ・ 協同労働はリタイアした方の経験やノウハウを地域社会に生かすことができるが、地域は、具体的にどうすればよいかわかっていない。仕組みややり方などを地域が学べるようにすることが重要である。
 - ・ 企業の社員や家族が地域活動に参加するように促してもらうなど、企業に呼び掛け一緒に取り組むことが重要である。
- 活動内容に関すること
 - ・ 地域コミュニティにとって大事なのは防災・防犯など命に関わる部分なので、地域への参加意識の低い方でも関われるように、命を守るための仕組みや約束などを前面に打ち出すのがよいのではないかと。
 - ・ 地域活動の成功例・失敗例など有益な情報を共有し、学び合えるようにすることが大事である。
- 行政との関係性
 - ・ 職員が地域コミュニティ活性化に前向きに取り組むよう、意識を改革しないと、行政からの支援を行うといってもうまくいかないと考えられる。
 - ・ 地域と行政が町内会加入率の高い地域の共通点などについて意見交換したり、行政が地域の求める支援を把握できるような、話し合いの場が必要である。

<第5回懇談会での主な視点>

- 「第3章 地域コミュニティ活性化の方向性」、「第4章 これからの地域コミュニティ」について
 - ・ 「自分たちのまちは自分たちで創る」という考え方が掲げられているが、広島は非常に災害が多い地域なので、「守る」という言葉を入れた方がよい。
 - ・ 現在、地域コミュニティに関わっていない人たちが活動に参加していけるような場があり、やりたいことをできると感じられるイメージ図とする必要がある。
 - ・ 組織体制のことより、市の支援メニューを多く示して、地域の実情に合わせて取り組むことができるよう、選択肢をたくさん見せるのがよいと思う。
 - ・ 「新たな協力体制」の図は、地区社協や町内会連合会等が地域の核になって活動していくことがやはり基本ということを示していると思う。そこを運営しやすくするためにどうすればいいかということについて、ノウハウが必要なのではないかと思う。
 - ・ まちづくりの特効薬はないため、時間をかけて、若い人が入ってくる手法・状況を作り、若い人に入ってもらった上で、どう活動していくかという話をするべきではないか。そのためには、従来の縦割りではなく、横での連携も考えることが必要である。
 - ・ 現状を踏まえた上で、少し時間をかけながらも地域が課題を解決できる方向付けを出すとともに、困っている問題に対する市からの支援や改善策等を示し、並行して課題解決に取り組んでいく必要がある。
 - ・ 学校と連携することで、学校の施設の使用許可や子どもたちの声掛けなど様々なことが上手くいっており、学校との関係が重要である。
 - ・ 各地域団体は、会長や役員のなり手がおらず、特定の人が複数の会長職を兼務しており、「新たな協力体制」において、さらに役員を出すのは難しい。
 - ・ 「新たな協力体制」の役員会の形は様々考えられるので、既存の体制でも代替できる、あるいは既存団体が発展した体制とすることができると分かる記述を入れていただきたい。
 - ・ 「新たな協力体制」では、町内会・自治会が構成団体と連携するのではなく、町内会をベースとして町内会を中心にしていかなないとコミュニティは成り立たないのではないか。
- 「第5章 行政からの支援」について
 - ・ 現段階で地域に関わっていない人たちに、ビジョンを共有してもらうための施策も必要である。
 - ・ 子どもが地域コミュニティに参加することは将来につながるので、地域活動への参加の促進に当たっては、本人だけではなく、家族を含めるところが大事ではないか。
 - ・ 町内会加入促進が難しい特殊な地域もあり、そういう地域では、市の職員が町内会長、地区社協の会長等と一緒にあって未加入者への働き掛けができれば、加入率が増えると考えられる。
 - ・ 上部団体からの行事への参加要請が負担で、役員のなり手不足にもつながっており、やりやすい行事をすることなども、上部団体は考えていかなければならない。
 - ・ 若い人が住んでくれれば役員のなり手があるかもしれないが、若い人がいない地域もあることを認識し、若い人に定着してもらうための取組を考える必要がある。
 - ・ スタッフの確保が難しく、地区社協の拠点の整備が進んでいない。
 - ・ 市の補助金制度の統合などを検討する際には、運用する際に地域団体間で不満が出ないようにしていただきたい。
 - ・ 市職員が率先して地域活動に関われば、人材の確保や地域の現状を知ることにもつながるため、例えば、市の職員が町内会に入ることを推進したり、人事評価で地域活動を頑張った職員を評価する制度を考えてみてはどうか。
 - ・ 市の支援メニューは、制度改正等に応じて加除されると、より実用的である。